

石巻市高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画
(案)

令和2年12月

石巻市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 介護保険法等の改正について	4
第3節 計画の位置づけ	5
1 法的根拠	5
2 関連計画との調和	5
第4節 計画期間	6
第5節 計画策定の体制	7
1 石巻市介護保険運営審議会による審議	7
2 アンケート調査の実施	7
3 パブリックコメントの実施	8
第6節 計画の進行管理	8
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来像	9
第1節 人口の推移	11
1 人口の推移	11
2 高齢者人口の推移	12
3 人口の変化率	13
第2節 世帯数の推移	14
第3節 要支援・要介護認定者の状況	15
1 これまでの認定者数と認定率の平均	15
2 認定率の比較	16
3 認定者の推移と推計	18
第4節 介護保険事業の状況	20
1 給付費のこれまでの推移	20
2 介護保険サービスの利用状況	21
3 受給率の比較	23
4 第1号被保険者1人あたり給付月額の状況	25
第5節 各種実態調査結果の概要	27
1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	27
2 在宅介護実態調査	36
3 施設入所者調査	42
4 介護サービス提供事業者調査	44
第6節 本市の課題	47
第3章 計画の基本的な考え方	49
第1節 基本理念	51
第2節 基本方針	52
第3節 SDGsとのつながり	53
1 「SDGs」とは	53
2 石巻市とSDGs	53
3 本計画とSDGsとのつながり	53
第4節 施策体系	54
第5節 日常生活圏域	56

1 地区別人口及び高齢化率	56
2 日常生活圏域の設定	57
3 圏域別の介護サービス基盤の状況	58
第4章 生きがい創出と社会参加の促進	59
第1節 高齢者の生きがいづくり支援	61
1 高齢者の生きがいと創造の事業	61
2 高齢者スポーツ大会	62
3 敬老会	62
4 敬老祝金支給事業	62
5 老人福祉センター等運営事業	63
6 生涯学習の推進	65
第2節 高齢者の社会参加の促進	66
1 老人クラブ活動助成事業	66
2 高年齢者就業支援事業	67
第5章 健康増進と介護予防の推進	69
第1節 健康づくり事業の推進	71
1 高齢者のための健康づくり事業	71
第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	72
1 介護予防普及啓発事業	72
2 介護予防把握事業	72
3 介護予防訪問指導事業	72
4 軽度生活援助訪問型サービス事業	73
5 機能訓練訪問事業	73
6 通所型サービス支援事業	73
7 通所型介護予防事業	74
8 地域介護予防活動支援事業	75
9 地域リハビリテーション活動支援事業	75
10 デイサービス事業	76
11 「食」の自立支援事業	76
12 訪問型サービス事業	77
13 通所型サービス事業	77
第6章 生活支援の充実	79
第1節 高齢者の生活支援の充実	81
1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業	81
2 外出支援サービス事業	81
3 訪問理美容サービス事業	82
4 高齢者日常生活用具給付等事業	82
5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	82
6 高齢者保護措置事業	83
7 養護老人ホーム	83
第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実	84
1 成年後見制度利用支援事業	84
2 高齢者虐待への組織的対応	85
3 高齢者虐待対応体制	86

第3章 高齢者の居住環境の充実	87
1 住宅改修・福祉用具利用の支援	87
2 バリアフリー住宅普及促進事業	87
3 高齢者世話付住宅事業	88
4 有料老人ホーム等設置状況の把握	89
第7章 支え合いと連携の推進	91
第1節 地域で支え合う体制の整備	93
1 地域包括支援センターの運営	94
2 地域ケア会議等の推進	96
3 相談体制の充実	96
4 避難行動要支援者対策	96
5 地域における互助活動の推進	97
6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供	97
第2節 認知症本人・家族への支援の充実	98
1 認知症への理解を深めるための普及・啓発	99
2 認知症地域支援推進員活動の充実	100
3 認知症初期集中支援推進事業の充実	101
4 認知症サポーターの養成	101
5 認知症相談の実施	101
6 若年性認知症への対応	102
7 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業	102
第3節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備	103
1 地域の医療・介護の資源の把握	103
2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	103
3 在宅医療・介護連携に関する相談支援	104
4 地域住民への普及・啓発	104
5 医療・介護関係者の情報共有の支援	105
6 医療・介護関係者の研修	105
第4節 生活支援サービスの体制整備	106
1 地域づくり支援事業	106
第8章 介護サービス基盤の充実	107
第1節 介護サービス基盤の整備・充実	109
第2節 介護サービス量の見込み	110
1 居宅サービス	110
2 地域密着型サービス	118
3 施設サービス	122
第3節 介護保険事業費の見込み	124
1 介護サービス給付費見込額	124
2 標準給付費見込額	127
3 地域支援事業費見込額	128
4 保健福祉事業費見込額	128
第4節 第1号被保険者の保険料算定	129
1 介護保険事業の財源構成	129
2 第1号被保険者保険料の算定	131
第5節 介護事業所等の人材の確保・人材育成	133

Ⅰ 介護・福祉の啓発	133
2 介護職員研修の実施	133
3 奨学金返還支援事業	134
4 介護事業所との意見交換会の開催	134
5 ハローワーク石巻との連携	134
6 国への要望	134
第6節 介護サービスの質の向上	135
1 制度の周知徹底	135
2 苦情対応	135
3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上	135
4 介護サービス事業者の指導・監督	136
5 災害に対する備え	136
6 感染症に対する備え	136
7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援	137
8 情報開示とサービス評価体制の充実	137
9 事業者間の連携の支援	137
10 適正化事業の推進	137
11 離島介護対策事業	138
第7節 介護に取り組む家族等への支援の充実	139
1 住宅改修支援事業	139
2 高額介護サービス費貸付事業	139
3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	140
4 家族介護慰労金支給事業	140
5 介護用品支給事業	141
資料編	143
1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過	
2 石巻市介護保険条例（抜粋）	
3 石巻市介護保険運営審議会委員名簿	
4 SDGsのゴールとターゲット	

第Ⅰ章

計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

21世紀の超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、介護保険制度は創設されました。介護保険制度は、その創設から21年が経過し、本市における介護保険サービス利用者も7,644人（令和2年4月利用分）となり、介護が必要な高齢者の生活を支える中心的な制度として定着しました。

こうした中で、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となり介護ニーズの増加が見込まれる令和7年（2025年）や、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳の高齢期に到達するとともに介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる令和22年（2040年）を見据え、制度を安定して継続することが求められます。

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」をさらに充実させていく必要があります。

それは、高齢者を「支援を必要とする人」としてだけではなく、地域社会を支える参加者として位置づけ、さまざまな社会参加の機会と環境を整備するなかで、高齢者を含めた全ての世代が持てる力を出し合い、ともに支え合う地域社会の実現を図っていくこともあります。

本市では、第7期計画において「共に支え合い、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、高齢者に関する福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、中長期的な展望のもとに、諸施策をさらに充実させていくことが重要と考えています。

今般、第7期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、超高齢社会にあたる本市の高齢者を取り巻く特性や課題を踏まえ、「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」という理念をかけ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 介護保険法等の改正について

我が国の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとのいわゆる「縦割り」や、支援の「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の実現を図るために、包括的に福祉サービス提供体制を整備する観点から、介護保険法、老人福祉法を含めた改正法「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が、（一部を除き）令和3年4月1日に施行されました。

改正の概要は次のとおりです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進【介護保険法、地域医療介護総合確保法】

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長するなど。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

第3節 計画の位置づけ

I 法的根拠

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画であり各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、サービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類ごとの量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

なお、本計画は、介護保険法第116条第1項の規定に基づいた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、上記計画を一体的に策定したものです。

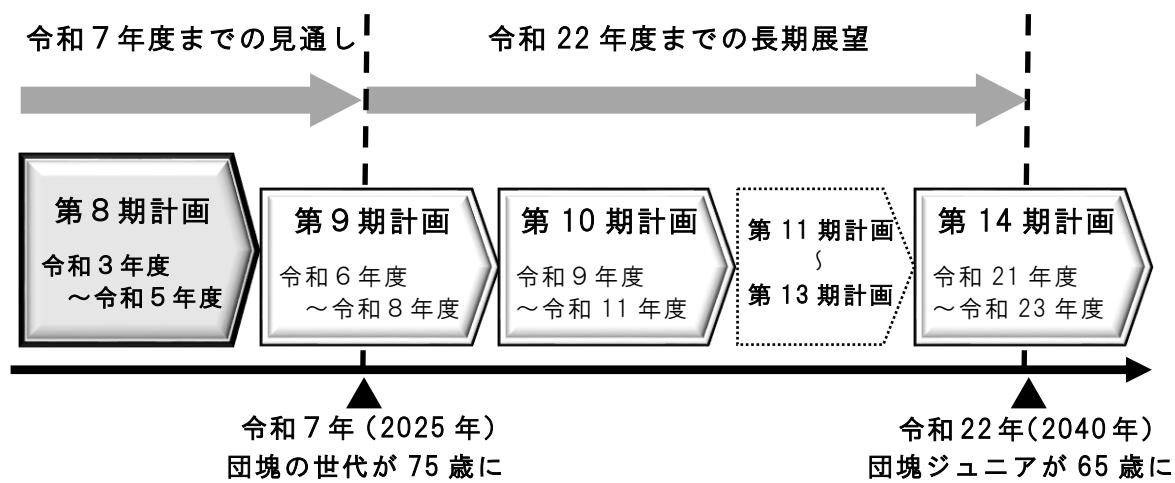
2 関連計画との調和

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である「第2次石巻市総合計画」の部門別計画として位置付け、国の指針をはじめ、宮城県の「宮城県地域医療計画」、「宮城県医療費適正化計画」、「宮城県高齢者居住安定確保計画」等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する「石巻市地域福祉計画（第3期）」、分野別計画である「第2次石巻市健康増進計画」、「石巻市第4次障害者計画」、「石巻市第6期障害福祉計画」等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

第4節 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としますが、次期計画以降については、社会情勢の変化等を的確に捉え、状況に応じた計画の見直しを図っていきます。

■ 計画期間



第5節 計画策定の体制

I 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条の規定に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容について審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7名）、介護に関する学識又は経験を有する者（3名）及び介護サービスに関する事業に従事する者（7名）の計17名で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、様々な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

2 アンケート調査の実施

高齢者の生活状況や支援ニーズ及び石巻市の介護（予防）サービス提供事業者の現状や今後の展望などを把握し、計画策定の基礎資料とする目的として実施しました。

調査実施概要及び配布回収の状況は次のとおりとなります。

（調査結果の概要は27頁、詳細は、「石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定 調査結果報告書」を参照。）

■調査実施概要

調査対象者	<p>①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者） 石巻市に住所を有する65歳以上で、要介護認定を受けていない方から圏域別に無作為抽出</p> <p>②在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者） 在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、認定の更新申請・区分変更申請をした方</p> <p>③施設入所者調査（要支援・要介護認定者） 要介護（要支援）認定を受け、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅やケアハウス等）を利用する要支援・要介護高齢者から無作為抽出</p> <p>④介護サービス提供事業者調査 石巻市に所在する介護（予防）サービス提供事業者</p>
調査方法	<p>①③④郵送配付－郵送回収</p> <p>②認定調査員の訪問による聞き取り調査</p>
調査期間	<p>①③令和2年2月～3月</p> <p>②令和元年7月～令和2年3月</p> <p>④令和2年6月</p>

■配布・回収状況

	配付数	有効回収数	有効回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,900	1,163	61.2%
②在宅介護実態調査		606	
③施設入所者調査	500	325	65.0%
④介護サービス提供事業者調査	94	72	76.6%

3 パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために計画案の内容等を公表するパブリックコメントを令和2年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第6節 計画の進行管理

本計画は介護保険サービス、地域支援事業、健康増進、福祉サービス等の健康福祉分野だけでなく、生きがいづくり、就労、生涯学習、まちづくりなど多くの事業と密接に関連しているため、介護保険課を中心とした関係各課の連携による府内体制を整備し、P D C Aサイクルに基づいた計画の進行管理を行います。

また、石巻市介護保険運営審議会において、事業計画に位置付けた施策について各年度実績を報告し、計画の達成状況を点検・評価します。

第2章

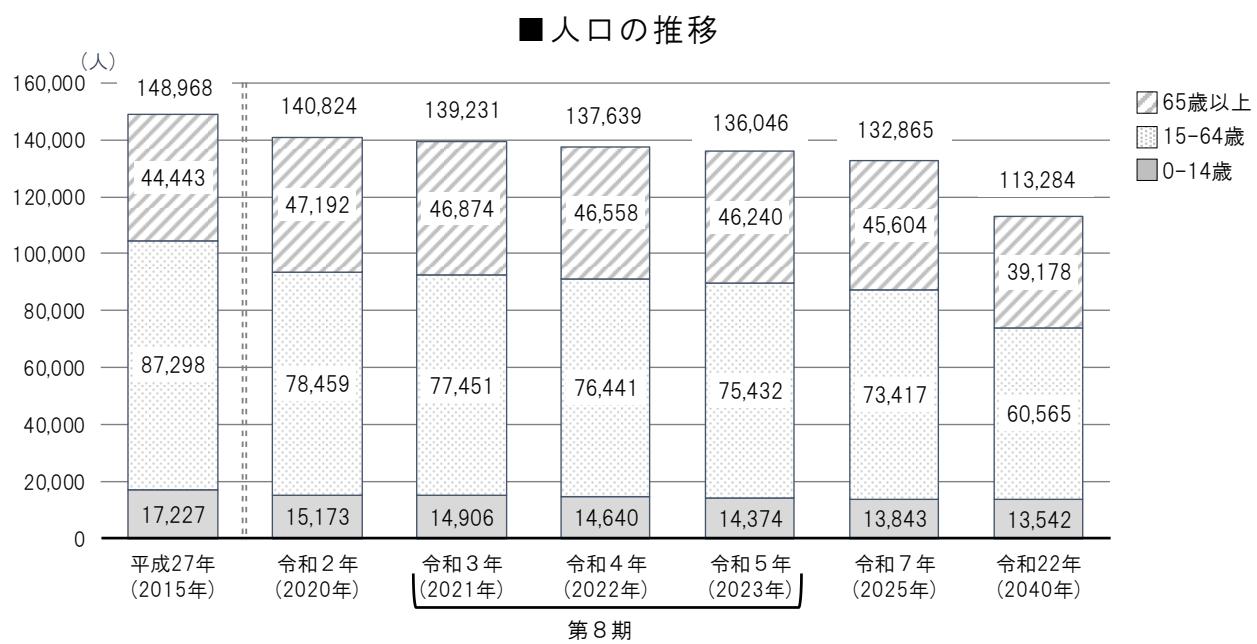
高齢者を取り巻く現状と将来像

第Ⅰ節 人口の推移

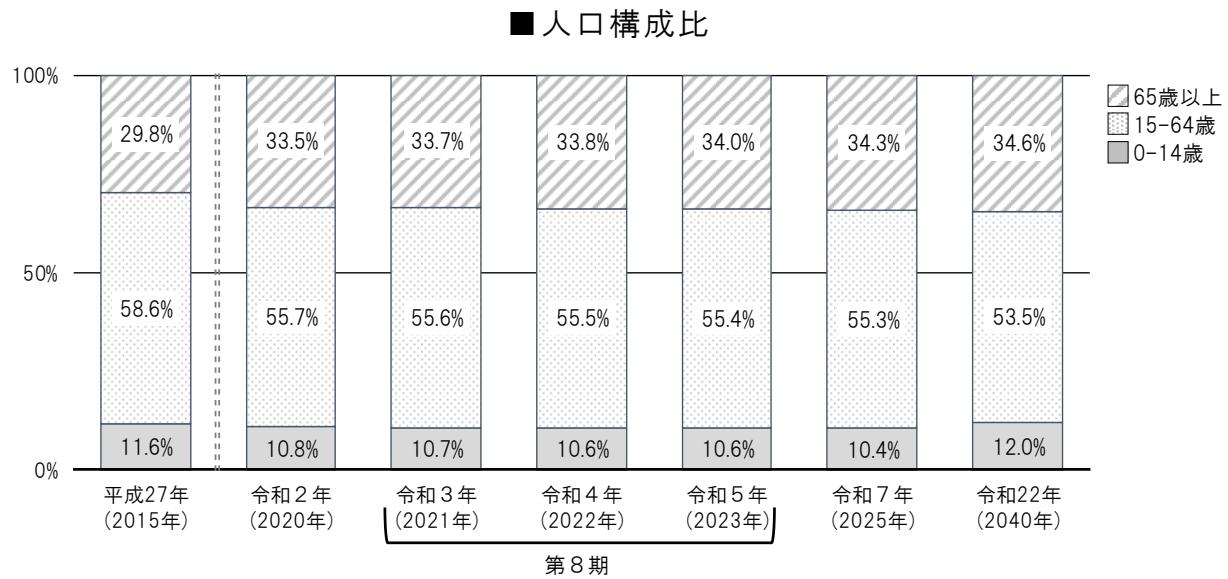
I 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

年齢3区分のいずれも減少し、構成比が大きく変化することなく、65歳以上人口が占める割合（高齢化率）は、長期的に33～34%台で推移するものと見込まれます。



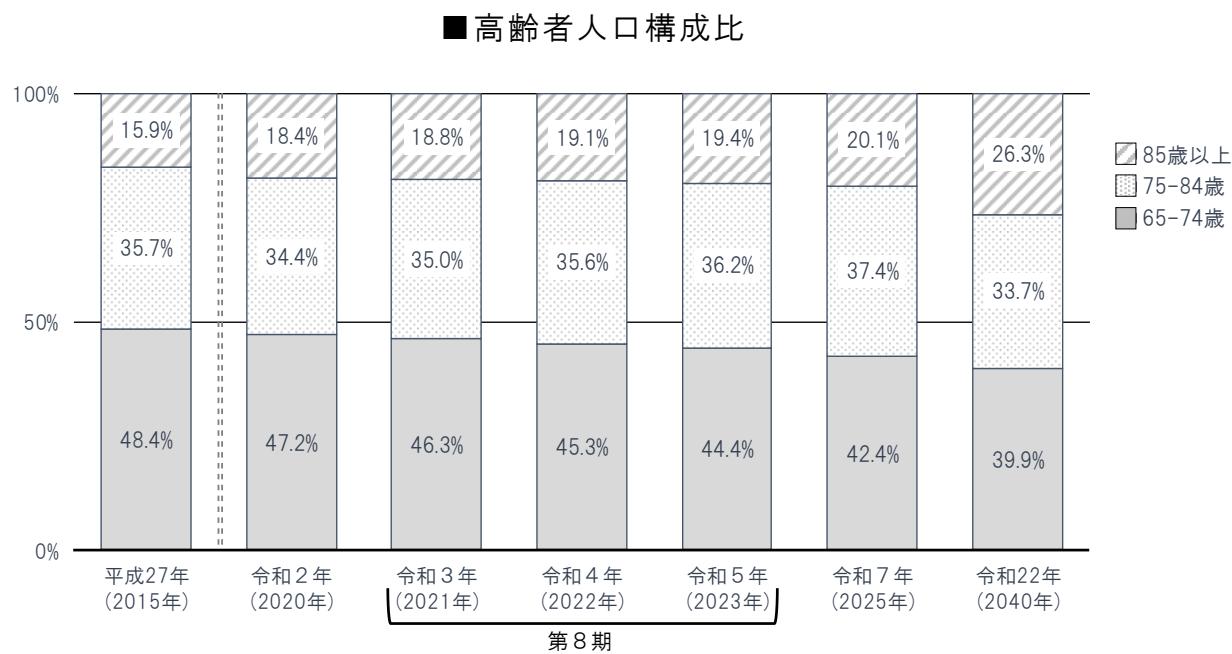
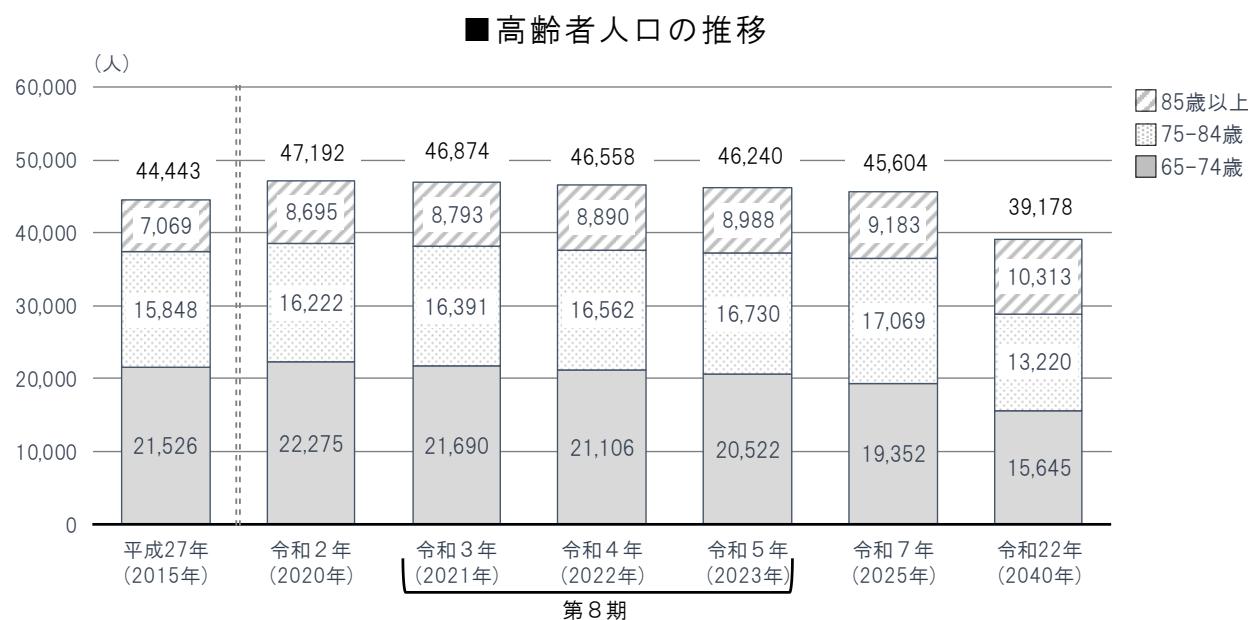
※平成27年は住民基本台帳人口。他は「第2次石巻市総合計画」により作成。各年9月末現在。本頁下のグラフ及び次頁も同様。



2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、第8期計画期間中は46,000人台で若干減少しますが、年齢区分でみれば、65～74歳が減少するのに対し、75～84歳及び85歳以上は増加するものと見込まれます。

長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は4万人を割り39,000人台になりますが、年齢区分の構成において、65～74歳及び75～84歳の割合が縮小するのに対して、85歳以上の割合が拡大し、26.3%を占めるものと見込まれます。



3 人口の変化率

上述の内容を令和2年(2020年)から令和22年(2040年)の間の変化率としてまとめたものが下表です。

本市の総人口が19.6%減少するなかで、生産年齢人口はそれよりも大きく22.8%減少します。その一方で、高齢者人口は17.0%減少しますが、年齢区分でみれば、85歳以上は唯一18.6%と約2割の増加となっています。

本市の高齢化率としては3割台の前半で長期的に推移しますが、担い手となる世代が顕著に減少するなか、高齢者のなかでも介護ニーズの高い85歳以上の比重が顕著に高まるものと見込まれます。

■ 人口の変化率

	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)	2020年 ↓ 2040年 変化率
総人口	100.0%	96.6%	94.3%	80.4%	▲19.6%
0-14歳	100.0%	94.7%	91.2%	89.2%	▲10.8%
15-64歳	100.0%	96.1%	93.6%	77.2%	▲22.8%
65歳以上	100.0%	98.0%	96.6%	83.0%	▲17.0%
うち 75歳以上	100.0%	103.2%	105.4%	94.4%	▲5.6%
うち 85歳以上	100.0%	103.4%	105.6%	118.6%	18.6%

第8期最終年

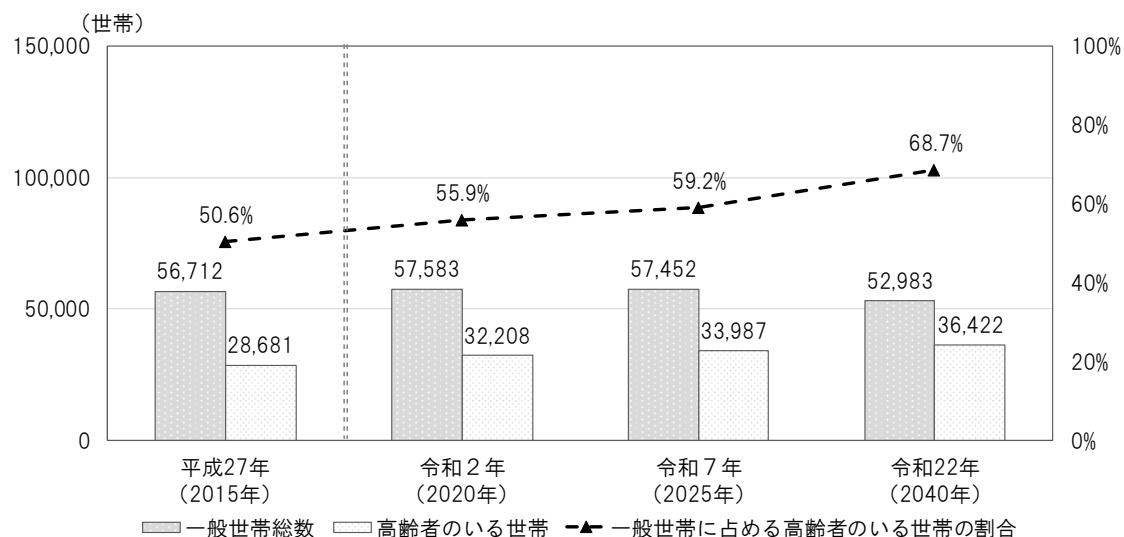
第2節 世帯数の推移

平成27年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における宮城県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、当面、増加するものと見込まれます。

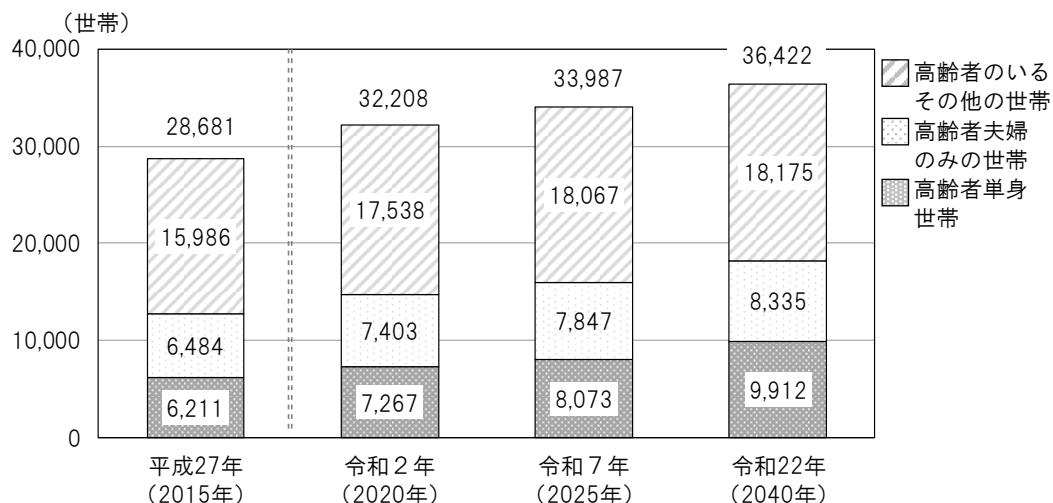
さらに「高齢者のいる世帯」について類型別にみると、令和22年には最も見守りの必要性が高い「高齢者単身世帯」が顕著に増加し9,912世帯になるものと見込まれます。

■一般世帯総数及び高齢者のいる世帯数の推移



※平成27年は国勢調査。他は独自推計。各年9月末現在。下のグラフも同様

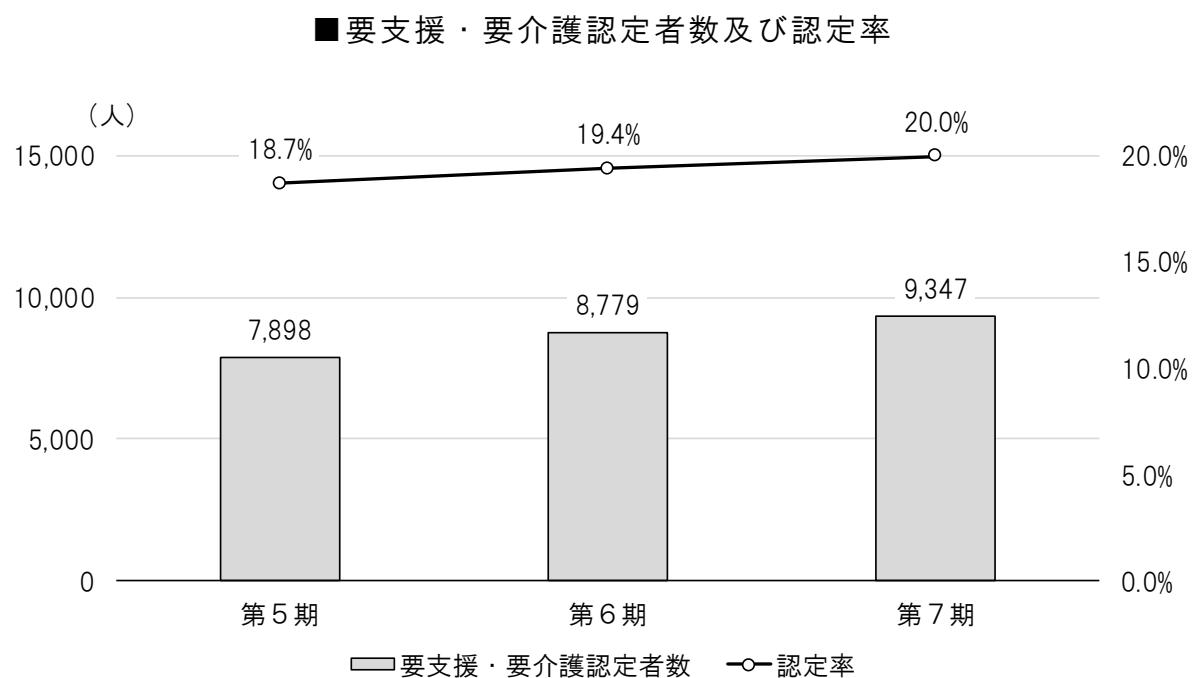
■高齢者のいる世帯・類型別の推移



第3節 要支援・要介護認定者の状況

I これまでの認定者数と認定率の平均

要支援・要介護認定者数及び認定率について、第5期計画期間（平成24～26年度）、第6期計画期間（平成27～29年度）及び第7期計画期間（平成30～令和2年度）の各期平均値を用いて比較してみると、認定者数は、増加の傾向で推移し、第7期には9,347人となっています。



※「地域包括ケア見える化システム¹」のデータにより作成。

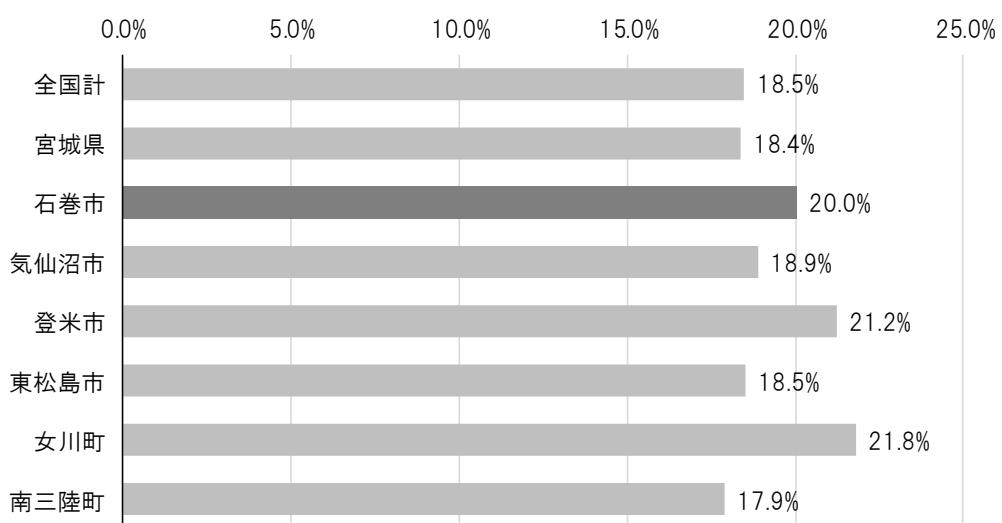
¹ 市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援する情報システム。

2 認定率の比較

認定率について、国、県及び宮城県高齢者福祉圏域「石巻・登米・気仙沼圏域」内他市町と比較すれば、本市の認定率は、第1号被保険者数全体では20.0%と国、県より高く、他市町と比較では概ね中位の水準です。

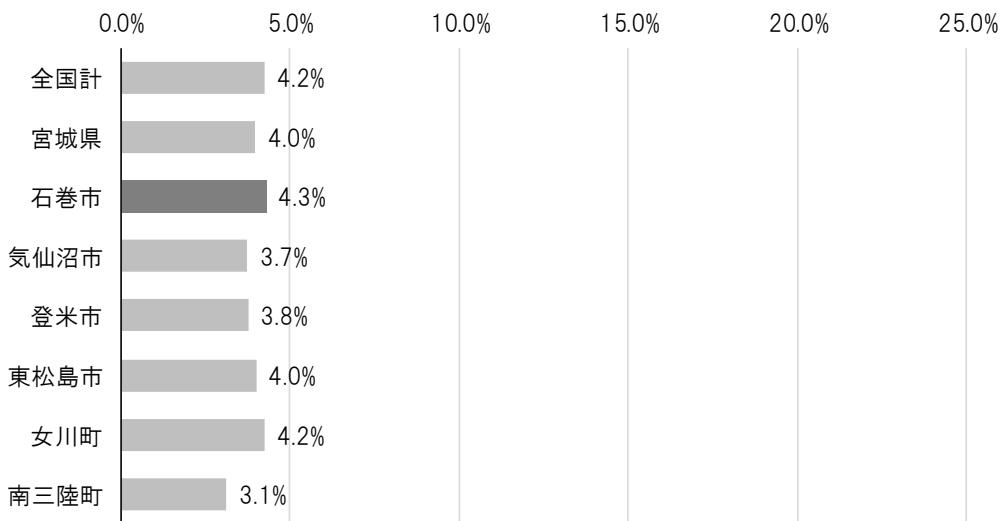
年齢区分別にみると、65～74歳は本市が最も高いもの大きな差はありません。また、後期高齢者は（次頁グラフ）、75～84歳は20.1%、85歳以上は61.0%であり、いずれも、国、県より高く、高齢者福祉圏域内では南三陸町を除いた他市町と同等の水準に位置しています。

■認定率・第1号被保険者数全体

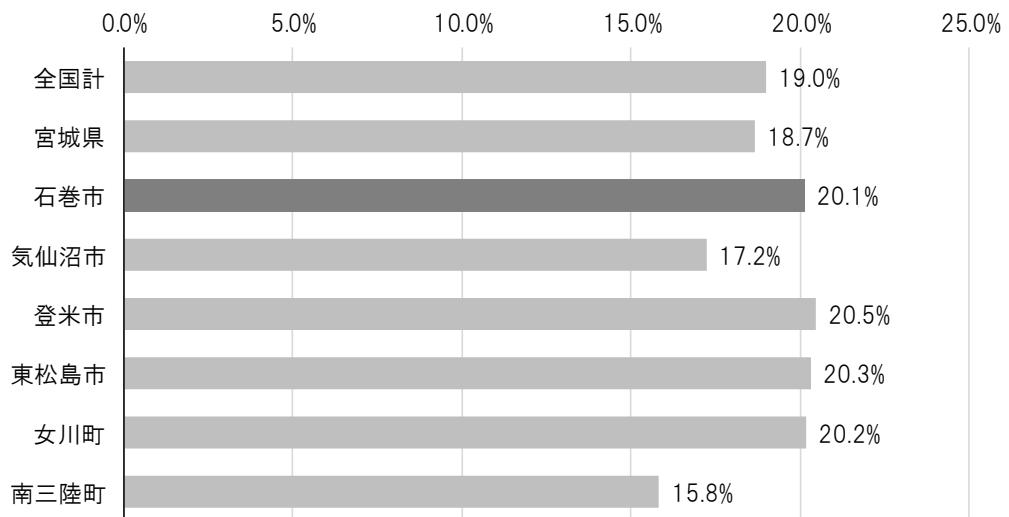


※「地域包括ケア見える化システム」令和元年度データで作成。本頁下図及び次頁同様。

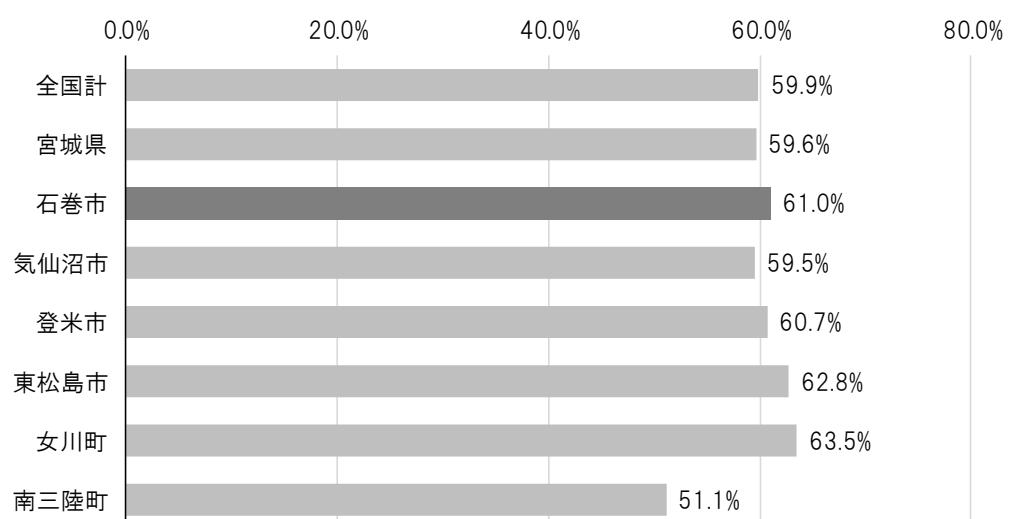
■認定率・65～74歳



■認定率・75～84歳



■認定率・85歳以上



3 認定者の推移と推計

(1) 認定者総数

第7期計画期間における第2号被保険者を含めた認定者総数は、9,400～9,600人台で推移しています。

直近の性別・年齢区分別の認定率が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数は、令和3年度には9,730人、令和4年度には9,798人、令和5年度には9,850人になり、9,700～9,800人台で推移するものと見込まれます。

また、さらに中長期の推計をすれば、令和7年度は9,964人、令和22年度9,856人になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。各年9月末現在。

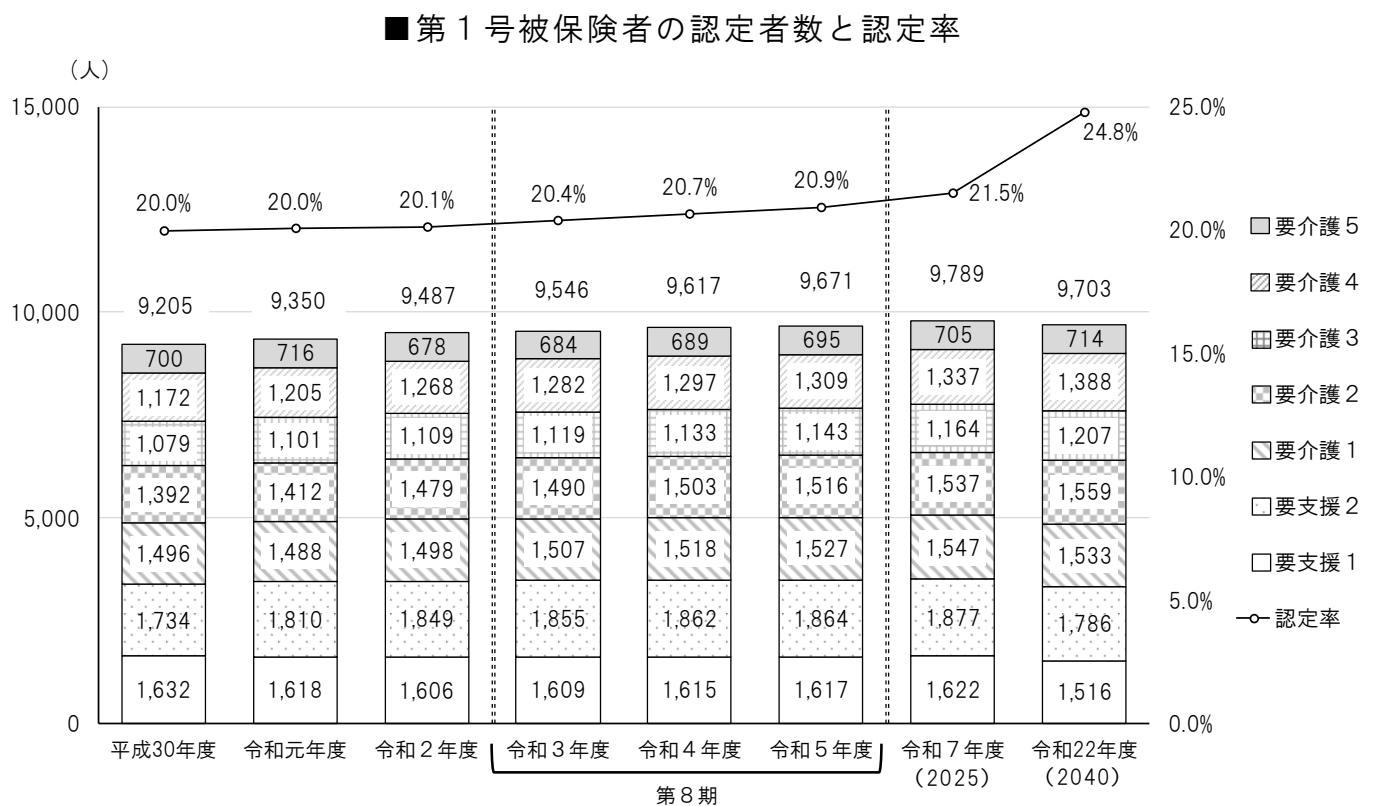
(2) 第1号被保険者の認定者数と認定率

第7期計画期間における第1号被保険者の認定者数は、9,200～9,400人台で推移しています。

前項同様、直近の性別・年齢区分別の認定率が、今後も継続すると仮定した第8期計画期間中の認定者数は、令和3年度には9,546人、令和4年度には9,617人、令和5年度には9,671人になり、9,500～9,600人台で推移するものと見込まれます。

また、さらに中長期の推計をすれば、令和7年度は9,789人、令和22年度9,703人になるものと見込まれます。

第1号被保険者全体でみたときの認定率は、当面、20～21%台で推移しますが、令和22年度には24.8%になるものと見込まれます。



※「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。各年9月末現在。

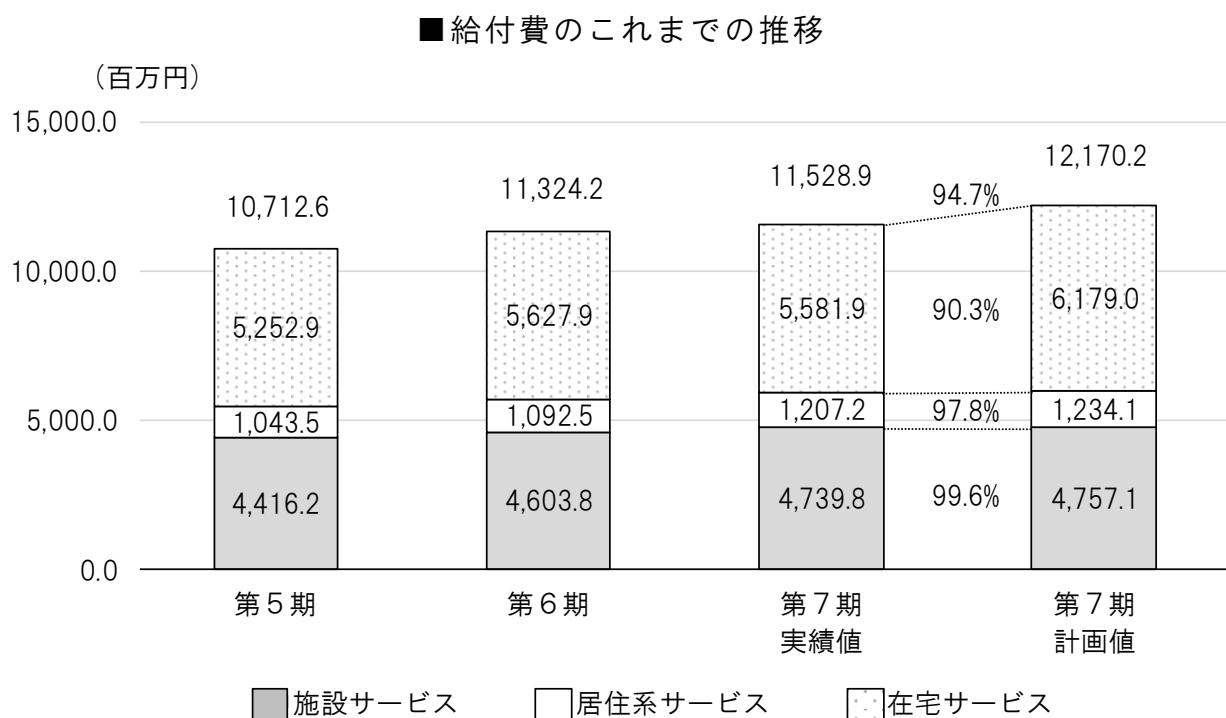
第4節 介護保険事業の状況

I 給付費のこれまでの推移

給付費の合計は、第5期の約107.1億円から第6期に約113.2億円、さらに第7期には約115.3億円に増加しました。

サービス系統別にみると、第6期から第7期にかけて施設サービス²が約46.0億円から約47.4億円に増加した一方で、在宅サービス³は約56.3億円から約55.8億円に減少しています。居住系サービス⁴は約11～12億円で推移しています。

また、第7期の実績値は、給付費全体で計画値に対して94.7%と見込みを5.3%下回りました。施設サービスは99.6%とほぼ見込み通りとなりましたが、居住系サービスは97.8%と見込みを約2.2%下回り、在宅サービスは90.3%と、見込みを約1割下回りました。



※「地域包括ケア見える化システム」のデータにより作成。

² 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院。

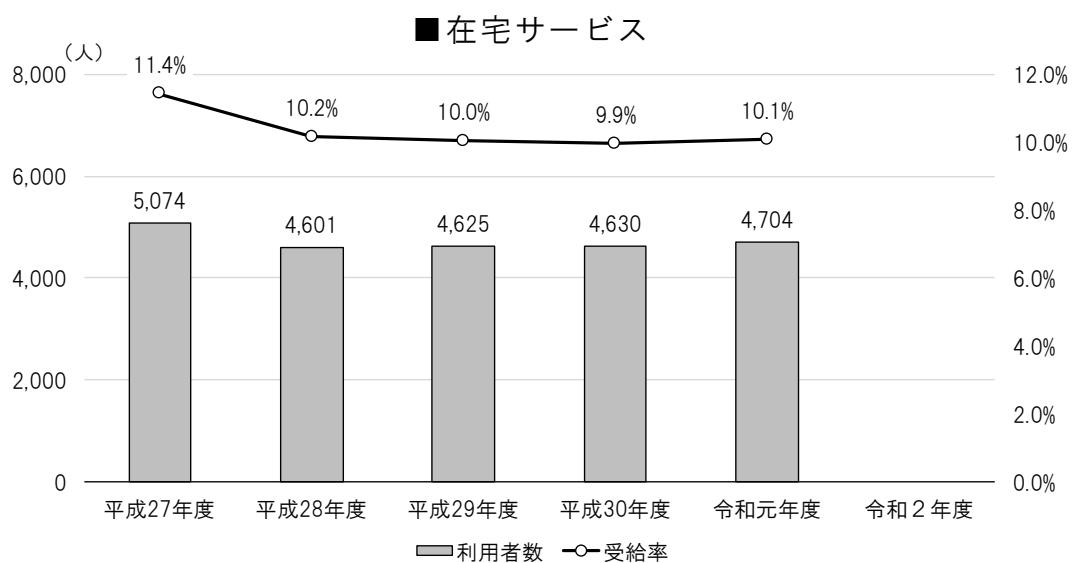
³ 訪問介護、訪問入浴介護等、在宅の要介護者が利用するサービス。

⁴ 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護。

2 介護保険サービスの利用状況

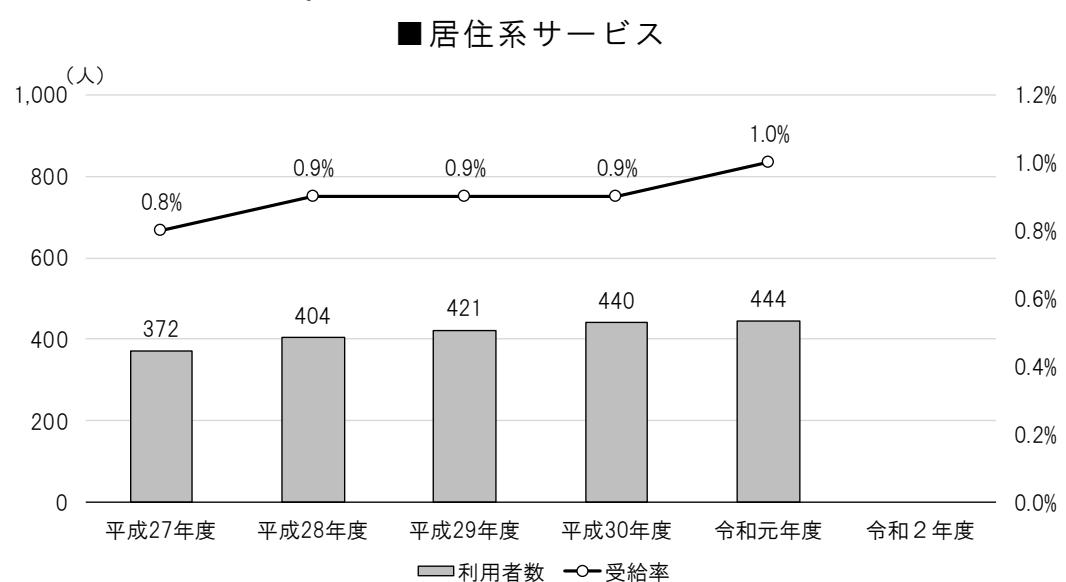
(1) 在宅サービス

在宅サービスの受給者数と受給率(サービス利用者数÷第1号被保険者数)について、第7期計画の平成27年度からの推移をみると、平成27年度から平成28年度にかけて、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業に移行したことから利用者数が減少していますが、その後は増加傾向にあります。受給率は、10%前後でほぼ横ばいに推移しています。



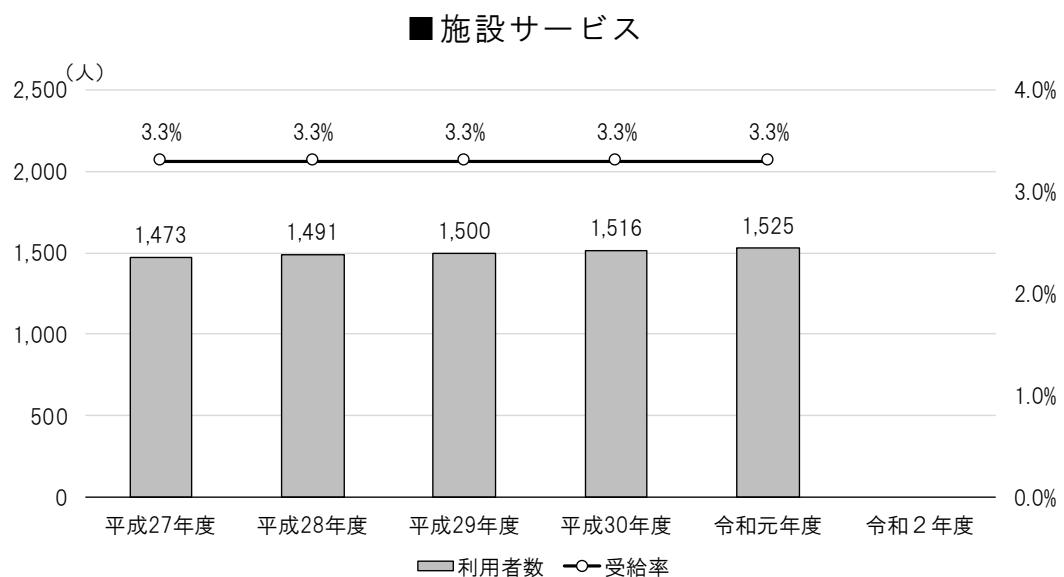
(2) 居住系サービス

居住系サービスは、一貫して利用者数は増加傾向で、受給率は1%程度でほぼ横ばいとなっています。



(3) 施設サービス

施設サービスも利用者数は増加傾向で、受給率は3.3%で横ばいとなっています。

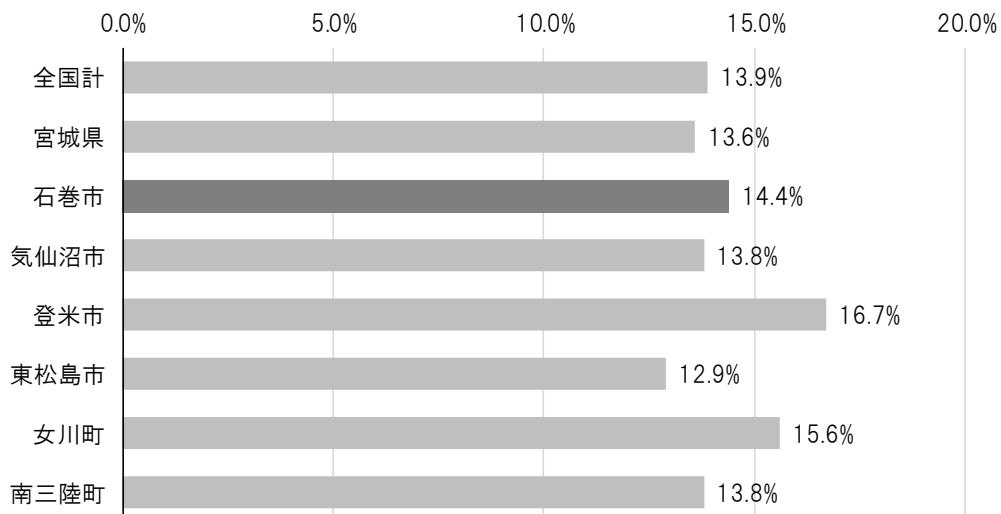


3 受給率の比較

受給率について、国、県、高齢者福祉圏域内他市町と比較すると、本市は、14.4%で国、県よりも高い水準で、圏域内では中位です。

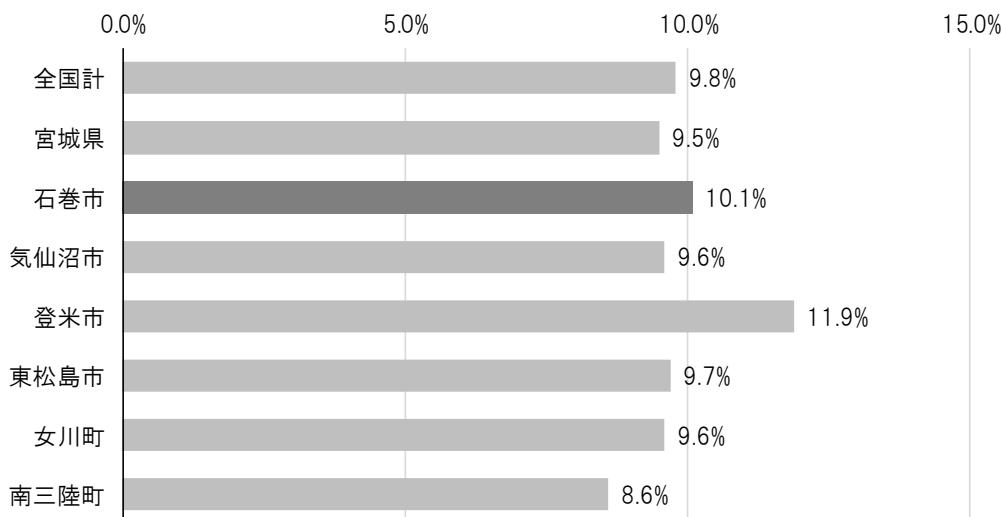
サービス系統別にみれば、在宅サービスと施設サービスは国、県よりもやや高い水準である一方で、居住系サービスはやや低い水準となっています。圏域内では、いずれも概ね中位の水準です。

■ サービス受給率



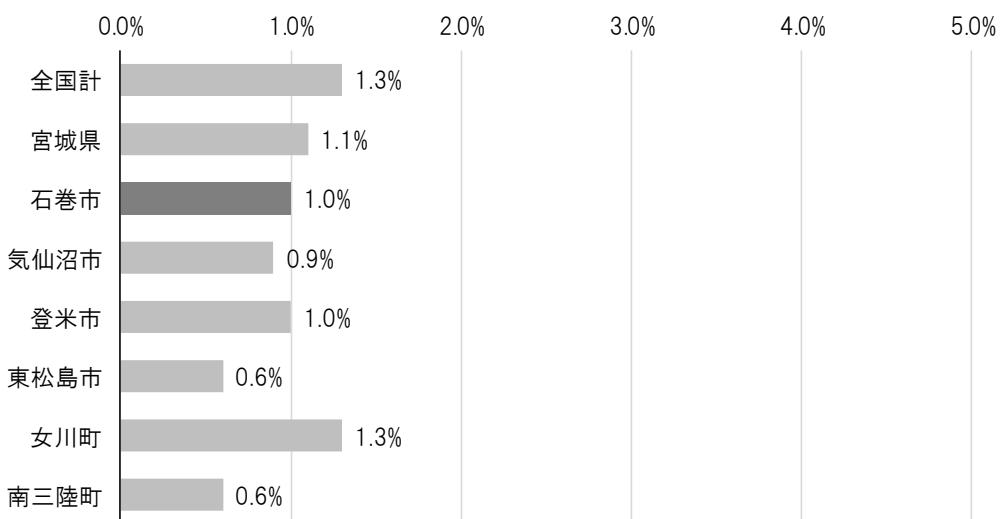
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■ 在宅サービス受給率



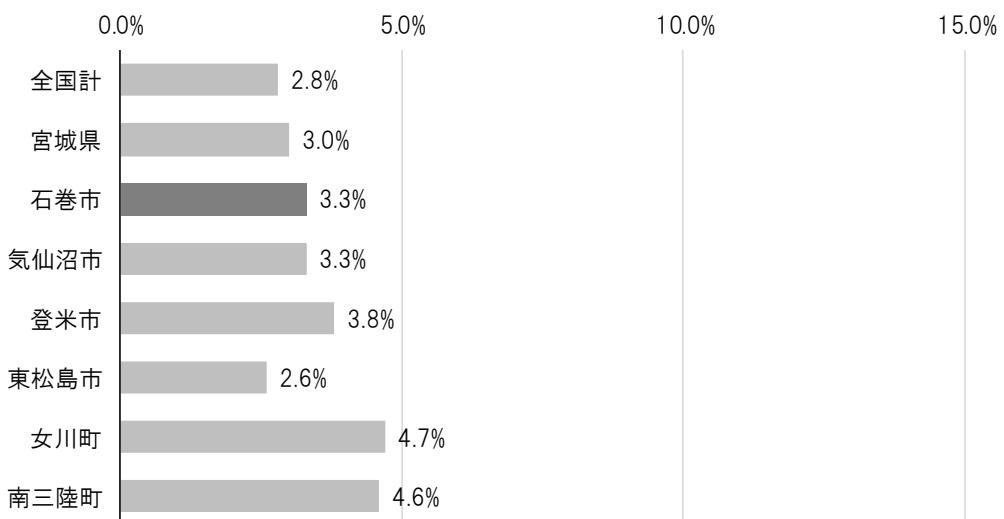
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■居住系サービス受給率



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■施設サービス受給率



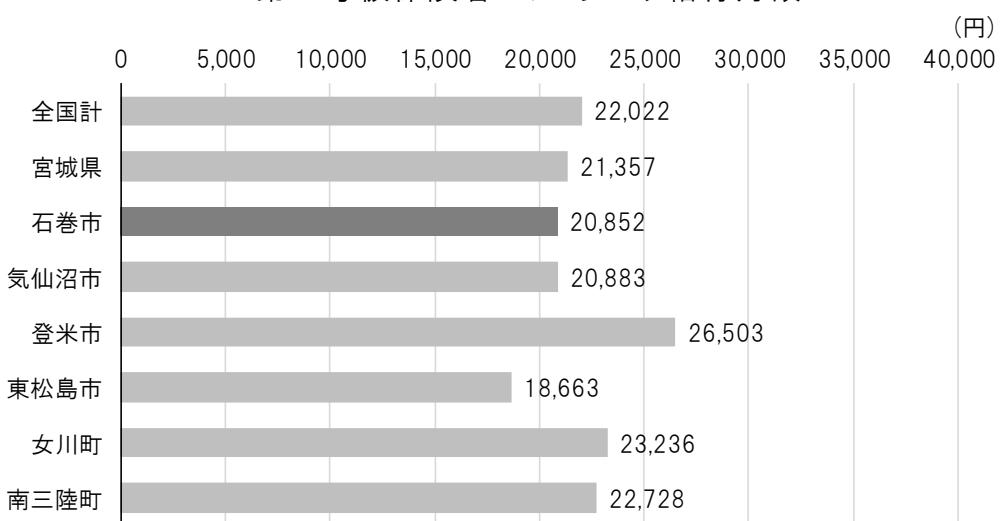
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

4 第1号被保険者1人あたり給付月額の状況

介護サービスの給付に関する主要の指標である「第1号被保険者1人あたり給付月額」についても、同様に比較すると、本市は、20,852円であり、国、県よりも低い水準で、高齢者福祉圏域内では概ね中位の水準です。

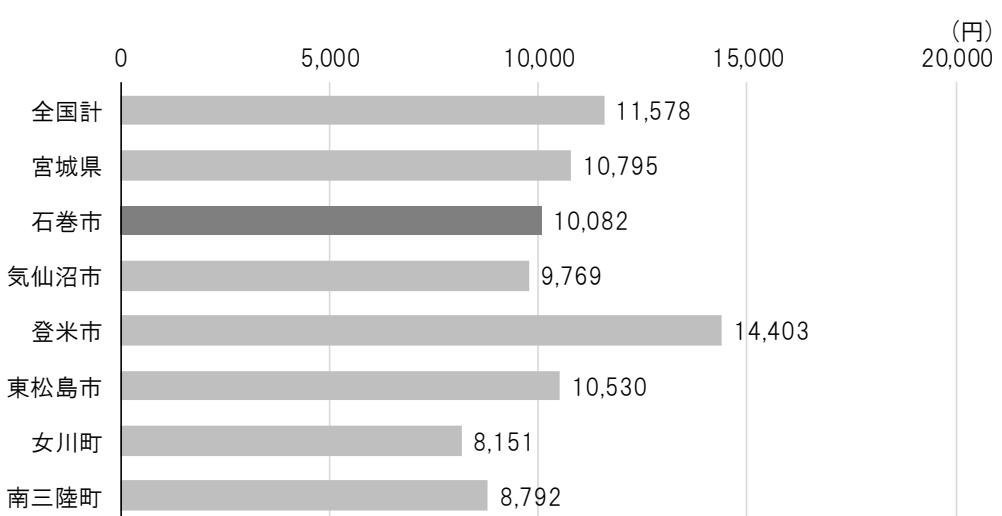
サービス系統別にみれば、県よりも在宅サービスが713円、居住系サービスが292円低く、施設サービスは500円高くなっています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額



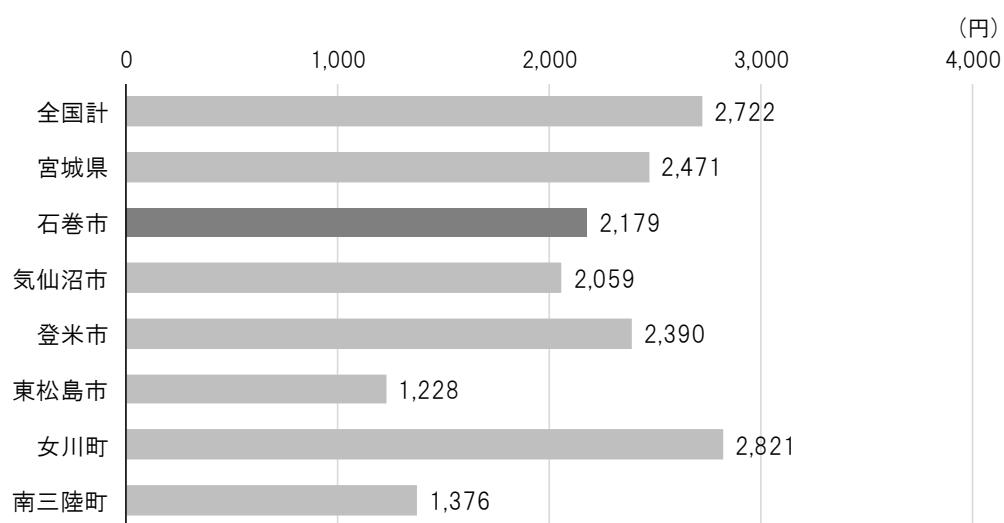
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■第1号被保険者1人あたり給付月額・在宅サービス



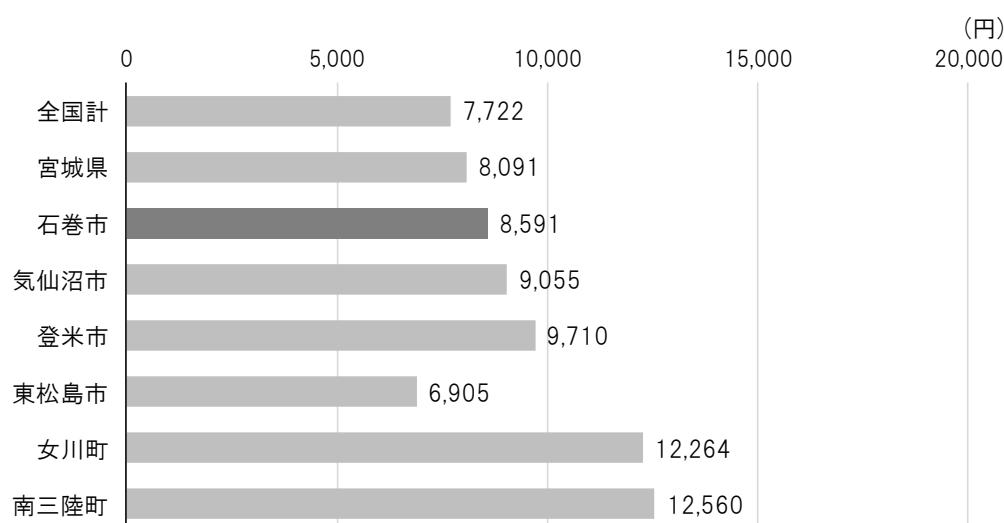
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■第1号被保険者1人あたり給付月額・居住系サービス



※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

■第1号被保険者1人あたり給付月額・施設サービス



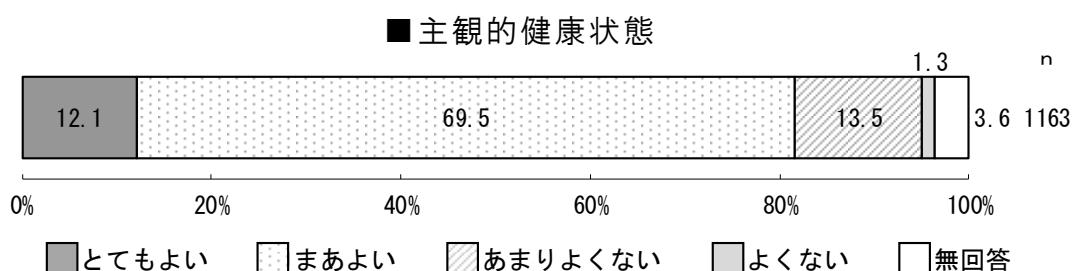
※「地域包括ケア見える化システム」の令和元年度データにより作成。

第5節 各種実態調査結果の概要

I 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

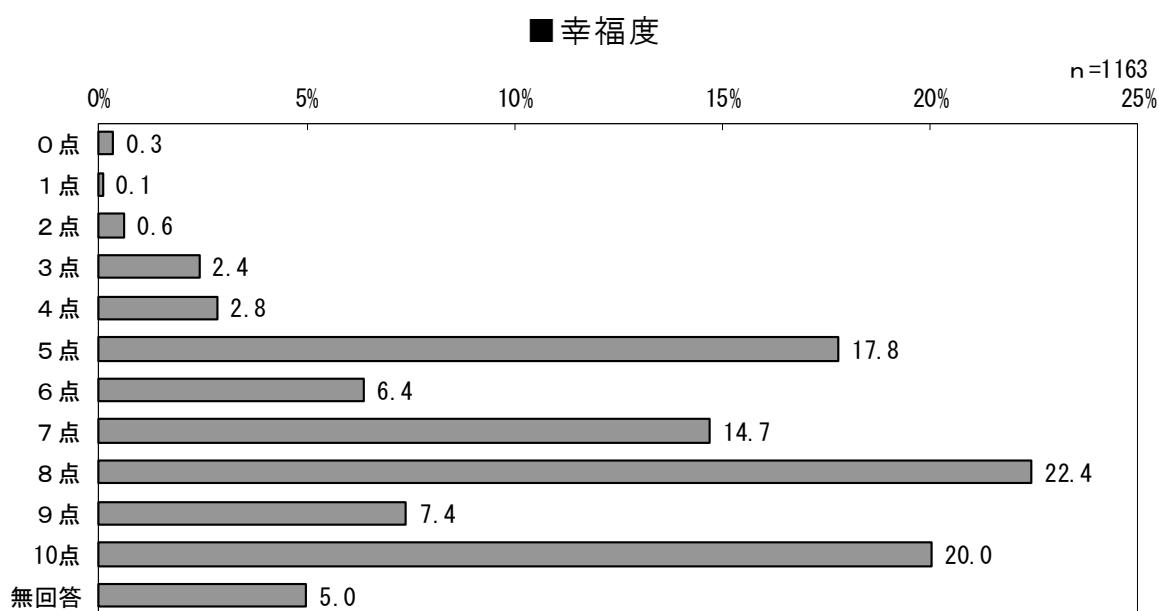
(1) 主観的健康状態

自覚的な健康状態（主観的健康状態）は、「まあよい」が69.5%と最も多く、「とてもよい」(12.1%)と合わせて約8割は良好と認識しています。



(2) 幸福度

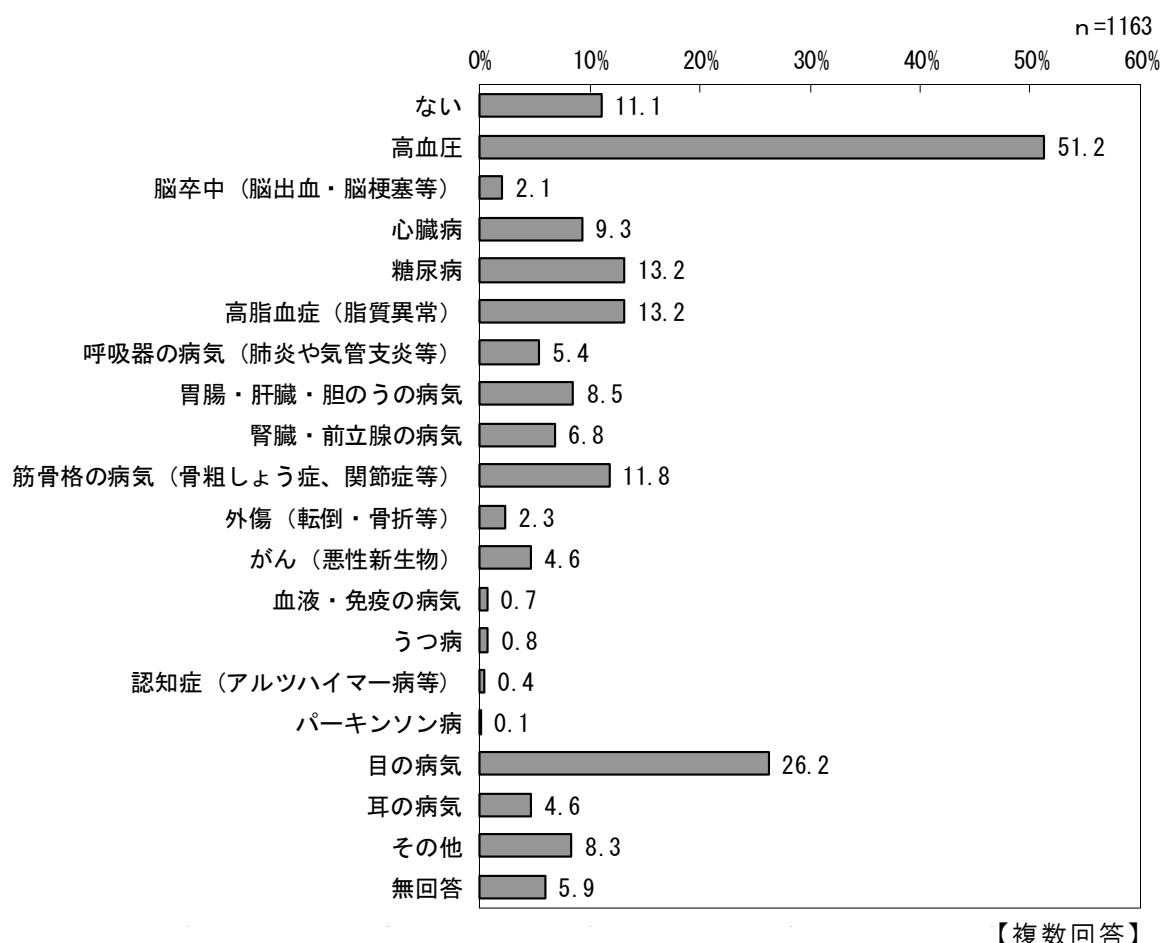
「あなたは、現在どの程度幸せですか」と尋ねた幸福度では、「0点（とても不幸）」から「10点（とても幸せ）」まで、11段階の得点で回答を得ていますが、「8点」が最も多く22.4%、次いで「10点」が20.0%、「5点」が17.8%、「7点」が14.7%となっています。



(3) 現在治療中または後遺症のある病気

「高血圧」が最も多く 51.2%、次いで「目の病気」が 26.2%となっており、「ない」は 11.1%となっています。

■現在治療中または後遺症のある病気

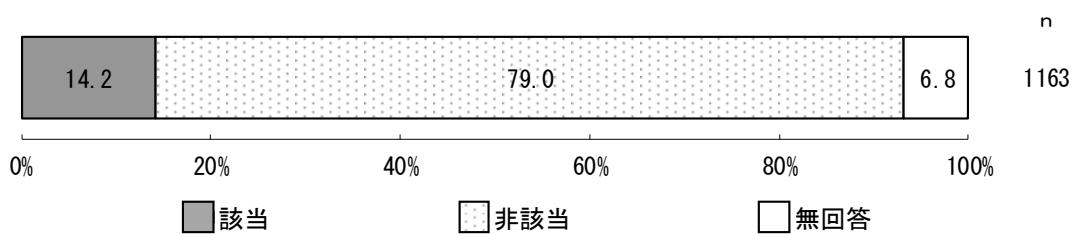


【複数回答】

(4) 運動器の機能低下

運動器の機能低下について、「該当」は 14.2% となっています。

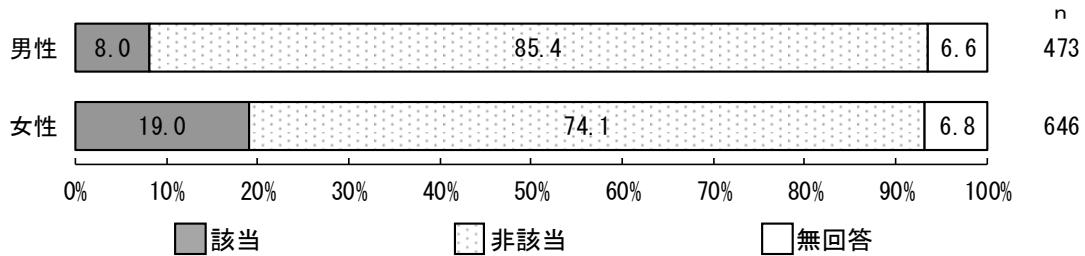
■運動器の機能低下



(4) - 1 性別の状況

性別では、男性よりも女性は「該当」の割合が11.0ポイント高くなっています。

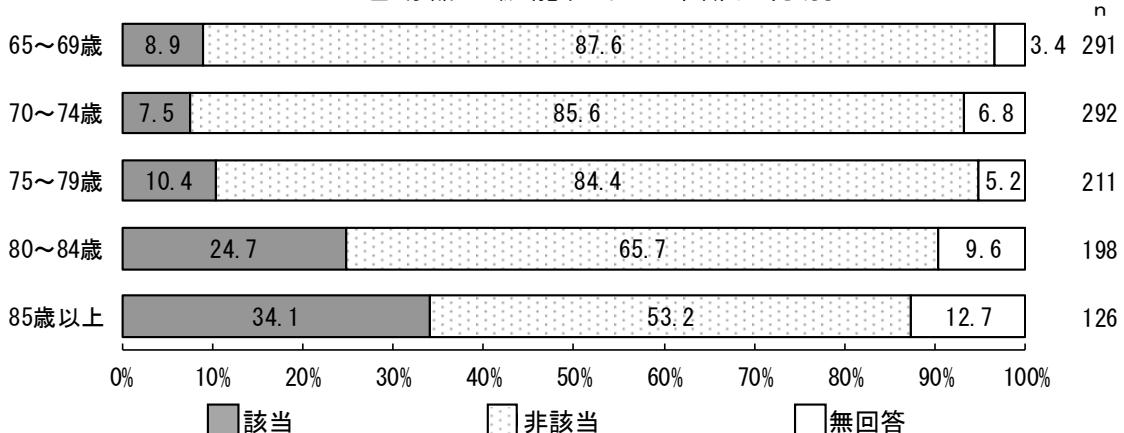
■運動器の機能低下・性別



(4) - 2 年齢区分別の状況

年齢区分では、年齢が上がるにつれ「該当」の割合が高くなっています。

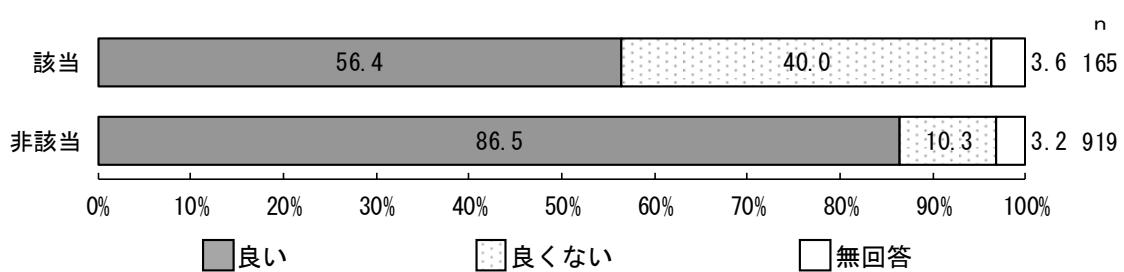
■運動器の機能低下・年齢区分別



(5) 運動器の機能低下と主観的健康状態

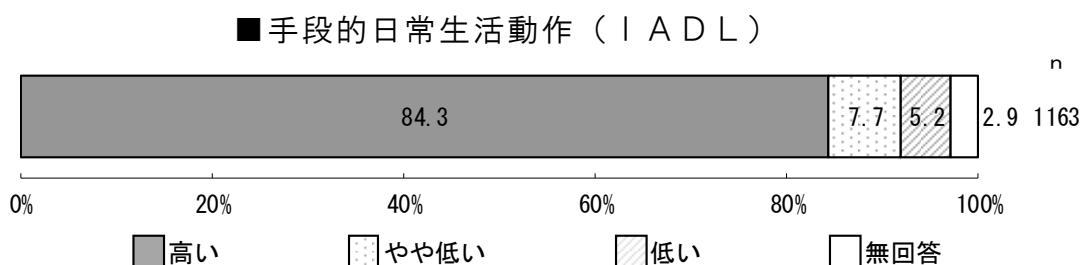
運動器の機能低下のリスク状況から主観的健康状態をみると、機能低下の「該当」は40.0%が主観的健康状態について「良くない」となっており、「良い」は56.4%となっています。一方、機能低下の「非該当」は86.5%が「良い」であり主観的健康状態について顕著な差があります。

■主観的健康状態



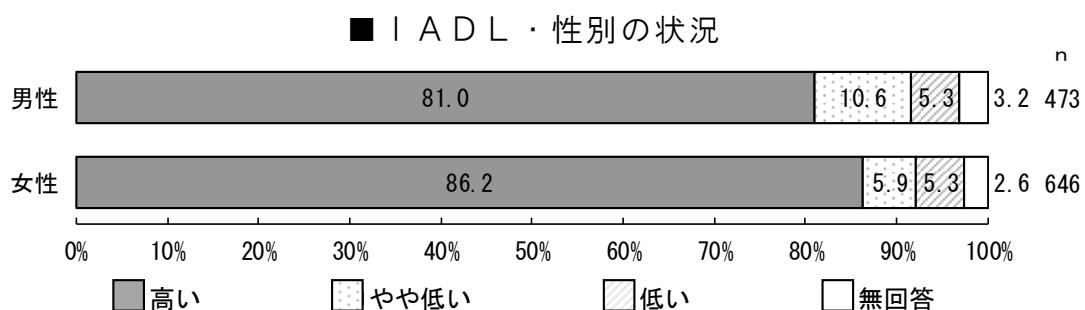
(6) 手段的日常生活動作（I A D L）

手段的日常生活動作（I A D L）⁵は「高い」が84.3%、「やや低い」が7.7%、「低い」が5.2%となっています。



(6) - I 性別の状況

性別では、男性は「やや低い」の割合が女性よりも4.7ポイント高くなっています。

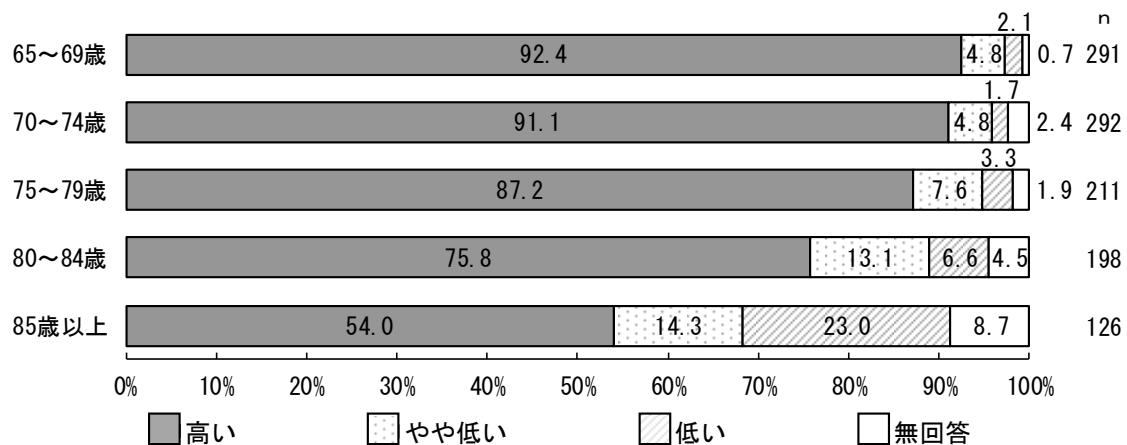


⁵ 食事、排泄、入浴などの日常生活動作（A D L）よりも高次で、電話の使い方、買い物、家事、移動、服薬の管理、金銭の管理など、自立した生活を送るための複雑な生活動作のこと。I A D Lは、Instrumental Activity of Daily Living の略。

(6) - 2 年齢区分の状況

年齢区分では、年齢が上がるにつれ「高い」の割合が減少します。65～69歳から70～74歳の変化は小さいものの、以降、徐々に減少の度合いが大きくなっています。

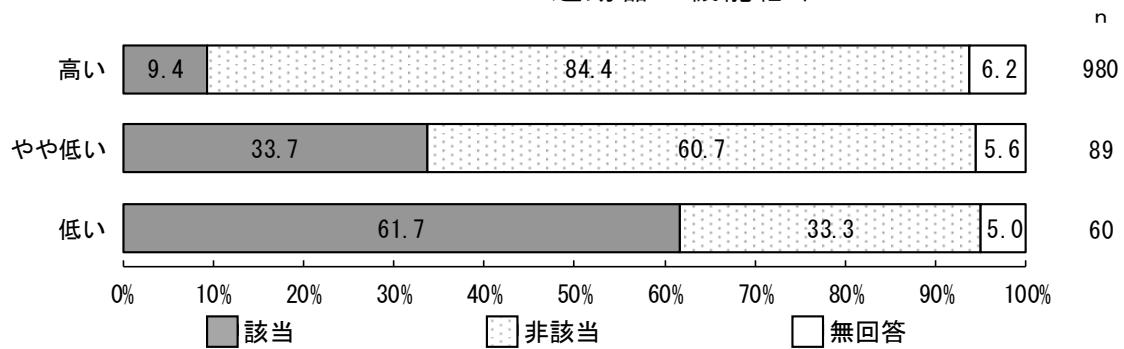
■ IADL・性別の状況



(7) IADLと運動器の機能低下

IADLと運動器の機能低下との関係をみると、IADLの低下とともに運動器の機能低下について「該当」の割合が顕著に増加し、「非該当」の割合が減少しています。

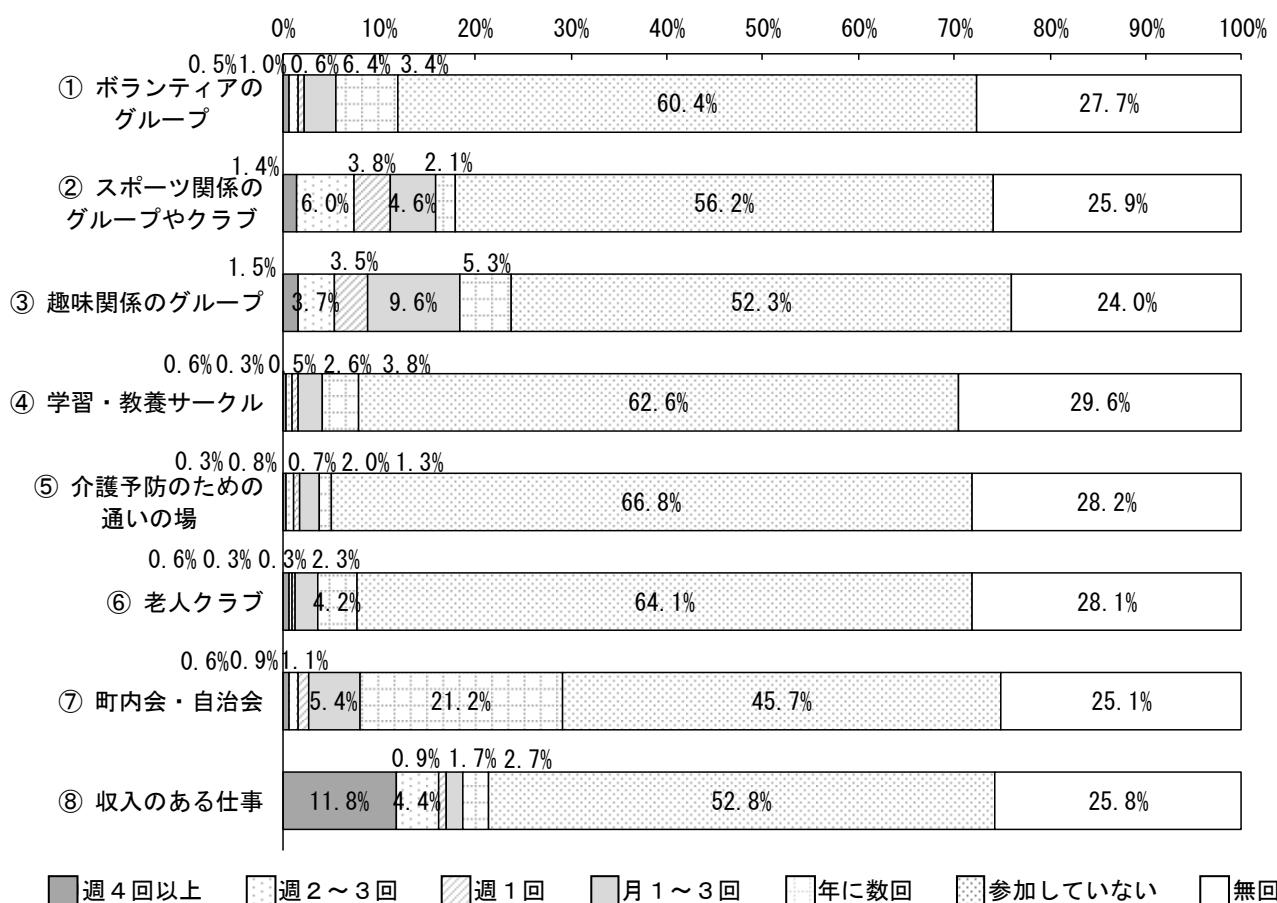
■ IADLと運動器の機能低下



(8) 地域活動への参加状況

「①ボランティアのグループ」から「⑧収入のある仕事」の8種の活動の参加状況は次のとおりです。

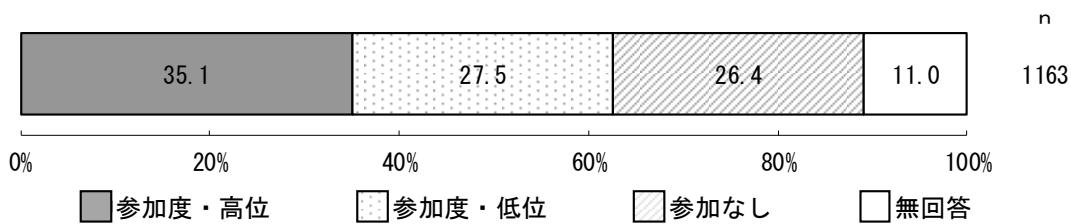
■ 地域活動への参加状況



■ 週4回以上 ■ 週2~3回 ■ 週1回 ■ 月1~3回 ■ 年に数回 ■ 参加していない ■ 無回答

上記8種の活動について、いずれか1項目でも「週1回」以上の回答をした票を「参加度・高位」に、次に「月1~3回」と「年に数回」と回答した票を「参加度・低位」に、上記以外の票(①~⑧すべて無回答の票を除く)を「参加なし」とし、この3グループに統合して集計すると、「参加度・高位」は35.1%、「参加度・低位」は27.5%、「参加なし」は26.4%となります。

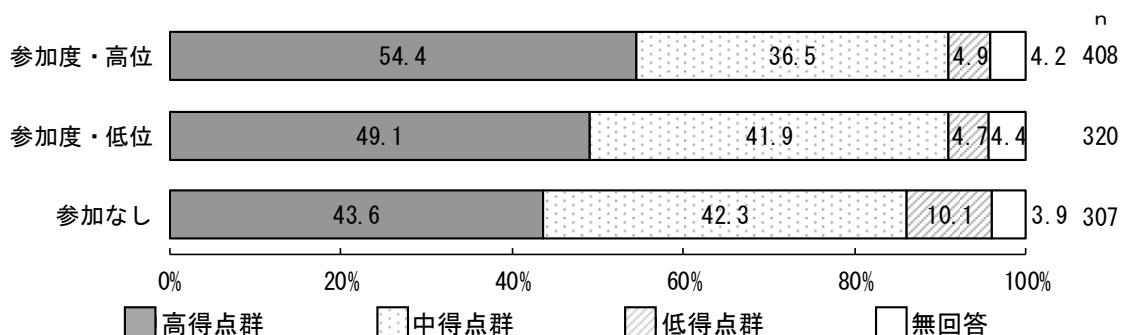
■ 地域活動への参加状況（参加度別）



(8) - 1 地域活動への参加状況と幸福度

地域活動への参加状況と幸福度の関係をみると、参加度合いが高いほど「高得点群」(8~10点)の割合が高く、参加度合いが低下するにつれ「中得点群」(5~7点)の割合が増加する。「参加なし」は「低得点群」(0~4点)の割合が10.1%であり、「参加度・高位」、「参加度・低位」の約2倍となっています。

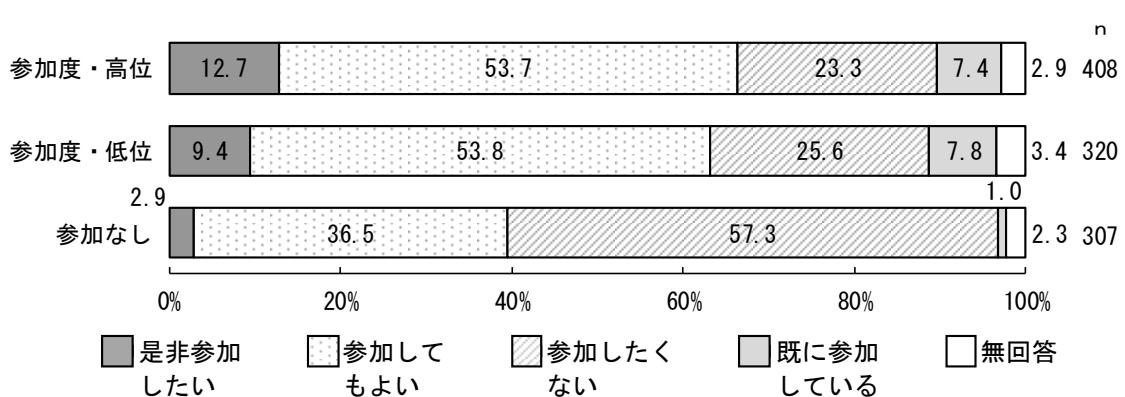
■ 地域活動への参加状況と幸福度



(8) - 2 地域活動への参加状況と参加意向

地域活動への参加状況と地域活動への参加者としての参加意向の関係は、参加度合いが高いほど、参加意欲も高い傾向となっています。しかし、「参加なし」も「是非参加したい」が2.9%、「参加してもよい」が36.5%であり、両者を合わせれば、およそ4割が参加意向を示しています。

■ 地域活動への参加状況と参加意向

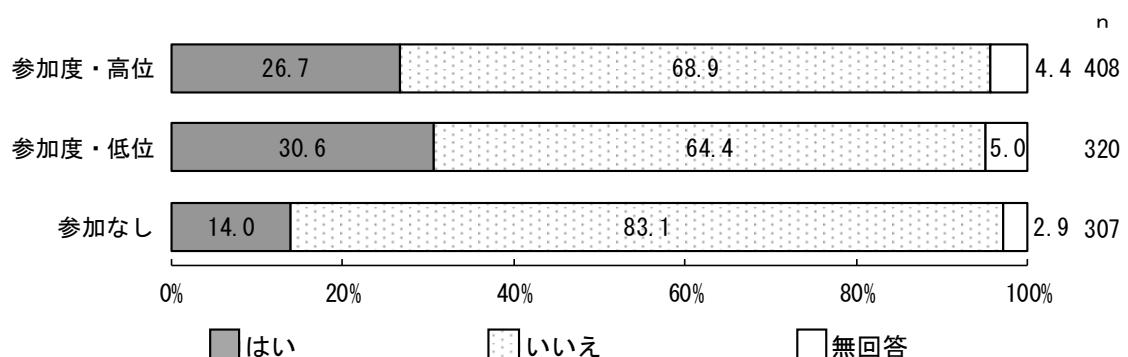


(8) – 3 地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の把握

地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の把握の関係は、参加度合に問わらず「いいえ」の回答が多くなっています。

しかし、三者を比較すれば、「参加度・高位」(26.7%) と「参加度・低位」(30.6%) は約 3 割の認知度ですが、「参加なし」は 14.0% と顕著に低くなっています。

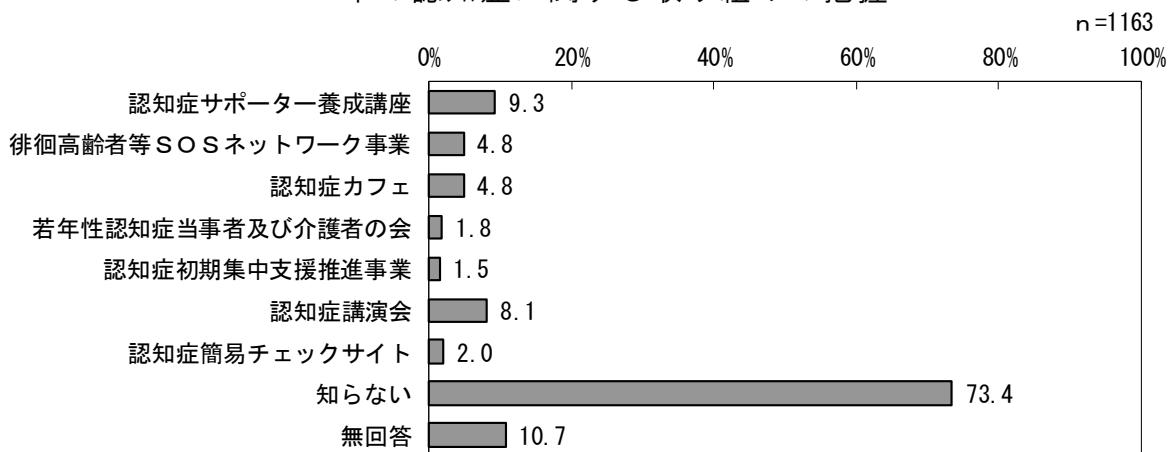
■ 地域活動への参加状況と認知症に関する相談窓口の把握



(9) 市の認知症に関する取り組みの把握

市の認知症に関する取り組みの把握については、「知らない」が 73.4% となっています。また、認知されている項目の中では「認知症サポーター養成講座」が 9.3% と最も多く、次いで「認知症講演会」が 8.1% となっています。

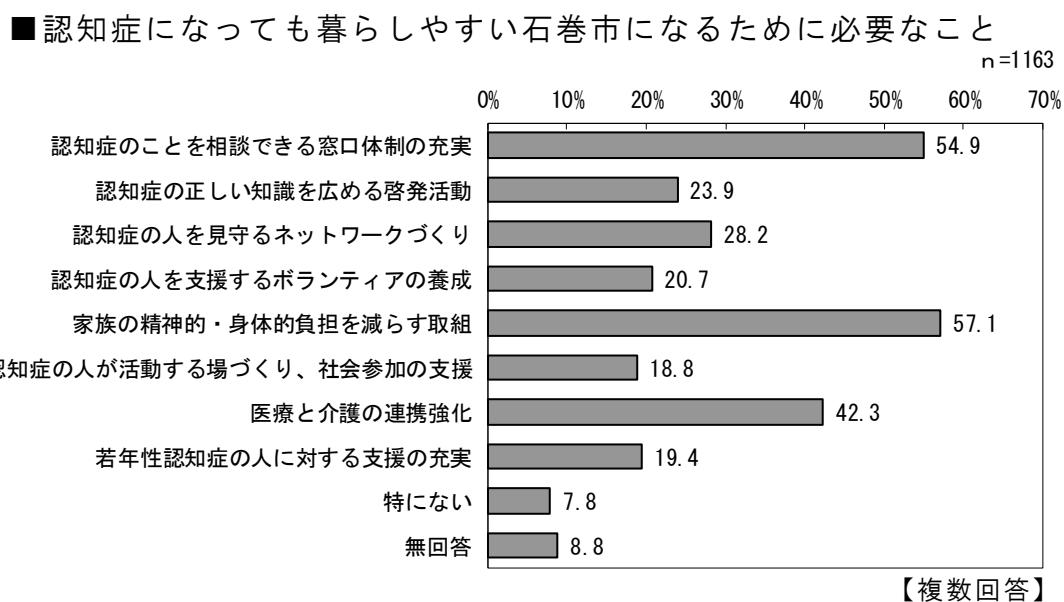
■ 市の認知症に関する取り組みの把握



【複数回答】

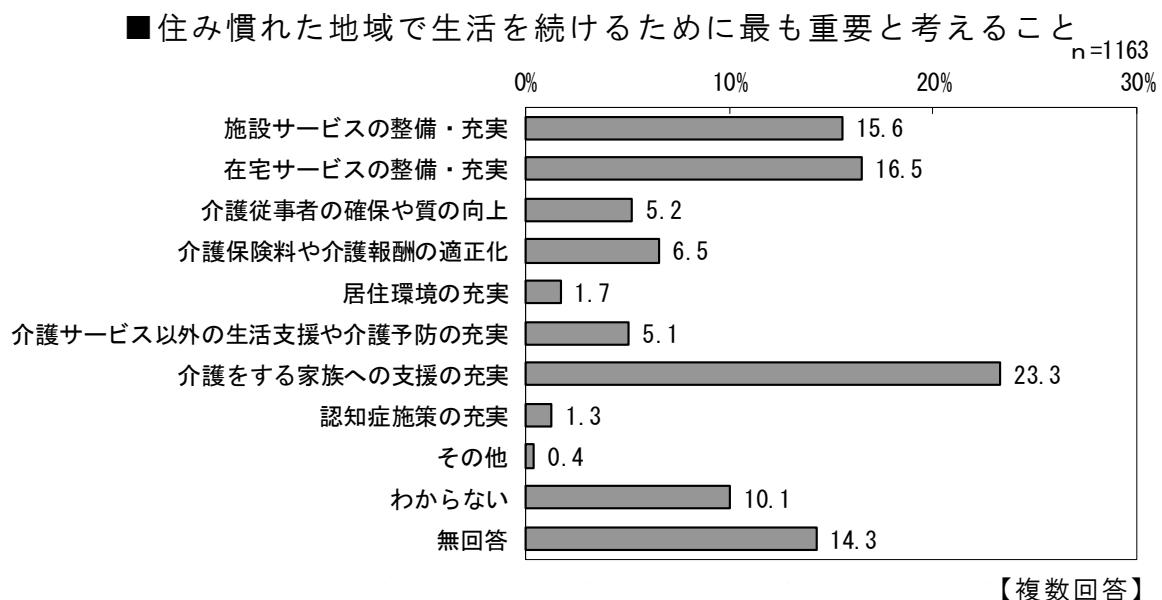
(9) - I 認知症になっても暮らしやすい石巻市になるために必要なこと

認知症になっても暮らしやすい石巻市になるために必要なことについては、「家族の精神的・身体的負担を減らす取組」が57.1%と最も多く、次いで「認知症のことを相談できる窓口体制の充実」が54.9%、「医療と介護の連携強化」が42.3%となっています。



(10) 介護が必要となっても住み慣れた地域で生活を続けるために最も重要なこと

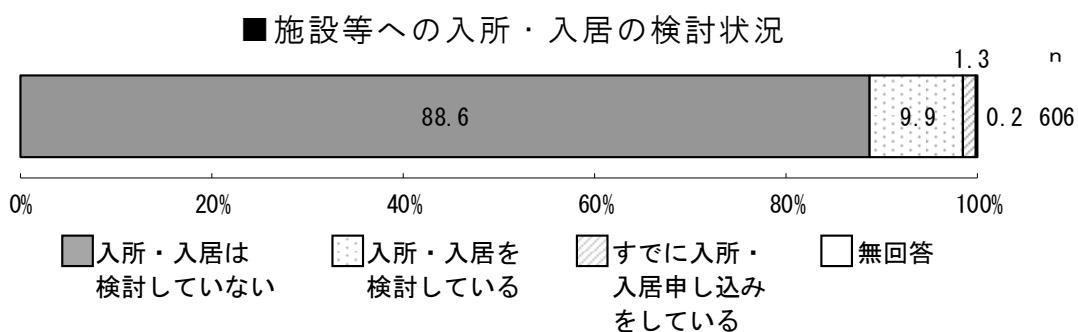
「介護をする家族への支援の充実」が23.3%と最も多く、次いで「在宅サービスの整備・充実」が16.5%、「施設サービスの整備・充実」が15.6%となっています。



2 在宅介護実態調査

(1) 施設等への入所・入居の検討状況

入所等の申し込みをしている調査対象者は 1.3% (n=8)、入所等を検討しているのは 9.9% (n=60) であり、88.6% (n=537) と 8 割以上は、まだ入所等の検討はしていない状況にあります。(以下、「入所・入居は検討していない」を「未検討」、「入所・入居を検討している」を「入所等検討」、「すでに入所・入居申し込みをしている」を「申込済」と簡略して標記。)

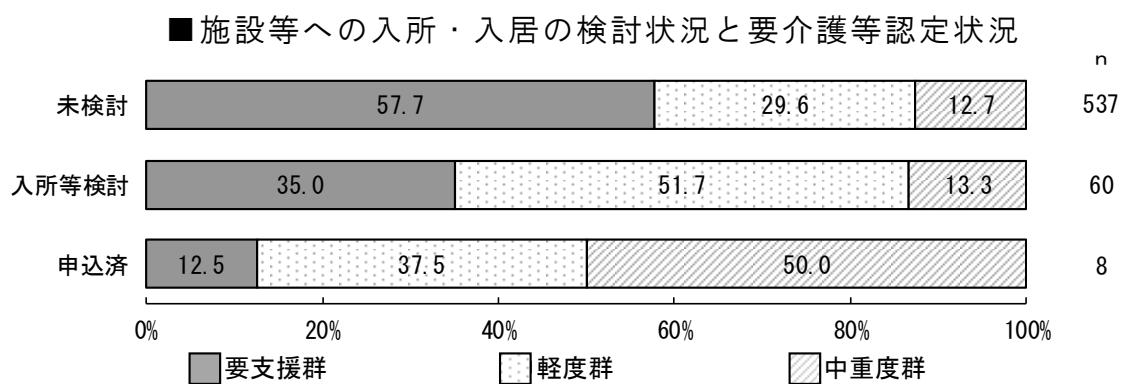


(1)-1 施設等への入所・入居の検討状況と要介護等認定状況

調査対象者の要介護等認定の状況を、原則として介護保険施設への入所の対象となっていない「要支援群」(要支援 1 ~ 2) 及び「軽度群」(要介護 1 ~ 2)、対象となる「中重度群」(要介護 3 ~ 5) の 3 群に統合し、入所等の検討状況とクロス集計しました。

「申込済」は「中重度群」が 50.0% と半数を占め、「未検討」及び「入所等検討」よりも顕著に多くなっています。また、介護保険 3 施設については入所対象となっていない「要支援群」が 12.5%、「軽度群」が 37.5% と、少なからず含まれています。

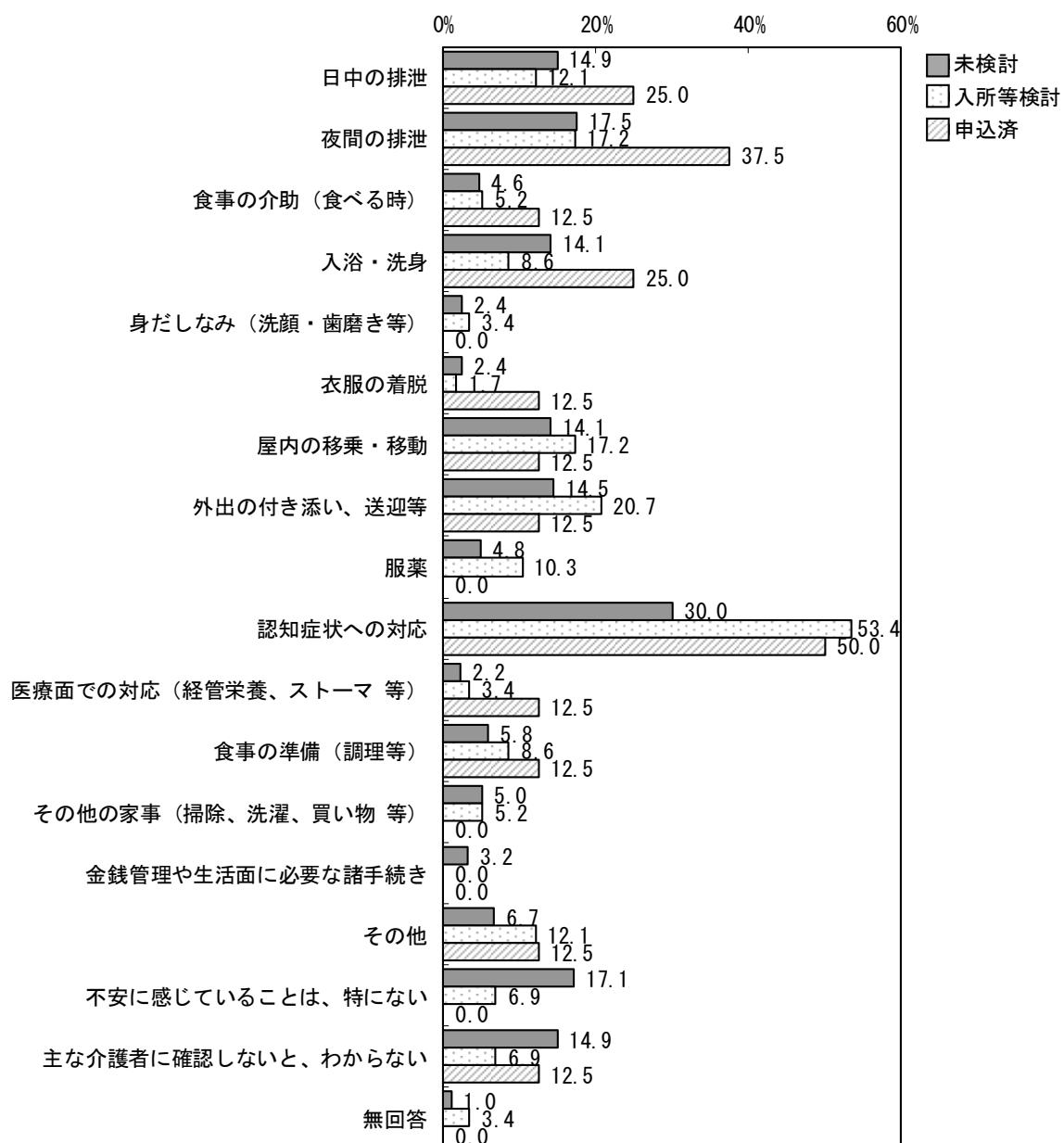
「未検討」の 12.7%、「入所等検討」の 13.3% は「中重度群」であり、今後、入所等の申し込みに転じる可能性が高い集団として留意する必要があります。



(1) - 2 施設等への入所・入居の検討状況と介護者が不安に感じる介護

「申込済」は「日中の排泄」、「夜間の排泄」及び「入浴・洗身」の3項目が、「未検討」、「入所等検討」よりも顕著に多くなっています。また、「認知症状への対応」をみると、「未検討」が30.0%であるのに対し、「入所等検討」が53.4%、「申込済」が50.0%となっており顕著な差がみられます。

■施設等への入所・入居の検討状況と介護者が不安に感じる介護

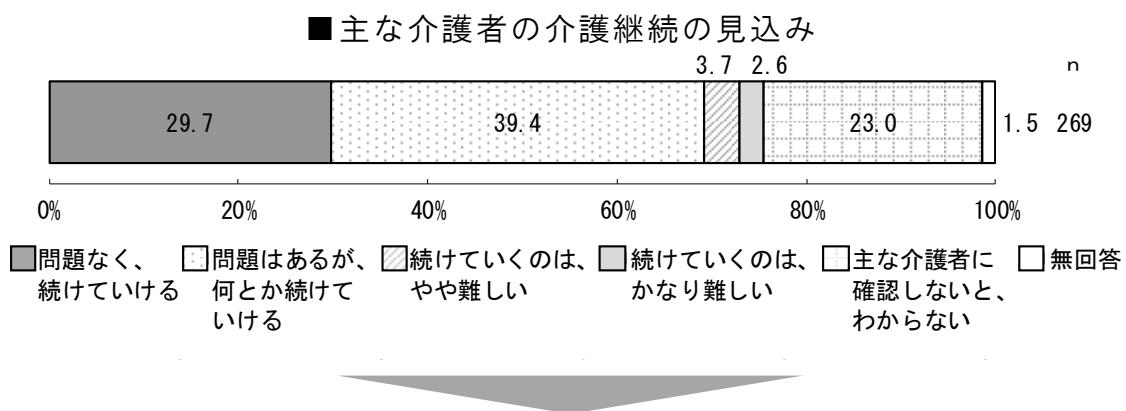


【複数回答】

(2) 主な介護者の介護継続の見込み

フルタイムあるいはパートタイムで働いている調査対象者の主要な介護者に、今後も働きながら介護を続けていかれるかどうかについて回答を得たものが、次のグラフです。

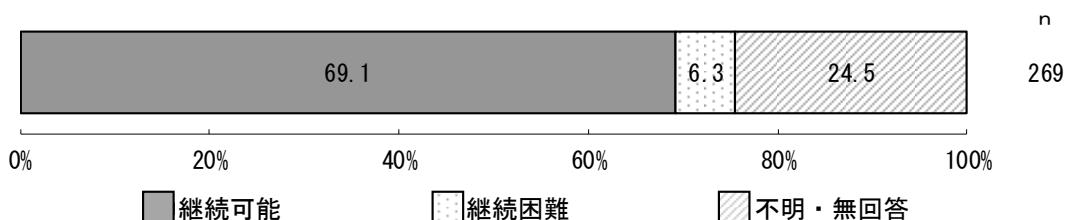
「問題はあるが、何とか続けていける」が39.4%、「問題なく、続けていける」が29.7%、「続けていくのは、やや難しい」が3.7%、「続けていくのは、かなり難しい」が2.6%となっています。



これを「問題なく、続けていける」(n=80)と「問題はあるが、何とか続けていける」(n=106)を統合して「継続可能」(n=186)とし、「続けていくのは、やや難しい」(n=10)と「続けていくのは、かなり難しい」(n=7)を統合して「継続困難」(n=17)に、さらに「主な介護者に確認しないと、わからない」(n=62)と「無回答」(n=4)を統合して「不明・無回答」(n=66)としたものが次のグラフとなります。

およそ7割が「継続可能」であり、「継続困難」は6.3%となります。

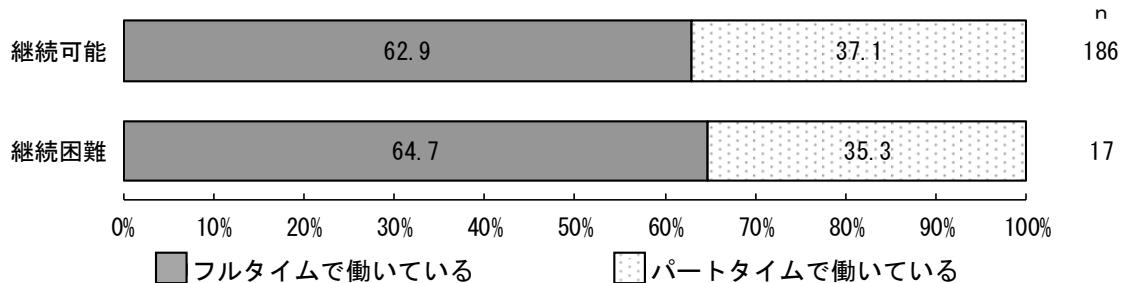
■主な介護者の介護継続の見込み（2群に統合）



(2) - 1 介護継続の見込みと勤務形態

勤務形態は、いずれも「フルタイムで働いている」が多くを占め、構成比に大きな差異はみられません。

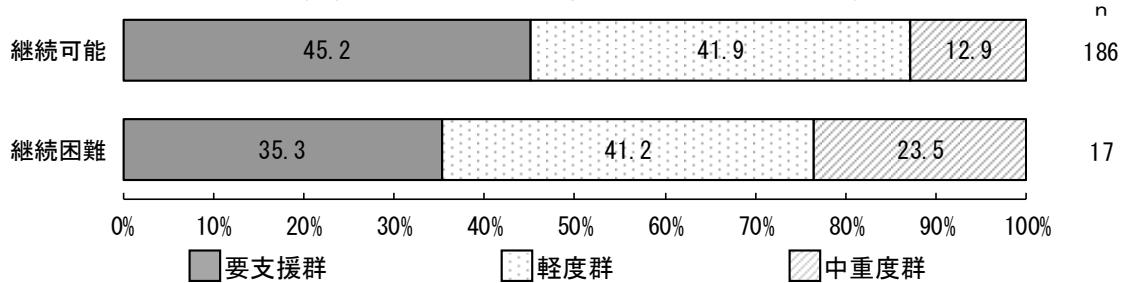
■ 介護継続の見込みと勤務形態



(2) - 2 介護継続の見込みと調査対象者の要介護度

調査対象者の要介護度をみると、「継続可能」よりも「継続困難」は、「要支援群」が少なく、「中重度群」が多くなっています。

■ 介護継続の見込みと調査対象者の要介護度

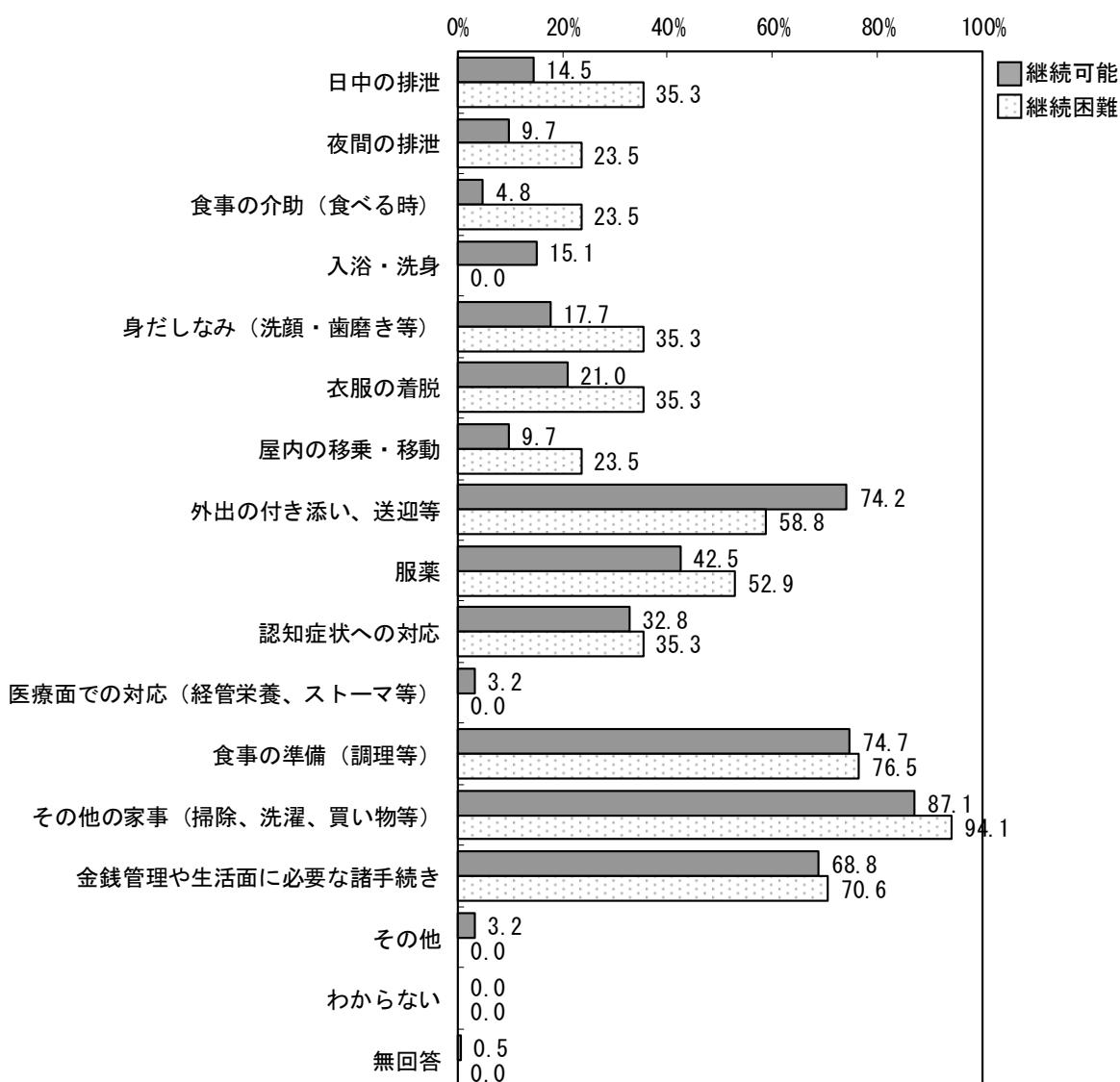


(2) – 3 介護継続の見込みと介護者が行っている介護

介護者が行っている介護では、「継続可能」、「継続困難」とともに上位にあげているのは、「外出の付き添い、送迎など」、「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」となっています。

また、「継続困難」が「継続可能」を顕著に上回る項目としては、「日中の排泄」（20.8 ポイント差）、「夜間の排泄」（13.8 ポイント差）、「食事の介助（食べる時）」（18.7 ポイント差）、「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」（17.6 ポイント差）、「衣服の着脱」（14.3 ポイント差）、「屋内の移乗・移動」（13.8 ポイント差）、「服薬」（10.4 ポイント差）となっています。

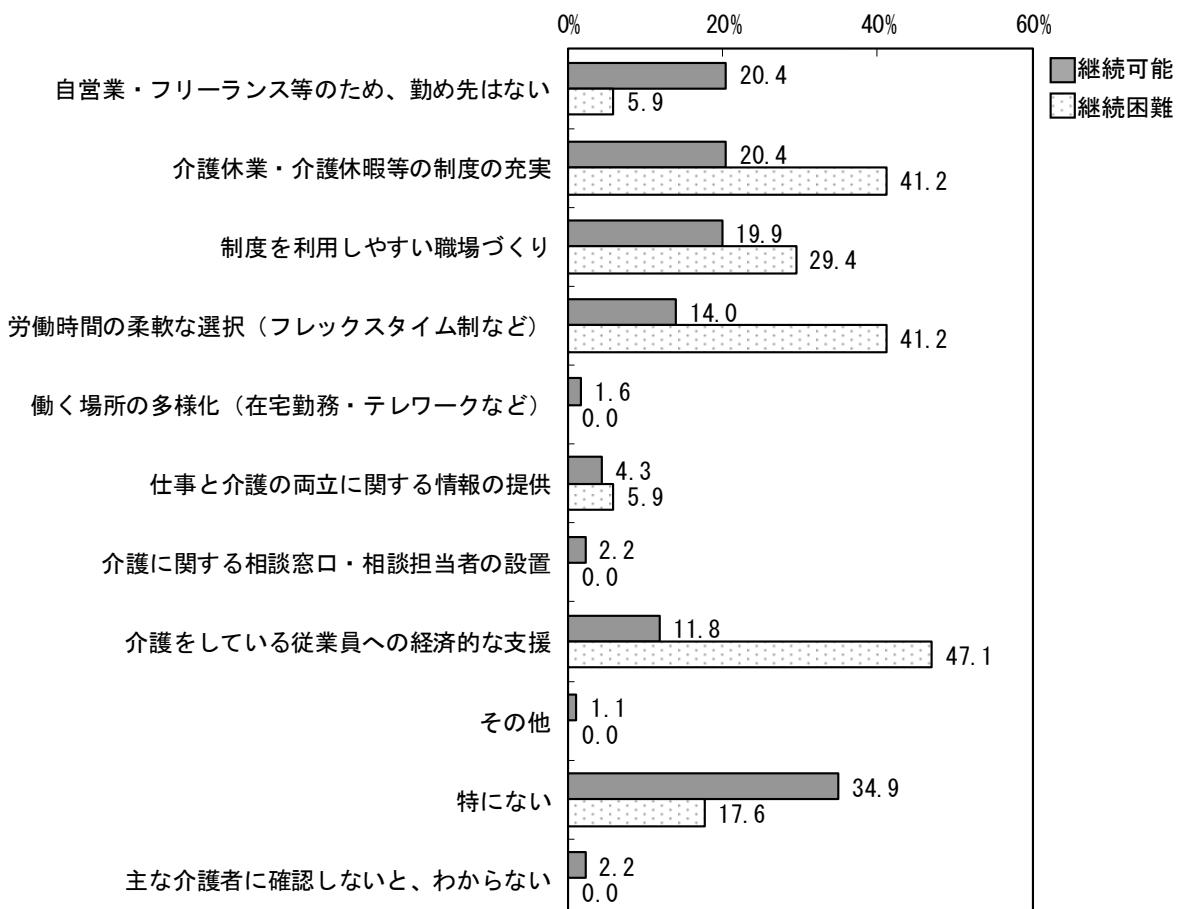
■介護継続の見込みと介護者が行っている介護



(2) - 4 介護継続の見込みと効果のある勤め先からの支援

効果のある勤め先からの支援をみると、「継続可能」は「特にない」が34.9%と最も多のに対し、「継続困難」は「介護をしている従業員への経済的な支援」が47.1%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」が41.2%となっています。

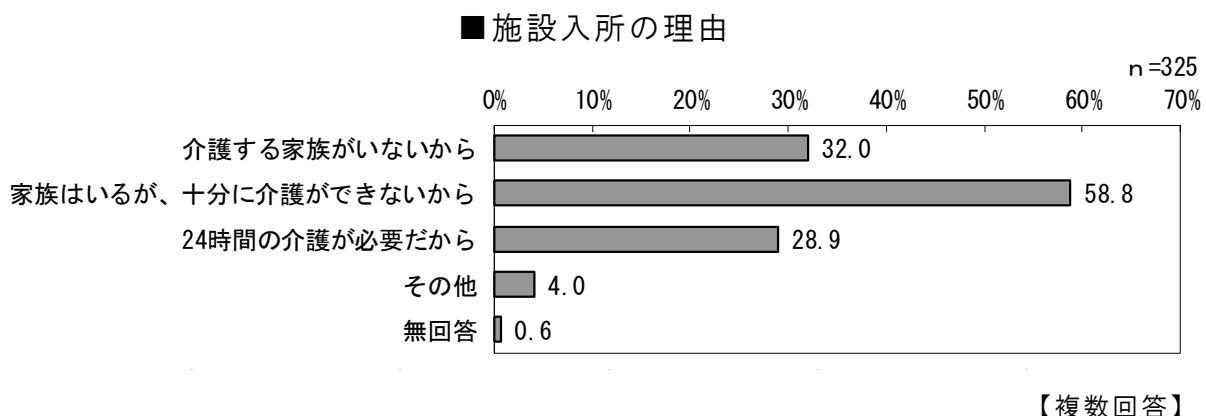
■ 介護継続の見込みと効果のある勤め先からの支援



3 施設入所者調査

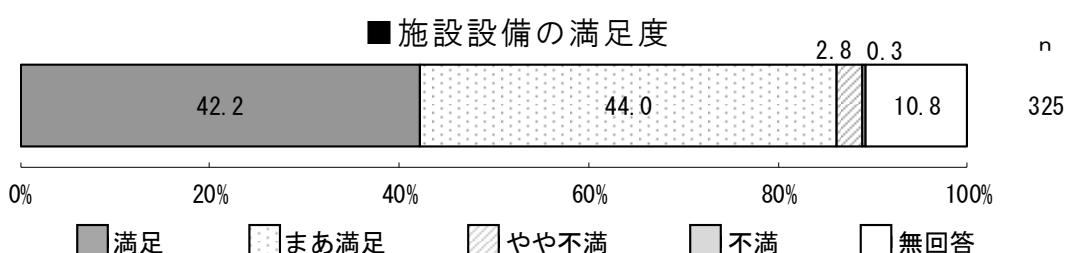
(1) 施設入所の理由

施設入所の理由は、「家族はいるが、十分に介護ができないから」が 58.8% と最も多く、次いで「介護する家族がいないから」が 32.0%、「24 時間の介護が必要だから」が 28.9% となっています。



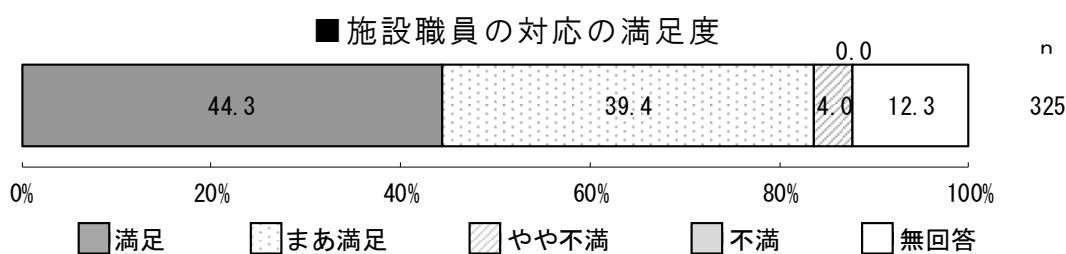
(2) 施設設備の満足度

施設設備について、「まあ満足」が 44.0% と最も多く、「満足」(42.2%) を合わせ、満足回答は 86.2% となっています。



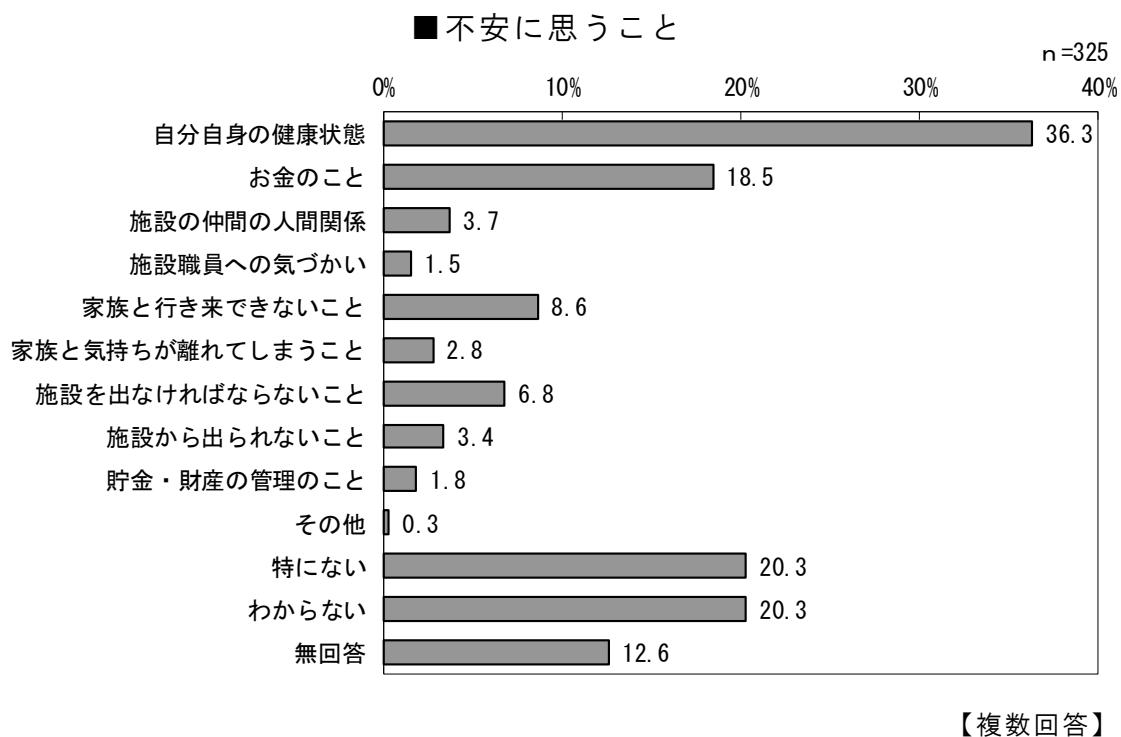
(3) 施設職員の対応の満足度

施設職員の対応について、「満足」が 44.3% と最も多く、「まあ満足」(39.4%) を合わせ、満足回答は 83.7% となっています。



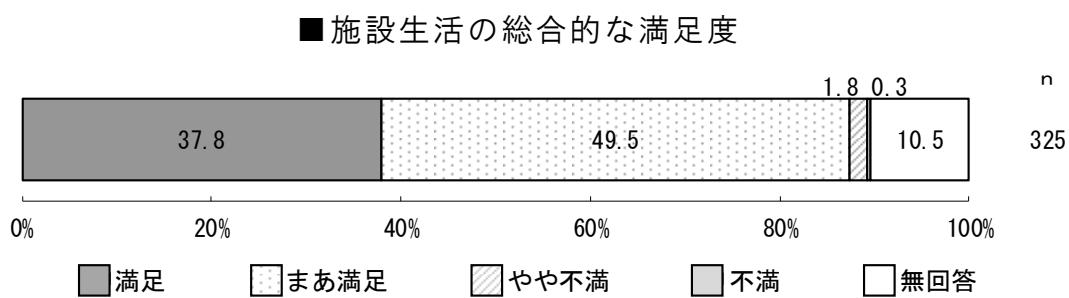
(4) 不安に思うこと

不安に思うことは、「自分自身の健康状態」が36.3%と最も多い、次いで「特にならない」及び「わからない」が20.3%、「お金のこと」が18.5%となっています。



(5) 施設生活の総合的な満足度

施設生活の総合的な満足度として、「まあ満足」が49.5%と最も多い、「満足」(37.8%)を合わせ、満足回答は87.3%となっています。

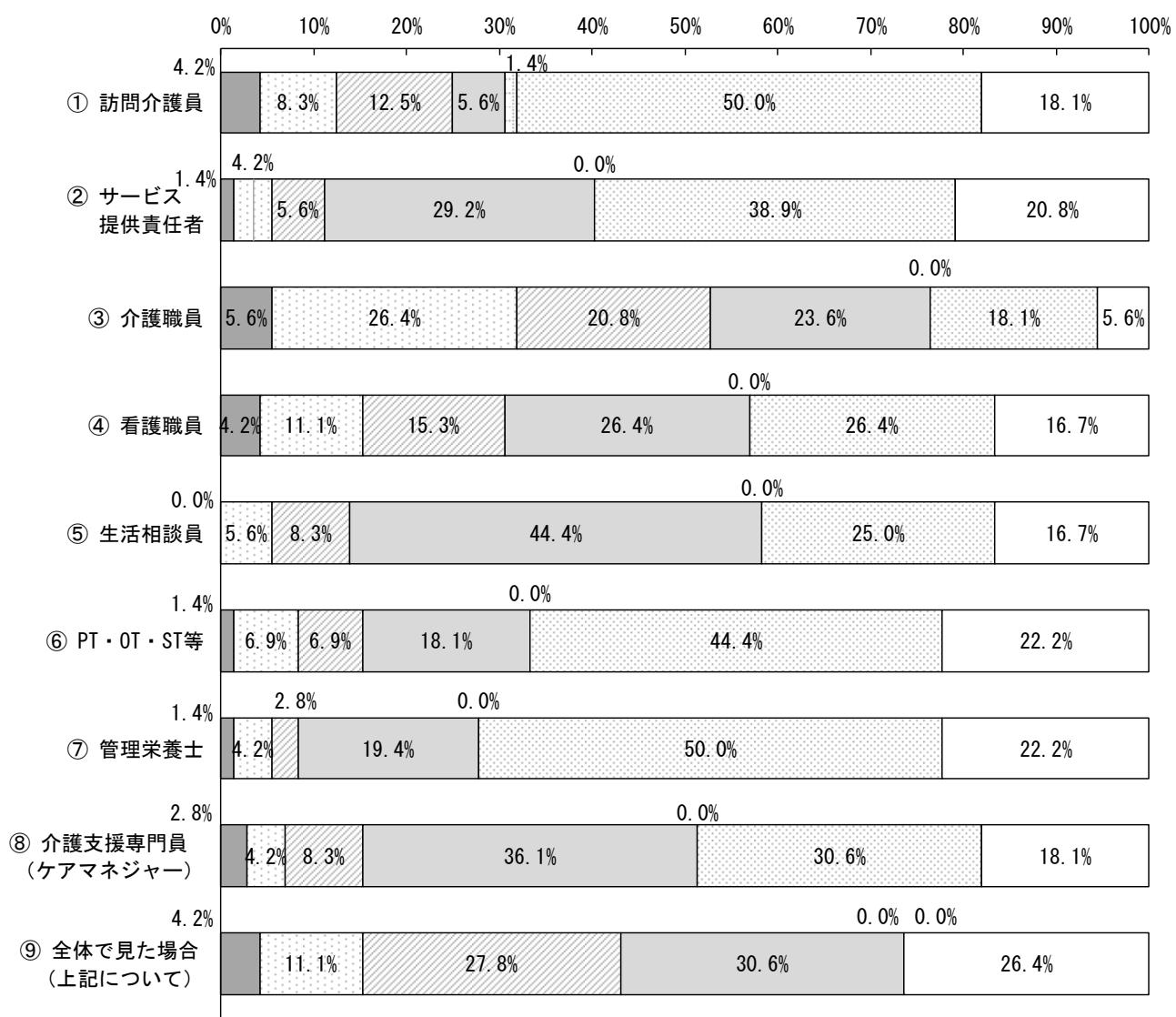


4 介護サービス提供事業者調査

(1) 従業員の職種別過不足状況

従業員の職種別過不足状況に関し、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた「不足状況」を顕著に示すのは、「③介護職員」で52.8%となっています。また、「⑨全体で見た場合（上記について）」においても、「不足」が43.1%となっています。一方、「適正」が多いのは、「⑤生活相談員」で44.4%、次いで「⑧介護支援専門員（ケアマネジャー）」が36.1%となっています。なお、「当該職種はいない」が多いのは、「①訪問介護員」及び「⑦管理栄養士」で50.0%となっています。

■従業員の職種別過不足状況



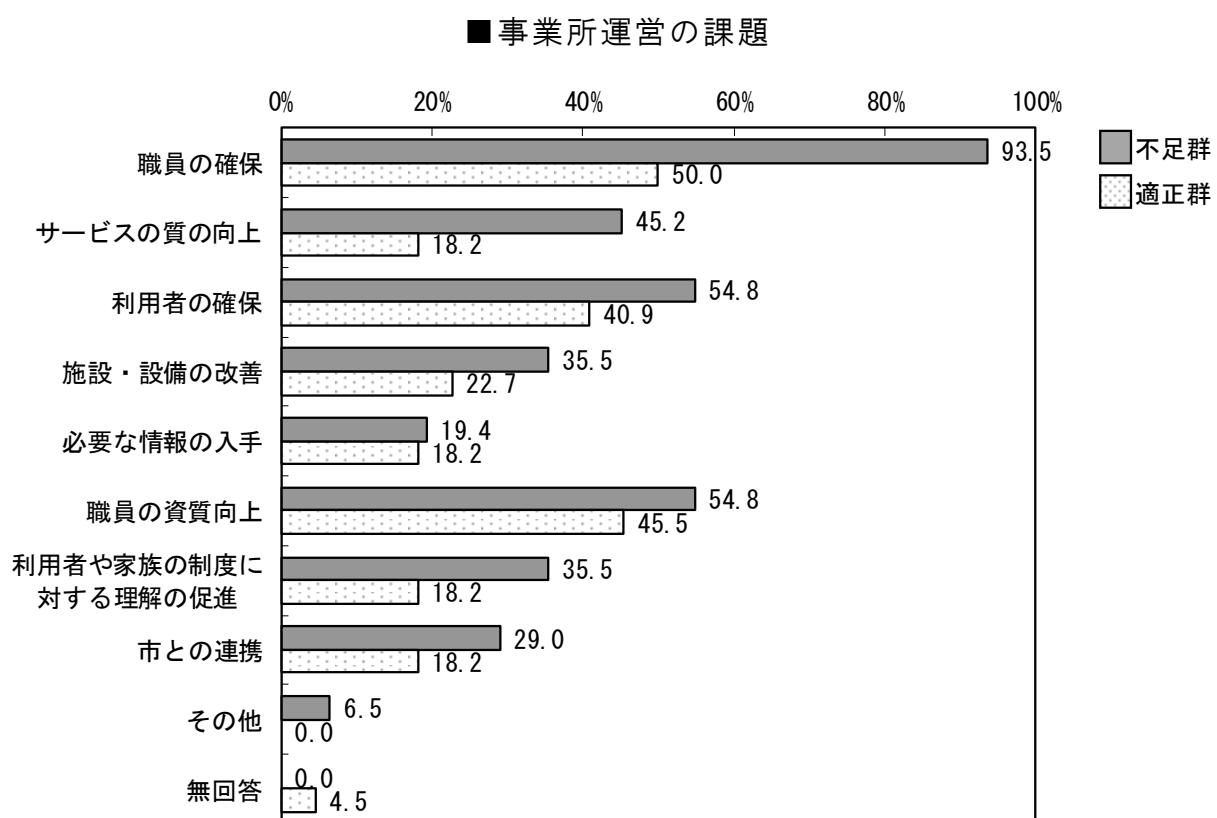
■ 大いに不足 不足 やや不足 適正 過剰 当該職種はいない 無回答

(1) - 2 事業所運営の課題

前項「職員の過不足の状況」の「⑨ 全体で見た場合」について「大いに不足」(n=3)、「不足」(n=8)、「やや不足」(n=20)と回答した事業者を合わせて「不足群」(n=31)とし、「適正」と回答した事業者(n=22。以下「適正群」とする。)と比較すれば次のとおりとなります。

「不足群」は「職員の確保」が93.5%であり、他の項目を大きく引き離した最上位の課題としている一方、「適正群」も50.0%と半数ですが最上位にあげる項目となっています。

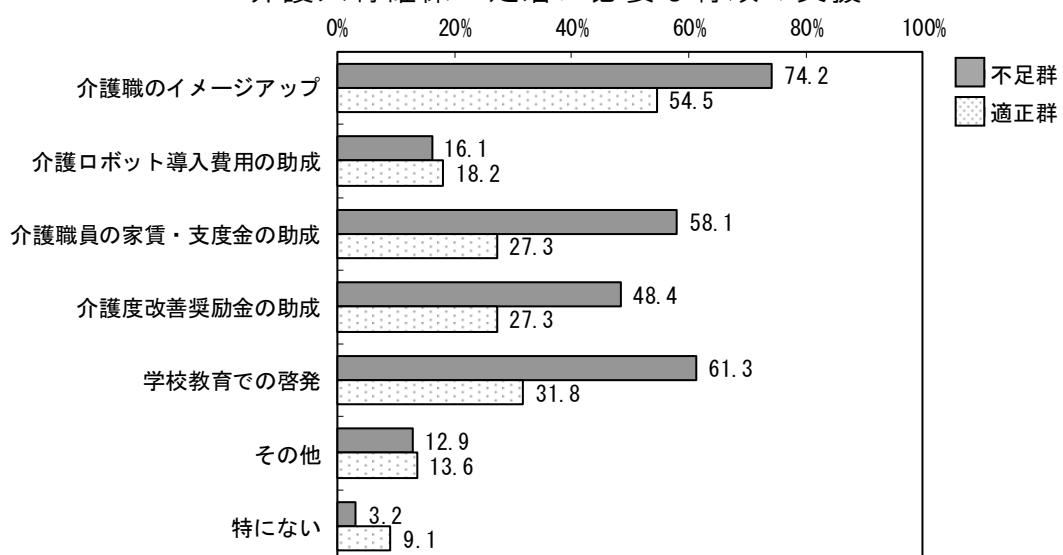
「不足群」、「適正群」とともに次位の項目は「利用者の確保」、「職員の資質向上」となっていますが、「不足群」は両項目とも54.8%であるのに対し、「適正群」はいずれも4割台となっています。



(1) - 3 介護人材確保・定着に必要な行政の支援

人材確保・定着に必要な行政の支援としては、「不足群」、「適正群」とともに「介護職のイメージアップ」を最上位にあげていますが、「不足群」が74.2%であるのに対し、「適正群」は54.5%と約20ポイントの差があります。次いで「介護職員の家賃・支度金の助成」などの項目も同様に差があります。

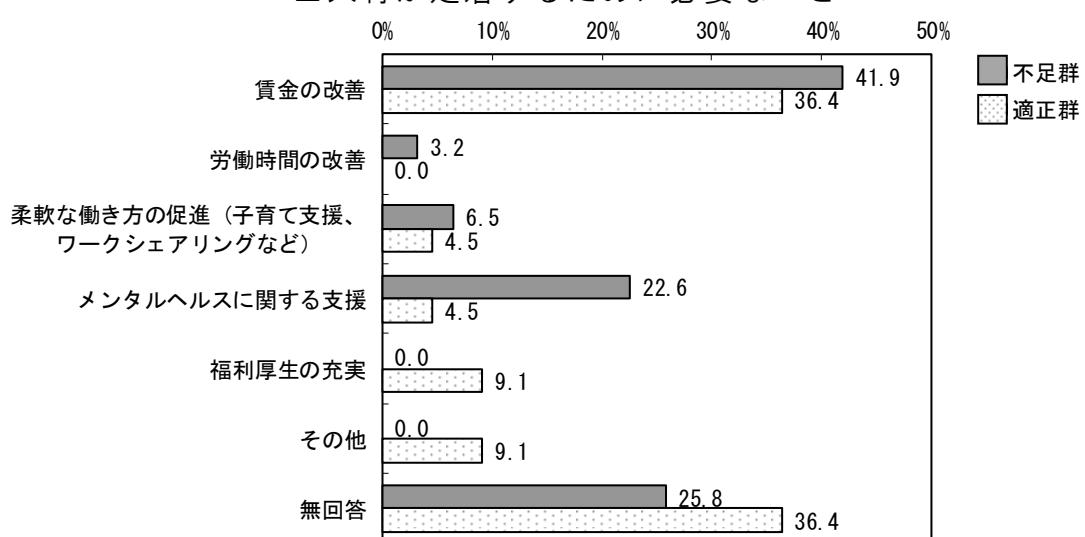
■ 介護人材確保・定着に必要な行政の支援



(1) - 4 人材が定着するためには必要なこと

人材が定着するためには必要なこととして、「不足群」、「適正群」とともに「賃金の改善」を最上位にあげていますが、「不足群」は次位に「メンタルヘルスに関する支援」をあげている点で「適正群」とは異なる回答の傾向となっています。

■ 人材が定着するためには必要なこと



第6節 本市の課題

前節までに確認した現状と将来推計を踏まえれば、本市の主要課題として以下の点があげられます。

① サービスの安定的提供

令和7年（2025年）までの間、総人口、生産年齢人口、高齢者人口のいずれも減少すると見込まれますが、高齢者人口の減少が最も緩やかで、かつ、高齢者のうち75歳以上の後期高齢者に関しては増加が見込まれます。これに従い、介護及び生活支援等の各サービス量も増加するものと考えられるところから、引き続き、必要なサービスを安定して提供していくことが求められます。

② 介護予防の充実

令和22年（2040年）までを長期的に展望すれば、総人口が約20%、生産年齢人口が約23%減少するなかで、高齢者人口は約17%の減少であり、なかでも要介護等認定率が61.0%と介護ニーズの高い85歳以上は約19%増加すると見込まれます。本市では、これまでにも介護予防に取り組んでいますが、要介護等認定率は国、県をやや上回る水準です。令和22年（2040年）を見据え、多くの方の参加・参画を得ながら、介護予防の取組を充実していく必要があります。

③ 介護人材の確保・育成

介護予防の取組をさらに充実しても介護等の必要なサービス量は増加すると考えられます。「介護サービス提供事業者調査」によれば、現状、約5割の事業所が介護職員の不足感を示し、約4割の事業所が全体的な従業員の不足感を示しています。保険者である市を中心に、事業者、教育機関、職業安定機関等が連携を強化し、必要な人材の確保・育成を図ることが求められます。

④ 日常生活の支援体制の整備

世帯に関する推計によれば、「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、増加傾向で推移するとともに、その類型としては、最も見守りの必要性が高い「高齢者単身世帯」の増加が見込まれることから、地域における日常生活の支援体制の充実が重要となります。

⑤ 健康づくり事業や介護予防事業の推進

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によれば、現在治療中又は後遺症のある病気について「高血圧」が51.2%と5割超の状況となっています。健康増進あるいは健康寿命の延伸といった観点から疾病予防の重要性の周知とともに、高齢者が参加しやすい健康づくり事業や介護予防事業の一層の推進が求められます。

⑥ 地域活動への参加

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、地域活動に関する全ての設問に「参加していない」と回答した割合が26.4%でした。一方、現状は参加していない方も、地域づくりへ参加意向のある方は39.4%と約4割を占めます。地域への参加を通じ高齢者の生きがいと役割や生活の質(Quality of Life)を維持するという観点だけでなく、地域共生社会を実現する観点からも、これらの意向を実際の参加につなげ、活力ある地域活動を展開することが求められます。

⑦ 介護予防等への早期の取組

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「運動器の機能低下」や「手段的自立度低下」等のリスクに該当する割合は、後期高齢期において顕著に上昇しています。これらのリスクに該当する年齢層へ到達する前の段階から、介護予防等への取組に対して、より積極的に参加していただくことが期待されます。

⑧ 認知症相談窓口の周知

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「認知症になつても暮らしあい石巻市となるために必要なこと」として、「家族の精神的・身体的負担を減らす取組み」と「認知症のことを相談できる窓口体制の充実」が上位にあげられますが、一方で、「市の認知症に関する取り組み」については「知らない」が多数を占めます。地域活動へ参加している方は、参加していない方よりも「認知症に関する相談窓口」の認知度が高いことなどを踏まえ、有效地に周知を図ることが求められます。

⑨ 認知症介護の支援

「在宅介護実態調査」によれば、調査対象者の要介護度が重いほど、施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行っていますが、調査対象者の要介護度が重いほど「介護者が不安に感じる介護」に関して「認知症状への対応」、「夜間の排泄」及び「日中の排泄」が上位にあげられ、施設等への入所・入居の検討あるいは申込を行う有力な契機となっていることがうかがわれます。これらの不安に対応した支援が必要とされています。

⑩ 認知症の理解促進

「在宅介護実態調査」では、「仕事と介護の継続」に関して「継続困難」だと考えている方は「介護継続の見込みと効果のある勤め先からの支援」について「介護をしている従業員への経済的な支援」とともに「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」を上位にあげています。多くの人が勤務する企業等においても地域共生の一員として、認知症に対する理解を深め、支援体制を充実することが求められます。

第3章

計画の基本的な考え方

第Ⅰ節 基本理念

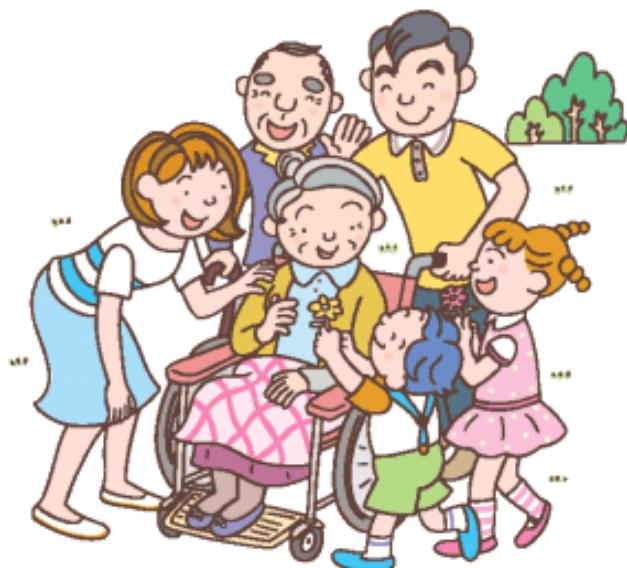
前章で確認した現状及び将来推計を踏まえ、そこから導き出された諸課題に対応するため、第7期の基本理念「共に支え合い、住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らせるまちづくり」を継続しつつ、「第2次石巻市総合計画」の将来像「ひとりひとりが 多彩に煌めき 共に歩むまち」を受け、本計画では、「共に支え合い 生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」を基本理念と設定しました。

この基本理念における「役割」とは、高齢期になっても、それまでに培った知識や経験を活かしながら生きがいを実感し、地域において活躍することで共に支え合う社会を実現する担い手としての期待を込めた概念であり、生活の質 (Quality of Life) の低下を防止するだけでなく、介護予防の観点からも重要視するものです。

また、「役割」の前提には「健康」であることが望まれますが、この基本理念では、身体のみにとどまらず、心も健康であってほしいと願いを込めて「健やか」と表現したものです。

基本理念

**共に支え合い、生きがいと役割を持って、
健やかに安心して暮らせるまち**



第2節 基本方針

基本理念を実現するため、全施策の推進に通底する基本概念を「地域包括ケアシステムの充実」とし、その上で各分野が取り組む基本方針を次のとおりに設定しました。

基本方針1（第4章） 生きがい創出と社会参加の促進

高齢者が地域社会の中で、支える側にもなれる仕組みづくりや各種活動に参加しやすい環境を整えることにより、多様な人付き合いのきっかけを作り、高齢者が生きがいと役割を持って活動することができる環境づくりを推進します。（対応課題⑤⑥）

基本方針2（第5章） 健康増進と介護予防の推進

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、生活の質の維持・向上を推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問・通所等の様々な場において、認知症予防、運動機能向上、口腔機能の向上等、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。（対応課題②④⑤⑥⑦）

基本方針3（第6章） 生活支援の充実

住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、権利擁護・虐待防止対策や居住環境の充実を含めた支援サービスを身近な地域で提供する体制の整備を図ります。（対応課題①④）

基本方針4（第7章） 支え合いと連携の推進

地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターを中心とした支え合いと連携によって、切れ目のないサービスを提供し、認知症の人も含めた全ての高齢者が尊厳を保ちながら穏やかに暮らすことができ、家族も安心して過ごせる体制を整備します。（対応課題①④⑥⑧⑨⑩）

基本方針5（第8章） 介護サービス基盤の充実

要介護状態となっても、尊厳が保持され、その有する能力に応じて住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう介護保険サービスの充実を図るとともに、その担い手となる人材の確保等を含めた基盤の整備及び確保に努めます。（対応課題①②③④⑨）

第3節 SDGsとのつながり

I 「SDGs」とは

2015年（平成27年）9月の国連サミットで193カ国の加盟国が全会一致で採択した、2030年までの開発目標で、17の目標などで構成されています。

「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していくような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標です。

SDGs（エスディージーズ）は、
 Sustainable（サステイナブル）
 Development（ディベロップメント）
 Goals（ゴールズ）} の略で日本語訳は
 「持続可能な開発目標」です。

2 石巻市とSDGs

内閣府では、地方公共団体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の提案を公募し、石巻市を含む全国の多くの自治体から提案がなされた中、令和2年7月石巻市は「SDGs未来都市」に選定されました。

3 本計画とSDGsとのつながり

SDGsはグローバルな課題解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには一人ひとりの行動、さらには自治体レベルでの取り組みが必要です。本計画の基本理念である「共に支え合い、生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち」を実現する施策を推進することは、SDGsが定める17の目標のうち次の目標達成に貢献することになります。

■本計画が目指すSDGsのゴール



第4節 施策体系

共に支え合い 生きがいと役割を持って、健やかに安心して暮らせるまち

(施策推進概念) 地域包括ケアシステムの充実

【基本方針】

【施策】

第4章 生きがい創出と
社会参加の促進

1 高齢者の生きがいづくり支援

2 高齢者の社会参加の促進

第5章 健康増進と
介護予防の推進

1 健康づくり事業の推進

2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

第6章 生活支援の充実

1 高齢者の生活支援の充実

2 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

3 高齢者の居住環境の充実

第7章 支え合いと
連携の推進

1 地域で支え合う体制の整備

2 認知症本人・家族への支援の充実

3 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

4 生活支援サービスの体制整備

第8章 介護サービス基盤
の充実

1 介護サービス基盤の整備・充実

2 介護サービス量の見込み

3 介護保険事業費の見込み

4 第1号被保険者の保険料算定

5 介護事業所等の人材の確保・人材育成

6 介護サービスの質の向上

7 介護に取り組む家族等への支援の充実

【主な事業など】

1 高齢者の生きがいと創造の事業、2 高齢者スポーツ大会、3 敬老会、4 敬老祝金支給事業
5 老人福祉センター等運営事業、6 生涯学習の推進

1 老人クラブ活動助成事業、2 高年齢者就業支援事業

1 高齢者のための健康づくり事業

1 介護予防普及啓発事業、2 介護予防把握事業、3 介護予防訪問指導事業、
4 軽度生活援助訪問型サービス事業、5 機能訓練訪問事業、6 通所型サービス支援事業、
7 通所型介護予防事業、8 地域介護予防活動支援事業、9 地域リハビリテーション活動支援事業
10 デイサービス事業、11 「食」の自立支援事業、12 訪問型サービス事業、13 通所型サービス事業

1 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業、2 外出支援サービス事業、3 訪問理美容サービス事業、
4 高齢者日常生活用具給付等事業、5 高齢者保護措置事業、6 養護老人ホーム

1 成年後見制度利用支援事業、2 高齢者虐待への組織的対応、3 高齢者虐待対応体制

1 住宅改修・福祉用具利用の支援、2 バリアフリー住宅普及促進事業、3 高齢者世話付住宅事業
4 有料老人ホーム等設置状況の把握

1 地域包括支援センターの運営、2 地域ケア会議等の推進、3 相談体制の充実、
4 避難行動要支援者対策、5 地域における互助活動の推進、
6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供

1 認知症への理解を深めるための普及・啓発、2 認知症地域支援推進員活動の充実、
3 認知症初期集中支援推進事業の充実、4 認知症サポーターの養成、5 認知症相談の実施
6 若年性認知症への対応、7 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

1 地域の医療・介護の資源の把握と対応策の検討、2 在宅医療・介護連携の課題の抽出、
3 在宅医療・介護連携に関する相談支援、4 地域住民への普及・啓発、
5 医療・介護関係者の情報共有の支援、6 医療・介護関係者の研修

1 地域づくり支援事業

1 居宅サービス、2 地域密着型サービス、3 施設サービス

1 介護・福祉の啓発、2 介護職員研修の実施、3 奨学金返還支援事業、
4 介護事業所との意見交換会の開催、5 ハローワーク石巻との連携、6 国への要望

1 制度の周知徹底、2 苦情対応、3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上、
4 介護サービス事業者の指導・監督、5 災害に対する備え、6 感染症に対する備え、
7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援、8 情報開示とサービス評価体制の充実、
9 事業者間の連携の支援、10 適正化事業の推進、11 離島介護対策事業

1 住宅改修支援事業、2 高額介護サービス費貸付事業、3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、
4 家族介護慰労金支給事業、5 介護用品支給事業

第5節 日常生活圏域

I 地区別人口及び高齢化率

日常生活圏域を設定するための最も基礎的なデータである地区別人口及び高齢化率は次のとおりです。

本市の人口は、令和2年9月末現在で141,204人ですが、石巻地区が99,209人であり、全体の70.3%を占めています。

高齢化率については、全体では33.3%ですが、地区別に見ると、最も高い雄勝地区は57.0%、次いで牡鹿地区は50.0%と5割台の地区がある一方、最も低い石巻地区は31.6%、河南地区は32.9%と、3割台前半の地区もあり、地区間での差が大きくなっています。

■ 地区別人口・高齢化率

(単位：人)

	石巻	河北	雄勝	河南	桃生	北上	牡鹿	合計
人口	99,209	10,273	1,156	18,999	6,976	2,269	2,322	141,204
構成比	70.3%	7.3%	0.8%	13.5%	4.9%	1.6%	1.6%	100.0%
高齢者数	31,328	3,969	659	6,247	2,591	1,000	1,161	46,955
構成比	66.7%	8.5%	1.4%	13.3%	5.5%	2.1%	2.5%	100.0%
高齢化率	31.6%	38.6%	57.0%	32.9%	37.1%	44.1%	50.0%	33.3%

※住民基本台帳 令和2年9月末現在

2 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、市内における地理的条件、人口、交通事情など、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を設定して取り組むことが計画で求められています。

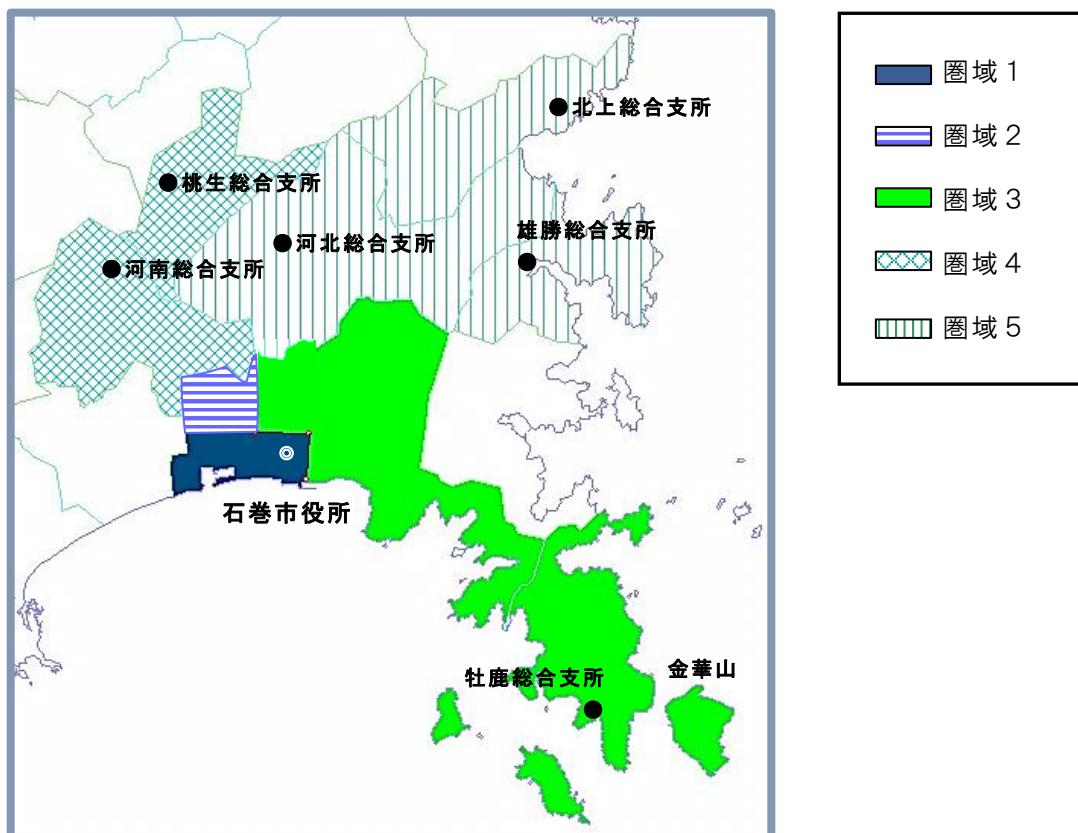
本市では、第7期計画から下記の5圏域を設定しましたが、本計画においても、これを継続します。

■ 圏域別高齢者人口

	高齢者数
圏域1（蛇田・稻井・湊・渡波・萩浜地区以外の石巻地区）	14,650人
圏域2（蛇田地区）	7,302人
圏域3（稻井・湊・渡波・萩浜地区・牡鹿地区）	10,537人
圏域4（河南地区・桃生地区）	8,838人
圏域5（河北地区・北上地区・雄勝地区）	5,628人

※住民基本台帳 令和2年9月末現在。

■ 日常生活圏域



3 圏域別の介護サービス基盤の状況

本市の介護サービス基盤状況は、施設・居住系サービス 52 か所、居宅系サービス 185 か所となっています。

各圏域間のサービス基盤格差縮小について、方策の検討に努めます。

■介護サービス基盤状況

(令和3年度末見込)

		圏域 1	圏域 2	圏域 3	圏域 4	圏域 5	計
施設・居住系	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1	3	3	5	4	16
	介護老人保健施設	4		2	1		7
	認知対応型共同生活介護	7	2	6	8	4	27
	特定施設入居者生活介護	1		1			2
小 計		13	5	12	14	8	52
居宅系	小規模多機能型居宅介護	2	3	1	2		8
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1				2
	介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	2	1	4	2	3	12
	居宅介護支援事業所	11	3	10	12	5	41
	訪問介護(ホームヘルプ)	12	8	7	8	2	37
	訪問入浴介護	1	2	1	1		5
	訪問看護	4	3	3	1		11
	通所介護(デイサービス)	22	7	16	13	7	65
	短期入所生活介護*	1			2		3
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護		1					1
小 計		57	28	42	41	17	185
合 計		70	33	54	55	25	237

*短期入所生活介護は介護老人福祉施設でもサービス提供あり。

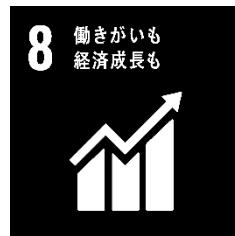
第4章

生きがい創出と社会参加の促進

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ⑤健康づくり事業や介護予防事業の推進
- ⑥地域活動への参加

S D G s



第Ⅰ節 高齢者の生きがいづくり支援

高齢者が生き生きと充実した生活を送るためには、趣味や生きがいを持つ必要があります。生きがいを持つことにより、健康状態の維持や介護予防にもつながることから、高齢者の生きがいづくりを支援することが重要です。

さらに趣味や生きがいづくり活動を通し、地域において役割を持ち、仲間づくりをすることで、閉じこもり予防や心身の健康にもつながります。

第7期においては、台風被害や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受けましたが、関係団体等と協議、連携し、必要な対策を講じたうえで、高齢者の生きがいづくりのための各事業やイベントを継続して、高齢者が気軽に参加できる活動の場を充実するとともに、地域における様々な活動の情報提供を行います。

Ⅰ 高齢者の生きがいと創造の事業

専門講師による各種講座を開講し、高齢者が知識と経験をいかし、創造的活動と趣味を通して生きがいを高めることを支援します。趣味をいかした生きがいづくりを通じた日々の充実感が閉じこもり防止、健康年齢延伸のためにも重要であることから、本事業を継続します。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
陶芸	開催日数 (日)	133	115	33	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	2,392	2,253	385	3,120	3,120	3,120
木工	開催日数 (日)	95	90	64	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	923	851	704	1,040	1,040	1,040
手芸	開催日数 (日)	95	86	60	104	104	104
	受講延べ人数 (人)	1,825	1,653	1,438	2,080	2,080	2,080
七宝	開催日数 (日)	20	20	20	20	20	20
	受講延べ人数 (人)	160	96	80	80	80	80

2 高齢者スポーツ大会

石巻市老人クラブ連合会等が主催する高齢者スポーツ大会を後援するなどし、高齢者がスポーツを通して健康の保持・増進と相互の親睦を図り、老後の生きがいを高めることを支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数（人）	952	333	0	1,300	1,300	1,300

3 敬老会

77歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長年の功績と長寿を祝います。より多くの高齢者に参加していただけるよう、開催内容及び開催方法について検討します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数（人）	21,221	21,558	22,044	22,300	22,600	22,900
参加人数（人）	1,652	2,804	0	2,900	3,000	3,100

4 敬老祝金支給事業

88歳及び100歳の高齢者に敬老祝金を支給しています。

今後も、高齢者に対する敬意を払い、長年の功績と長寿をお祝いするとともに、高齢者にとっても生きがいのひとつとなるよう、対象者の増加に対応しながら、本事業の継続を図ります。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88歳	対象者数（人）	917	916	1,009	1,025	1,025	1,090
	支給金額（円）	9,170,000	9,160,000	10,090,000	10,250,000	10,250,000	10,900,000
100歳	対象者数（人）	43	34	82	72	79	88
	支給金額（円）	6,225,000	4,800,000	12,075,000	7,200,000	7,900,000	8,800,000

5 老人福祉センター等運営事業

(1) 老人福祉センター運営事業

地域の高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者同士の交流を図り、健康で明るい生活を営むことに寄与する場所として開設していきます。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、利用者の満足度が高まるよう指定管理者制度による効果的な運営を継続します。

○老人福祉センターの設置状況

施設名称	老人福祉センター寿楽荘	河南老人福祉センター
所在地	石巻市日和が丘一丁目1番1号	石巻市前谷地字黒沢前35番地
概要	図書コーナー室、娯楽室、娯楽談話室、機能回復室、集会室、会議室、浴室	栄養指導室、教養娯楽室、健康相談室、工作室、集会及び運動指導室、生活相談室、図書室、ゲートボール場
利用料	条例に基づく	無料
管理運営主体	石巻市寿楽荘コンソーシアム	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

○事業の実施状況と見込み

	実績		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
寿楽荘（延べ人数）	21,853	21,758	22,000
河 南（延べ人数）	6,479	6,010	6,300

(2) いきいきふれあい交流センター運営等事業

地域の高齢者に対して、介護予防、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域住民との交流の場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、事業を継続して高齢者福祉の増進を図ります。

○いきいきふれあい交流センターの設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区
新田交流会館	館ふれあいセンター 梅木ふれあいセンター 和渕山根ふれあいセンター 俵庭ふれあいセンター 柏木ふれあいセンター	永井いきいき交流センター

(3) 老人憩の家管理等事業

地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、高齢者的心身の健康を保持し、高齢者福祉の増進を図る場所として開設しています。

今後も、指定管理者による管理運営を続けて施設の維持に努め、事業を継続して高齢者福祉の増進を図ります。

○老人憩の家の設置状況

河北地区	河南地区	桃生地区
後谷地老人憩の家	北村老人憩の家 和渕老人憩の家 砂押老人憩の家 三軒谷地老人憩の家 根方老人憩の家 谷地中老人憩の家	向永井老人憩の家 城内老人憩の家 薬田老人憩の家 新田老人憩の家 樺崎東老人憩の家

(4) 高齢者生活福祉センター運営事業

高齢者的心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者に住居を提供し、相談、指導等の援助を行う場所として開設しています。

今後も、施設修繕等の必要な対策を講じるなど施設の維持に努め、事業を継続して高齢者福祉の増進を図ります。

○高齢者生活福祉センターの設置状況

施設名称	網地島高齢者生活福祉センター
所在地	石巻市長渡浜杉 13 番地 3
概 要	・居住部門 定員 2 名 × 4 部屋
管理運営主体	医療法人陽気会網小医院

6 生涯学習の推進

将来の石巻を展望し、市民が主体となった生涯学習によるまちづくりを進めることを目的に、石巻市民大学「まなび舎」を開設しています。その中で、高齢者を対象とした講座を開催し、健康で明るい生活ができ、時代に即した教養を身に付けるとともに、相互の交流と親睦を図るための学習機会の提供を行っています。

今後も高齢者を対象とした講座の開催を継続し、高齢者が健康で明るい生活ができ、相互の交流と親睦を図ることができる学習機会の場を提供します。

第2節 高齢者の社会参加の促進

高齢者が今までの経験の中で培ってきた知識や技術を社会で発揮し、地域の担い手として活躍することは、高齢者の生活の張り合いを維持するだけでなく、活気ある地域づくりに資することとして重視されることです。

高齢者の社会参加の必要性を周知し、身近な社会参加の機会である老人クラブ活動への支援を充実し、各クラブの自主的な活動を支援するとともに、石巻市シルバー人材センター等において高齢者の就労の場を確保できるよう支援を行い、積極的な地域活動への参加を促進していきます。

| 老人クラブ活動助成事業

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織ですが、会員数及びクラブが減少傾向にあるため、今後も引き続き存在の周知を行い組織率の向上を図るとともに、高齢者の孤独感の解消と社会交流による高齢者の生きがいを高めるため、石巻市老人クラブ連合会及び各单位クラブに、活動費補助金を交付することにより自主的活動を支援します。

○単位クラブ補助金の交付単価

区分	会員数	交付額 (1クラブ当たり)
適正	100人以上	70,000円
	70人以上 100人未満	60,000円
	35人以上 70人未満	50,000円
小規模	10人以上 35人未満	34,000円

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市老連補助金 交付額(円)	1,556,250	1,506,000	1,462,500	1,500,000	1,500,000	1,500,000
単位クラブ補助金 交付額(円)	3,594,000	3,236,000	2,802,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000

2 高年齢者就業支援事業

公益社団法人石巻市シルバー人材センターの運営費等に対して補助金を交付するとともに、平成29年度より「役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱」を制定し、市内事業者の認定を実施しています。

今後も、高年齢者に対して地域に密着した仕事を提供し、もって高年齢者の生きがいの充実や高年齢者の社会参加の促進を図るため、事業を継続します。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー 人材 センター	会員数 (人)	446	465	500	510	524	537
	就業延べ人数 (人)	36,383	35,300	35,300	36,100	37,000	37,900

第5章

健康増進と介護予防の推進

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ②介護予防の充実
- ④日常生活の支援体制の整備
- ⑤健康づくり事業や介護予防事業の推進
- ⑥地域活動への参加
- ⑦介護予防等への早期の取組

S D G s



第Ⅰ節 健康づくり事業の推進

生活習慣の見直しや積極的な疾病予防対策を講じ、高齢者の健康づくりを進め、一人一人の健康意識を高めて生活の質の維持・向上を図り、健康状態の改善・維持・重症化の予防、フレイル（虚弱）予防を推進します。

Ⅰ 高齢者のための健康づくり事業

「第2次石巻市健康増進計画」における高齢者の健康では、「心も身体もいきいき・元気高齢者の増加」という大目標の実現のために、健（検）診の受診勧奨及び生活習慣病重症化予防、栄養・食生活、運動、歯科等に関する健康づくり教室や健康相談会等を開催し、自分に合った心と身体の健康づくりを推進します。

また、地域で高齢者の健康づくりを推進するために、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者が参加できる場、サロン活動等の情報提供や、地域での自主的な交流の機会の支援に努めます。

○事業の実施状況と見込み（健康づくり教室）

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	471	339	250	300	310	320
参加延べ人数（人）	7,924	6,355	4,300	5,000	5,200	5,400

○事業の実施状況と見込み（健康相談会）

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	450	466	400	410	420	430
参加延べ人数（人）	1,857	2,232	1,600	1,650	1,700	1,750

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

かつては介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、一般介護予防事業や住民等の参画による多様なサービスを充実し、介護予防の普及啓発をはじめ、介護予防の取組を強化するとともに、効果的かつ効率的な支援体制を整備します。

1 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成・配布、出前講座や介護予防教室等の取組を進め、できるだけ多くの高齢者が介護予防に取り組むきっかけとなるよう普及啓発に努めます。

今後は、保健事業と介護予防の一体化事業を活用し、通いの場等においてフレイル予防等についての意識を高めるなど、介護予防に対する普及啓発を図ります。

2 介護予防把握事業

地域包括支援センター等で収集した高齢者実態把握票等や国保データベース（KDB）システムを活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

3 介護予防訪問指導事業

療養上の保健指導が必要と認められる高齢者及びその家族に対し、指導員が訪問し必要な指導を行うことにより、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図っていきます。

今後は、機能訓練訪問事業など他の事業との連携を図りながら継続的な支援を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人員（人）	121	101	120	120	120	120
訪問延べ回数（回）	1,542	1,394	1,400	1,400	1,400	1,400

4 軽度生活援助訪問型サービス事業

要支援者等に対し、住民等の多様な主体が、掃除、洗濯、ゴミ出し等の軽度生活援助のサービスを提供することにより、要支援者等が地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

5 機能訓練訪問事業

身体機能が低下し、介助なしで日常生活を営むことが困難な要支援者等に対し、看護師等が理学療法士と連携しながら、在宅にて体力の改善や日常生活動作等の改善を目的とした機能訓練に係る相談・指導を短期集中的に行うことにより、当該要支援者等の日常生活を支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問実人員（人）	21	17	35	40	40	40
訪問延べ回数（回）	278	185	420	480	480	480

6 通所型サービス支援事業

要支援者等を中心に、高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、要支援者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も体制の維持・強化のため、関係機関等と連携しボランティア団体への啓発を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数（団体）	1	1	1	1	1	1
参加延べ人数（人）	672	810	1,200	1,000	1,000	1,000

7 通所型介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に要介護状態等にならないよう、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と協働しながら介護予防全般について学び、日常生活で実践できるよう支援するとともに、住民主体の集いの場の創出に向けての支援を行います。

(1) 介護予防はつらつ元気教室

専門スタッフによる運動、口腔機能向上、栄養改善等介護予防プログラムの実施及び住民主体の自主活動へ向けた支援を実施します。

今後は、本教室での自主活動への取組支援を活用し、地域包括支援センターが行う地域介護予防教室で通いの場の創出を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	160	160	160	96	96	96
参加延べ人数（人）	2,184	2,330	2,400	1,440	1,440	1,440

(2) いきいき100歳体操普及事業

専門スタッフによるいきいき100歳体操プログラムの実施及び自主活動に向けた支援を行い、介護予防の促進や高齢者を支え合う地域づくりを促進します。

今後も「いきいき100歳体操サポーター」のレベルアップを図るとともに、更なる普及とサロン継続の支援を行います。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	26	27	20	21	21	21
参加延べ人数（人）	376	336	200	210	210	210

(3) 地域介護予防教室

各地域包括支援センターが管轄する地域の高齢者を対象に、介護予防、権利擁護、総合相談等を取り入れた気軽に参加できる介護予防教室を実施します。

参加者各自が生活の活動性を高めることで介護予防の促進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	194	208	240	276	276	276
参加延べ人数（人）	2,964	3,233	3,600	4,140	4,140	4,140

8 地域介護予防活動支援事業

高齢者等の通いの場を提供する住民主体による自主的活動を支援することにより、高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進します。

今後も介護予防、社会参加を促進するだけでなく、必要時には通所型サービス支援事業へ移行を図るなど、さらなる体制の整備に向けた支援を継続します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施団体数（団体）	40	42	50	55	55	55
参加延べ人数（人）	788	875	900	990	990	990

9 地域リハビリテーション活動支援事業

住民主体の通いの場や個人宅にリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を派遣し、健康づくり、介護予防のための運動指導や日常生活動作の改善等の指導を集団又は個別に行うことで、自立支援と通いの場への継続参加を支援します。

また、介護支援専門員がリハビリ専門職と同行訪問することで、多職種の視点でアセスメントが行われ、在宅生活の支援が図れています。

今後も介護予防のための地域ケア会議に向けた関係各所の連携のため、専門職に薬剤師等を加えるとともに、介護予防のためのケアプラン作成に向けた介護支援専門員への支援を強化します。

①個別指導

個別の運動プログラムや住宅環境の改善、福祉用具の利活用等に関する相談及び指導を行います。

②集団運動指導

住民主体の集いの場において専門職が効果的な運動指導を行い、フレイル予防など、健康づくりの安全で効果的な運動指導を実施します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数（回）	73	50	58	58	58	58
参加延べ人数（人）	789	805	490	490	490	490

10 デイサービス事業

閉じこもり等の社会的活動の低下により引き起こされる要介護状態を予防するため、生きがいデイサービスやミニデイサービス事業により、高齢者の閉じこもりを防止するとともに、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ人数（人）	15,130	14,660	13,327	15,992	15,992	15,992

11 「食」の自立支援事業

在宅の一人暮らし高齢者等で日常の食生活において支援が必要な方に対し、食事の提供と安否確認を行うことにより、食生活の改善と健康増進及び「食」を通じて人のつながりを深め、自立した生活を送ることができるよう支援します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用実人数（人）	146	142	160	160	160	160
延べ食数（食）	22,158	21,921	25,800	25,800	25,800	25,800

12 訪問型サービス事業

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要支援者等の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスを実施します。

○事業の実施状況と見込み

利用者数（人/月）	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護相当サービス	629	629	633	640	647	654

13 通所型サービス事業

要支援者等がデイサービス等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言及び健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスを実施します。

○事業の実施状況と見込み

利用者数（人/月）	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護相当サービス	1,412	1,406	1,417	1,432	1,447	1,462

第6章

生活支援の充実

対応する「本市の課題」(P47・48)

①サービスの安定的提供

④日常生活の支援体制の整備

S D G s



第Ⅰ節 高齢者の生活支援の充実

高齢になると、日常生活の中で困難なことや不安なことが多くなってくるため、一人暮らし高齢者等の日常生活を支援する福祉サービスの充実が重要となっています。

長期的には、最も見守りの必要性が高い一人暮らし高齢者世帯の増加が見込まれるなか、引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるように、高齢者の生活を支援するためのサービスの充実を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供に努めます。

Ⅰ 一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅の一人暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

家庭や地域の関係性の希薄化が進むなか、緊急時の連絡や安否確認の上で非常に有効なシステムであることから、緊急通報協力員を確保するとともに、高齢者及び地域の支援者等へ周知を行い、新規設置者の増加を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置数（台）	65	68	69	70	70	70
設置延べ数（台）	516	535	545	560	560	560

2 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

現状のサービス体制は継続しつつ、利用者数の推移を注視して、必要に応じて新たな事業者の確保等を検討します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ件数（件）	985	808	1,087	1,100	1,150	1,200

3 訪問理美容サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で理容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、理容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適で衛生的な在宅生活の支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用延べ件数（件）	47	46	43	50	50	50

4 高齢者日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

5 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

在宅の一人暮らし高齢者等で老衰、心身の障害、傷病等により衛生管理が困難な方に対し、寝具の洗濯、乾燥及び消毒のサービスを提供することにより、高齢者の衛生的な在宅生活の支援を図ります。

今後も地域包括支援センターや介護事業所と連携してサービスの周知を図ります。

6 高齢者保護措置事業

原則として65歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を老人福祉法の規定により養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

今後も、在宅での生活が困難である高齢者へ必要な措置を実施し、対象者が生きがいを持ち、健全で安らかな生活を営むことができる環境の整備に努めます。

○入所措置の状況

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
万生園（人）	64	61	62	69	69	69
ひばり園（人）	12	14	16	15	15	15
松風荘（人）	2	1	1	2	2	2
松寿園（人）	1	2	1	2	2	2
合計（人）	79	78	80	88	88	88

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
判定委員会 入所許可者数（人）	12	14	10	10	10	10
養護老人ホーム等 入所者数（人）	8	14	10	10	10	10

7 養護老人ホーム

老人福祉法が規定する養護老人ホームは、本市には、「養護老人ホーム万生園」がありますが、維持管理及び運営は、社会福祉法人こごた福祉会が適正に実施しています。

今後も、こごた福祉会と連携し、引き続き必要な支援を行います。

第2節 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

判断能力の低下や認知症の症状から、虐待等により人権や権利が侵害されるリスクが高まる可能性があるため、高齢者の権利を守る体制づくりが重要となっています。

高齢者の虐待に迅速に対応するため、虐待防止センターにおいて、各関係機関と連携を図りながら支援しています。

虐待は、早期発見・早期対応が重要なことから、今後も地域包括支援センターに配置する社会福祉士を中心として高齢者の権利を守るための体制を整備するとともに、関係機関と連携し、地域で見守る体制の充実を図ります。また、成年後見制度の周知と普及、虐待防止センターの職員等の専門性の強化を図ります。

| 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るために、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施状況と見込み

対象者	次の要件をおおむね満たした方 ・事理を弁識する能力の程度が低い方 ・生活状況及び健康状況が不十分である方 ・配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	・審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見(件)	6	3	4	5	6	7
保佐(件)	0	1	1	1	1	1
補助(件)	0	0	1	1	1	1

2 高齢者虐待への組織的対応

高齢者虐待の対応に関し、平成25年度に「虐待防止センター」を設置しました。事案に応じて下表の各機関と緊密な連携を図りながら、専門の異なる各課職員がケース会議に参加し、各専門スキルを出し合うことで迅速かつ適切なトータルサポートを組織的に実施しています。

近年、認知症高齢者の増加とともに、問題が複合化した困難ケースが増加していることから、引き続き関係機関が一体となって高齢者虐待対応体制の強化を図り、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行います。

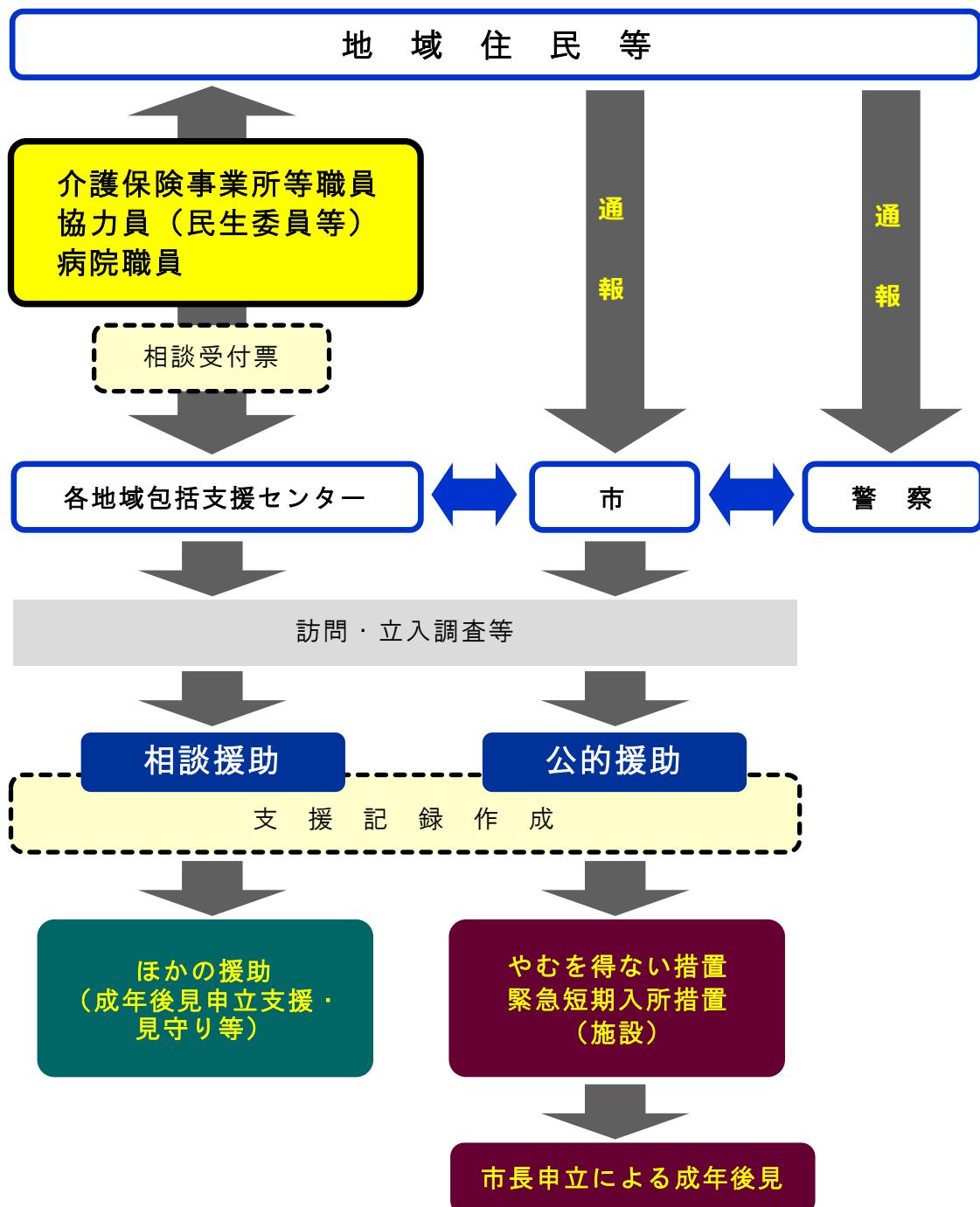
○連携機関・団体等

主な関係機関	石巻市高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員・児童委員協議会
--------	---

3 高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。

■連携フローチャート



第3節 高齢者の居住環境の充実

元気な高齢者はもとより、介護が必要となっても、家族の介護やサービスを受けながら住み慣れた環境で最期まで暮らし続けることができる環境整備が求められています。

高齢者個々の生活環境や身体状況に応じて、手すりの取付けや段差解消など、快適な生活になるよう支援しています。

住み慣れた自宅がより良い居住環境となるよう、一人一人の生活環境や身体状況に応じた居住環境の支援を行います。

| 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人一人の生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体の状況に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことからも、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修 理由書作成助成数（件）	9	8	15	15	15	15

2 バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居住において安心して住み続けられるよう支援します。

今後は、事業者の選定や申請後の審査など、利用者の負担軽減について検討します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成（要支援及び要介護者は対象外）

3 高齢者世話付住宅事業

県営渡波住宅に設置されている高齢者世話付住宅に、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じて生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助、緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30～17:00

○事業の実施状況と見込み

	実績			計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居戸数(戸)	8	7	10	10	10	10

4 有料老人ホーム等設置状況の把握

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、県と連携してこれらの設置状況を把握するとともに有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保を図る観点から、居宅サービス等の提供状況の把握や要介護認定の過程等で未届けの有料老人ホームを確認した場合は、県への情報提供を行います。

- 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない本市の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数（令和2年9月1日現在）

事業開始済

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型 ⁶ ）	13	223	-
有料老人ホーム（介護型 ⁷ ）	0	0	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当 ⁸ ）	13	-	294
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当 ⁹ ）	0	-	0

事業開始予定

	施設数	総定員数	総戸数
有料老人ホーム（住宅型）	0	0	-
有料老人ホーム（介護型）	0	0	-
サービス付き高齢者向け住宅（有料該当）	0	-	0
サービス付き高齢者向け住宅（有料非該当）	1	-	60

⁶ 介護が必要となった場合、施設外の事業者が提供する介護保険サービスを利用できるもの。

⁷ 介護が必要となった場合、有料老人ホームにおいて提供する介護保険サービスを利用することができるもの。

⁸ 入居者に対する見守り・生活相談の他、入浴・排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供するもの。

⁹ 入居者に対する見守り・生活相談のみを行うもの。

第7章

支え合いと連携の推進

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ①サービスの安定的提供
- ④日常生活の支援体制の整備
- ⑥地域活動への参加
- ⑧認知症相談窓口の周知
- ⑨認知症介護の支援
- ⑩認知症の理解促進

S D G s

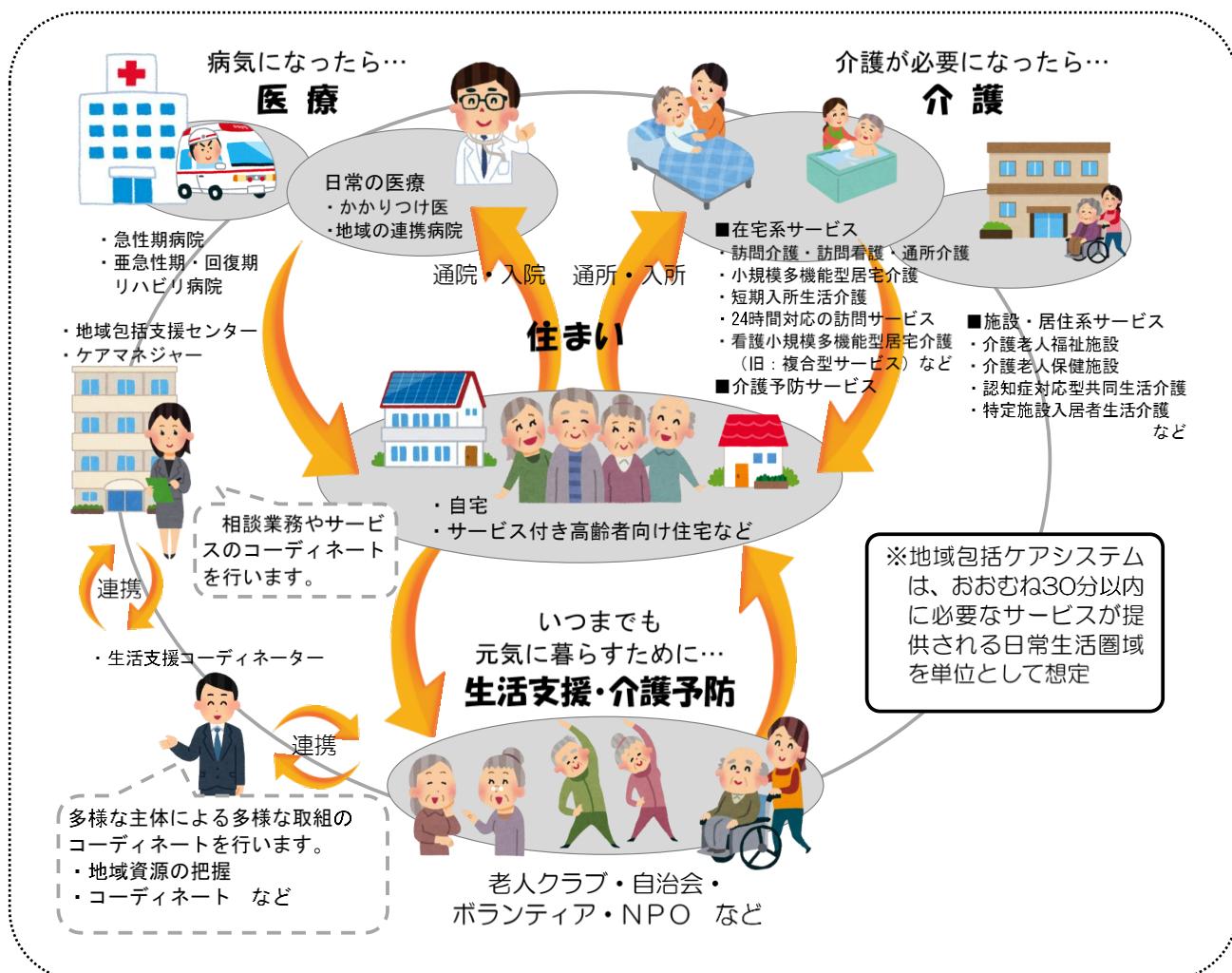


第1節 地域で支え合う体制の整備

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的で、地域で包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指してきましたが、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加等により、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが必要です。

これまで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供することができる地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできましたが、本計画では、高齢者だけでなく障害のある方や子育て世代等も含めた地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括支援センターを中心機関として地域包括ケアシステムの更なる充実を目指し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組、医療・介護の連携の推進及び多様な生活支援・介護予防サービスの体制を整備します。

■地域包括ケアシステムのイメージ図



| 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、身近な総合相談窓口をはじめ、地域で暮らす人たちを介護予防や医療、生活など様々な側面から支援するための中心的な機関です。

現在、本市では 12 か所の地域包括支援センターを設置しており、総合相談支援や介護予防のケアプラン作成、介護予防教室の実施、権利擁護業務等を実施しています。

(1) 総合相談支援業務

介護サービスだけではなく、保健、福祉、医療及び生活に関する様々な相談内容に対応するとともに、訪問等により高齢者と家族の実態を把握し、必要なサービスにつなげる支援を行います。

(2) 権利擁護業務

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の地域における生活を支援するために、介護支援専門員と主治医をはじめ、多職種との連携を図り、包括的・継続的なケアマネジメントを行うための支援を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるよう、ケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター（12か所）

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市門脇町一丁目2番21号
石巻市稻井地域包括支援センター	稻井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪17番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎61番地1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・ 大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市吉野町一丁目5番16号
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田123番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前15番
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木46番地3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町橋浦字大須215番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山7番地

2 地域ケア会議等の推進

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、多職種の協働による個別ケースの支援を通じて個別課題の解決を図るとともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援や地域課題の把握等を行います。

また、関係機関とのネットワークを構築し、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行うことにより、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう支援していきます。

今後も、地域課題解決のための資源開発や地域づくりを図るとともに、要支援者等の自立を促すための地域ケア会議を開催し、サービスの質の向上を図るとともに、高齢者の生活の質（Quality of Life）の向上を目指します。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア 会議	開催回数 (回)	21	37	20	20	20	20
	参加延べ人数 (人)	212	413	300	300	300	300

3 相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターが介護や介護予防に関する相談の他、健康や福祉、医療に関することなどに関する総合相談窓口として住民からの相談に対応しています。

また、令和元年10月に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、令和2年6月に地域包括ケア推進拠点施設である「ささえあいセンター」にその窓口を移設しました。さらに令和2年10月から各総合支所保健福祉課内に「福祉まるごと相談窓口」を増設するなど、市の全般的に体制を拡大しています。

今後とも、身近な窓口で質の高い対応ができるように努めます。

4 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者（高齢者や障害者等）に関する情報を一元的に管理した名簿を整備することにより、日常的な見守り活動や災害時の安否確認などに活用するため、町内会や自主防災組織、行政区等の協力を得ながら地域の支援体制づくりを推進しています。

また、地域の実情に応じた支援体制の構築が必要であることから、民生委員

や町内会長を対象とした研修会などを継続的に実施して、制度の周知を図ります。

5 地域における互助活動の推進

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な住民参画による支え合いの体制を整備することが必要です。このことから、地域住民が地域福祉活動に参加するきっかけや顔の見える関係づくりとして、乗用車を活用した「コミュニティ・カーシェアリング」による高齢者等の移動手段の確保など、地域課題解決の実践や身近な地域で日常生活上の助け合い活動を行う団体に対して助成金を交付することで地域住民が主体的かつ持続的な活動ができるよう支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	カーシェア会設立 件数（件）	-	1	1	2	2	2
2	地域互助活動促進 助成金（件）	-	10	11	28	28	28

6 地域住民やボランティア等による多様なサービスの提供

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を強化するとともに、地域住民と地域で活動しているボランティア団体やNPO団体等との連携が重要です。

今後も、地域で活動する様々な団体や生活支援コーディネーターなどと連携を強化し、地域における支え合いの体制づくりを推進します。

第2節 認知症本人・家族への支援の充実

本市では、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれます。認知症高齢者とその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援とともに、認知症講演会の実施、認知症ケアパスや認知症サポーター及びキャラバンメイトの養成など、認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を行っています。

令和元年6月に国がとりまとめた「認知症施策推進大綱」に沿って、認知症になつても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指すとともに、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めています。

- ※「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があつてもなくとも同じ社会でともに生きる、という意味です。
- ※「予防」とは、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になつても進行を緩やかにする」という意味です。

○全国の認知症高齢者数の将来推計

	平成27年	令和2年	令和7年	令和22年
各年齢の認知症有病率が一定の場合	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	802万人 21.4%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	953万人 25.4%

※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学二宮教授）による速報値）に基づく厚生労働省資料より引用。

○本市の認知症高齢者数の実績と将来推計

日常生活自立度判定基準	実績			見込み		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
Ⅱa～Ⅱbレベル	3,182人	3,154人	3,128人	3,204人	3,280人	3,355人
Ⅲaレベル以上	1,956人	2,036人	2,111人	2,162人	2,213人	2,265人
認知症高齢者数	5,138人	5,190人	5,239人	5,366人	5,493人	5,620人

※担当課による推計値。各年9月末現在。判定基準は次頁参照。

<認知症高齢者の日常生活自立度判定基準>

レベル	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している状態で基本的には在宅で自立した生活が可能なレベル
II a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態
II b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態
III a	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心見られ、介護を必要とする状態
III b	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心として見られ、介護を必要とする状態
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態

I 認知症への理解を深めるための普及・啓発

(1) 認知症講演会

認知症当事者や認知症についての正しい理解を普及するため、「パーソン・センタード・ケア¹⁰」や「認知症の方の心に寄り添う」などをテーマとした講演会を実施しています。

今後も、一般住民及び関係者の認知症に関する理解を高め、認知症に対する偏見を払拭し、当たり前の病気としての意識づけを図るため、講演会を開催します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	2	1	2	2	2	2
参加延べ人数（人）	406	158	200	200	200	200

¹⁰ 認知症を持つ人などを一人の「人」として尊重し、その人の立場に立って行うケアの考え方のひとつ。

(2) 認知症カフェの開催

認知症の方やその家族が、お茶を飲みながら、認知症に関するミニ講話を聞くなど、気軽に相談し、情報交換ができる居場所として地域包括支援センターが実施しています。

今後も、周知に努め、身近に集える場所として事業を継続します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	34	30	35	36	36	36
参加延べ人数（人）	220	149	175	150	150	150

(3) 認知症簡易チェックシートの活用

市のホームページ上に認知症簡易チェックサイトを開設しており、本人や家族それぞれの立場でチェックがいつでもでき、認知症の早期発見と必要な支援につなぐ糸口となっています。

また、ホームページからアクセスできない方のためのチェックシートも作成しており、多様な形態での活用を図っています。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アクセス数	3,953	3,270	5,400	3,500	3,500	3,500

(4) 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるかの概略を示した「認知症ケアパス」を作成しています。

認知症講演会や、地域包括支援センター等の窓口で配布することにより普及・啓発を図り、認知症当事者への早期の支援につなげます。

2 認知症地域支援推進員活動の充実

各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方の状態に応じたサービスを提供できるよう関係機関と連携を図ります。

今後も、認知症地域支援推進員の活動の充実を図り、特に認知症の方を地域で支えるネットワーク構築等の取り組みを推進します。

3 認知症初期集中支援推進事業の充実

認知症が疑われる方や専門医につながらない方などを対象に、認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、医療・介護サービスにつなぐ支援の検討や必要時訪問を行います。

また、訪問内容を関係機関に情報提供することで、初期支援を包括的、集中的に実施し、早期診断及び早期対応に向けた支援体制の充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	12	11	12	14	14	14
検討延べ件数（件）	72	17	55	60	60	60

4 認知症サポーターの養成

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指します。

引き続き、小中学校・高校や企業、金融機関等、幅広い市民を対象に認知症サポーターを拡大し、「共生」の基盤を整備していきます。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	42	30	36	35	35	35
受講者数（人）	701	474	928	700	700	700

5 認知症相談の実施

認知症専門医、保健師、認知症地域支援推進員が窓口となり家族や介護支援専門員等からの相談を受け付け、認知症を初期段階で発見し、専門機関へつなげられるよう対応します。

引き続き、幅広い世代へ認知症に関する相談窓口の存在を周知することで、

支援を必要とする人が相談したい時、速やかに専門機関へつながることができるように相談体制の確保に努めます。

6 若年性認知症への対応

若年性認知症当事者や介護者が気軽に相談や情報交換ができる場の提供として「若年性認知症当事者・介護者の会」を実施し、不安や孤独感の解消に努めています。

今後も、新しく相談したい方が参加しやすい会として運営するとともに、当事者の声を施策に反映できるように進めていきます。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	4	5	6	6	6	6
参加延べ人数（人）	52	39	30	30	30	30

7 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方が分からなくなってしまった高齢者を、早期に家族の元へ帰すことを目的に、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、QRコードラベルや登録証を配布しています。さらに、徘徊する認知症の人への適切な声掛けができるよう、QRコードラベルの周知や、見守り声掛け訓練を実施し、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、早期発見のために警察や行政、民間企業や地域の人とのネットワークの充実を図ります。

引き続き、事業の普及に努め、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの充実を図ります。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	82	101	90	100	100	100

第3節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進していくことが重要です。

本市では、平成28年9月に開院した石巻市立病院や医師会などと連携し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築に向けた取組を推進しています。

また、在宅医療と在宅介護の現状と課題を把握し検討を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

さらに、医療・介護関係者の連携支援のために市のホームページで情報提供を行っています。地域住民に対しては、出前講座の開催やパンフレットの配布などにより、在宅医療と介護の連携について理解を促進していきます。

新型コロナウイルス感染症への対策も視野に入れながら、住み慣れた地域で必要なサービスや支援が受けられる体制を整備します。

I 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療・介護関係者が、照会先や協力依頼先を適切に選択、連絡できるようにするため、医療・介護関係者の連携に必要な情報を掲載した「石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイト」を平成29年度から運用しています。

今後も、同サイトの周知と情報掲載事業所の充実を図りながら、在宅医療・介護連携の推進に資する情報の提供に努めます。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石巻市在宅医療・介護連携ウェブサイトの掲載事業所数	215	221	221	227	227	227

2 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等の参加を得て、「在宅医療・介護連携等推進会議」を実施し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、事業の検討を行っています。課題の抽出に当たっては、必要に応じて、在宅医療や介護を提供している人などに対してアンケート調査やヒアリングを実施します。

今後も、「在宅医療・介護連携等推進会議」での検討を継続します。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する「在宅医療・介護連携相談窓口」を運営し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援しています。

今後も、相談窓口の周知と相談対応者のスキルアップを図るとともに、福祉関係の相談窓口との連携を強化するなど、体制の充実に取り組みます。

4 地域住民への普及・啓発

地域の在宅医療・介護連携を推進するには、医療・介護関係職種の連携だけでなく、地域住民が在宅医療や介護について理解し、在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択できるようにすること、さらには、終末期ケアの在り方や在宅での看取りについて理解することも、適切な在宅療養を継続するために重要です。

これまで、関係課及び各総合支所等と連携し、「地域包括ケアシステム」、「在宅医療」をテーマとした出前講座を実施し、また、医療従事者である外部講師による「在宅医療」をテーマとした講話を公民館とのタイアップにより実施しています。このほか、在宅医療に関するパンフレットの配布や市報等への掲載も実施しています。

今後も出前講座の内容を見直しながら継続的に実施するとともに、令和2年開設の「ささえあいセンター」の活用や地区座談会の実施等を通じて、地域住民の理解を促進する取組を推進します。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区 座談会	開催回数 (回)	0	0	0	1	2	2
	参加延べ人数 (人)	0	0	0	20	40	40
出前 講座	開催回数 (回)	76	43	6	28	30	30
	参加延べ人数 (人)	1,872	1,571	210	650	690	690
市民 向け 講演会	開催回数 (回)	1	0	6	10	10	10
	参加人数 (人)	156	0	108	180	180	180
パンフ レット 配置	配 置 数	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

5 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備するなど、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援しています。

これまで、具体的なツールとして「石巻圏域の入退院時情報連携の手引き」、「入退院時の院内担当窓口」一覧表の作成や保険証カバーの活用等を通じて、情報共有を促進し、医療・介護関係者間の「顔の見える関係」が出来つつあります。

引き続き、より速やかな情報共有が促進されるよう支援を継続します。

6 医療・介護関係者の研修

医療と介護は、それぞれを支える保険制度が異なることなどにより、多職種間の相互の理解や、情報共有が十分にできていないなどの課題があります。

このため、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修を通じて、地域の医療・介護関係者が、お互いの業務の現状、専門性や役割等を知り、「顔の見える関係」を構築するなど、現場レベルでの在宅医療と介護の連携が促進される研修を実施しています。

今後も、多職種間の相互理解や情報共有の機会として、研修会形式の実施だけでなく、カフェ形式での実施などを含め、関係者が参加しやすい機会の確保に努めます。

○事業の実施状況と見込み

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会	開催回数（回）	3	5	3	5	6	6
	参加人数（人）	160	242	136	236	336	336

第4節 生活支援サービスの体制整備

住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域における高齢者を支える担い手が必要です。

地域の支え合い体制を推進するため、重要な生活支援コーディネーターを配置し、協議体と協力しながら、地域の様々な活動をつなぎ、高齢者の生活支援サービスの開発やサービスの担い手の発掘・養成等を行っており、その成果として、各地域では、サロン活動や見守り活動などの支え合い活動が行われ始めています。

今後も、地域包括支援センターや関係機関との連携を強化するとともに、元気な高齢者自身も地域の担い手として活躍できる体制づくりを推進します。

| 地域づくり支援事業

生活支援コーディネーターの配置や地域コミュニティ、地域包括支援センター、民生委員、保健師等が連携して、地域ごとに第2層協議体を設置することにより、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進します。

○事業の実施状況と見込み

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2層生活支援 コーディネーター配置数	13	13	13	13	13	13
第2層協議体設置数	0	1	8	16	16	16

第8章

介護サービス基盤の充実

対応する「本市の課題」(P47・48)

- ①サービスの安定的提供
- ②介護予防の充実
- ③介護人材の確保・育成
- ④日常生活の支援体制の整備
- ⑤認知症介護の支援

S D G s



第Ⅰ節 介護サービス基盤の整備・充実

今後也要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、自身が希望するサービスが必要なときに利用できるよう、引き続き、サービスの充実を図る必要があります。

できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備や認知症対応型共同生活介護の整備に努めます。

また、必要な基盤整備や事業者の参入促進を図り、施設入所者の待機者減少に努めます。

○介護サービス基盤整備の目標

区分	施設	整備数
令和4年度 整備	地域密着型介護老人福祉施設	1施設 定員 29人
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1施設 2ユニット(18人)
	小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29人
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設
令和5年度 整備	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1施設 2ユニット(18人)
	看護小規模多機能型居宅介護	1施設 定員 29人

○介護保険施設等整備状況

区分	7期計画（見込み）		8期整備目標数		8期末見込	
	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
介護老人福祉施設	16	921	1	29	17	950
うち地域密着型	3	87	1	29	4	116
介護老人保健施設	7	760	-	-	7	760
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	27	405	2	36	29	441
小規模多機能型居宅介護	8	221	1	29	9	250
看護小規模多機能型居宅介護	2	58	1	29	3	87
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	-	1	-	2	-
計	61	2,365	6	123	67	2,488

第2節 介護サービス量の見込み

在宅での生活を継続するための居宅サービスや地域密着型サービスと自宅での介護が困難な人のための施設サービスを提供しています。

今後も、必要とするサービスを適切に受けられるように、サービス供給量の確保に努めます。

I 居宅サービス

在宅における自立した生活が継続できるよう、そのための支援を目的としたサービスが居宅サービスです。要支援1と要支援2の方を対象とする介護予防サービス（予防給付）、要介護1から要介護5までの認定者の方を対象とする居宅サービス（介護給付）という区分になっています。

要介護・要支援認定者数の推計値を基礎とし、第7期計画期間における各サービスの利用率や利用回数等の実績を勘案すると、令和3年度から令和5年度までの計画期間における居宅サービスの見込量は以下のとおりとなります。

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事の介助、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活の世話をを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み (1か月当たり)

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	861	858	880	889	903	913
利用回数（回）	21,249	20,817	21,243	21,461	21,860	22,133
利用回数 計画値（回）	25,805	26,695	27,460			
対計画比	82.3%	78.0%	77.4%			

(2) 介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

要介護者等の自宅に定期的に入浴車を派遣し、浴槽を家庭に持ち込み入浴の介護を行う、在宅での入浴を可能にするサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	7	6	5	6	6	6
	利用回数（回）	29	21	13	15	15	15
	利用回数 計画値（回）	14	14	18	↓		
	対計画比	207.1%	150.0%	72.2%			
介 護 給 付	利用人数（人）	234	228	204	209	213	217
	利用回数（回）	1,045	996	905	932	950	968
	利用回数 計画値（回）	1,051	1,095	1,151	↓		
	対計画比	99.4%	91.0%	78.6%			

(3) 介護予防訪問看護／訪問看護

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等（看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士）が、自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

なお、このサービスの対象者は、主治医が訪問看護を必要と認めた要介護者等となります。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	190	187	193	195	196	196
	利用回数（回）	1,161	1,074	1,257	1,272	1,279	1,279
	利用回数 計画値（回）	1,561	1,601	1,626	↓		
	対計画比	74.4%	67.1%	77.3%			
介 護 給 付	利用人数（人）	717	679	638	650	660	667
	利用回数（回）	4,549	4,151	3,829	3,940	4,003	4,045
	利用回数 計画値（回）	5,147	5,469	5,834	↓		
	対計画比	88.4%	75.9%	65.6%			

(4) 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

病状が安定したあと、医師の指示に基づき心身の機能の維持や回復のために、理学療法士や作業療法士が自宅を訪問してリハビリテーションを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	105	95	83	88	88	88
	利用回数（回）	1,008	899	785	837	837	837
	利用回数 計画値（回）	664	710	756			
	対計画比	151.8%	126.6%	103.8%			
介 護 給 付	利用人数（人）	195	188	158	163	164	168
	利用回数（回）	2,024	1,873	1,692	1,770	1,781	1,824
	利用回数 計画値（回）	1,601	1,702	1,803			
	対計画比	126.4%	110.0%	93.8%			

(5) 介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

要支援・要介護の状態になっても、それぞれの能力に応じて、可能な限り居宅での生活が営めるよう、通院困難な要介護者等の自宅を医師等が訪問し、療養上の管理及び指導を行うものです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	55	54	56	57	57	57
	利用人数 計画値（人）	67	71	73			
	対計画比	82.1%	76.1%	76.7%			
	利用人数（人）	595	624	677	691	702	712
介 護 給 付	利用人数 計画値（人）	595	637	682			
	対計画比	100.0%	98.0%	99.3%			

(6) 通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等日常生活の世話と機能訓練を受けるサービスです。

このサービスは、利用者的心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の心身的・精神的負担の軽減を目的とし、施設で作成する機能訓練等の目標やサービス内容等を定めたケアプランに基づき提供されます。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）	1,335	1,322	1,286	1,318	1,336	1,349
利用回数（回）	12,467	12,333	12,151	12,527	12,699	12,825
利用回数 計画値（回）	12,728	13,316	13,920			
対計画比	97.9%	92.6%	87.3%			

(7) 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

なお、通所リハビリテーションの対象者は、病状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者等です。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

	実 績			計 画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	328	328	300	305	306
	利用人数 計画値（人）	360	370	380		
	対計画比	91.1%	88.6%	78.9%		
介 護 給 付	利用人数（人）	354	364	353	364	368
	利用回数（回）	2,777	2,886	2,659	2,768	2,799
	利用回数 計画値（回）	2,877	2,988	3,082		
	対計画比	96.5%	96.6%	86.3%		

(8) 介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設で入浴・排せつ・食事等の介護等、日常生活の世話や機能訓練が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	46	39	22	26	26	26
	利用日数（日）	225	190	124	140	140	140
	利用日数 計画値（日）	211	226	231			
	対計画比	106.6%	84.1%	53.7%			
介 護 給 付	利用人数（人）	593	579	531	547	554	562
	利用日数（日）	5,372	5,520	5,382	5,414	5,491	5,575
	利用日数 計画値（日）	5,313	5,378	5,387			
	対計画比	101.1%	102.6%	99.9%			

(9) 介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護

老人保健施設に短期入所し、医学的な管理の下に機能訓練、日常生活の介護及び看護が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	2	2	2	2	2	2
	利用日数（日）	11	13	12	14	14	14
	利用日数 計画値（日）	6	6	6			
	対計画比	183.3%	216.7%	200.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	38	36	30	30	30	30
	利用日数（日）	252	213	191	198	198	198
	利用日数 計画値（日）	239	250	266			
	対計画比	105.4%	85.2%	71.8%			

(10) 介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、ケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護及び生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	18	17	13	16	16	16
	利用人数 計画値（人）	14	12	10	↓		
	対計画比	128.6%	141.7%	130.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	72	74	91	83	83	83
	利用人数 計画値（人）	76	80	84	↓		
	対計画比	94.7%	92.5%	108.3%			

(11) 介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

特殊寝台、車いす、リフト及び歩行支援具等、家庭での介助を可能にするために必要な福祉用具の貸与が受けられるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	983	1,056	1,156	1,156	1,159	1,161
	利用人数 計画値（人）	984	1,034	1,087	↓		
	対計画比	99.9%	102.1%	106.3%			
介 護 給 付	利用人数（人）	1,972	2,035	2,106	2,144	2,177	2,204
	利用人数 計画値（人）	2,007	2,067	2,098	↓		
	対計画比	98.3%	98.5%	100.4%			

(12) 特定介護予防福祉用具購入／特定福祉用具購入

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具を購入した場合に、その費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	21	24	26	23	23	23
	利用人数 計画値（人）	28	28	30			
	対計画比	75.0%	85.7%	86.7%			
介 護 給 付	利用人数（人）	37	35	32	31	31	32
	利用人数 計画値（人）	40	40	45			
	対計画比	92.5%	87.5%	71.1%			

(13) 介護予防住宅改修／住宅改修

住宅の手すりの設置、床段差の解消、引き戸など扉の取り替え、和式便器の洋式便器への取り替えなど、住宅改修費用の一部を支給します。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	21	18	24	22	22	22
	利用人数 計画値（人）	26	26	28			
	対計画比	80.8%	69.2%	85.7%			
介 護 給 付	利用人数（人）	17	17	13	13	13	13
	利用人数 計画値（人）	18	18	22			
	対計画比	94.4%	94.4%	59.1%			

(14) 介護予防支援／居宅介護支援

介護支援専門員が、要介護者に対する介護サービスの内容について本人及び家族と相談し、ケアプランを作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、介護サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	1,362	1,404	1,448	1,451	1,454	1,456
	利用人数 計画値（人）	1,468	1,546	1,626			
	対計画比	92.8%	90.8%	89.1%			
介 護 給 付	利用人数（人）	3,097	3,094	3,099	3,124	3,167	3,199
	利用人数 計画値（人）	3,188	3,233	3,224			
	対計画比	97.1%	95.7%	96.1%			

2 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、今後、さらに増加が予想される認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても、できる限り住み慣れた地域で生活ができるようにすることを目的として創設されたサービスです。

利用者のニーズにきめ細かく応えられるよう、本市が設定する5つの日常生活圏域の事情に即し、各地域のバランスを考えた整備を行っていきます。

(1) 介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

居宅の要介護者等で、脳血管疾患、アルツハイマー病等により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能その他認知機能が低下した状態の方に、デイサービスセンターにて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	0	1	0	2	2	2
	利用回数（回）	0	3	0			
	利用回数 計画値（回）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			
介 護 給 付	利用人数（人）	17	19	22	23	23	23
	利用回数（回）	167	206	210	231	231	231
	利用回数 計画値（回）	411	435	478			
	対計画比	40.6%	47.4%	43.9%			

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	18	13	11	11	11	12
	利用人数 計画値（人）	21	21	25			
	対計画比	85.7%	61.9%	44.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	129	161	154	159	163	187
	利用人数 計画値（人）	142	142	167			
	対計画比	90.8%	113.4%	92.2%			

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、比較的安定状態にある認知症の要介護者等が、少人数で共同生活を送る認知症高齢者グループホームで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

なお、サービスの利用に当たっては、事業者が、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書で確認します。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予 防 給 付	利用人数（人）	6	4	3	4	4	4
	利用人数 計画値（人）	3	3	3			
	対計画比	200.0%	133.3%	100.0%			
介 護 給 付	利用人数（人）	345	349	370	382	382	400
	利用人数 計画値（人）	348	348	366			
	対計画比	99.1%	100.3%	101.1%			

(4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、その施設でケアプランに基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を受けられるものです。地域密着型サービスとなるのは有料老人ホームのうち、定員が30人未満の介護専用型の施設です。

第7期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設で、生活介護を中心の施設です。

そのうち、定員が30人未満の施設が地域密着型サービスとなります。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	利用人数(人)	56	57	65	70	70	99
	利用人数 計画値(人)	54	54	83	△		
	対計画比	103.7%	105.6%	78.3%			

(6) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に巡回し、又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための支援を行うサービスです。

本サービスも第7期計画に続き、本計画でもサービス量は見込んでいませんが、引き続き、各圏域の状況を注視し、必要に応じた対応を行います。

(7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

利用者の医療・看護ニーズに迅速かつ的確に対応するため、1日複数回の定期訪問と24時間の随時対応を組み合わせて、訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用人数(人)	0	1	5	7	10	20
	利用人数 計画値(人)	-	-	-			
	対計画比	-	-	-			

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い利用者に柔軟に対応するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護等の複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用人数(人)	24	32	49	51	52	52
	利用人数 計画値(人)	29	29	29			
	対計画比	82.8%	110.3%	169.0%			

(9) 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模のデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで受けるサービスです。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	利用人数(人)	565	588	569	578	585	592
	利用回数(回)	5,672	5,895	5,525	5,562	5,642	5,717
	利用回数 計画値(回)	6,621	6,917	7,214			
	対計画比	85.7%	85.2%	76.6%			

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所する要介護者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設で、生活介護が中心の施設です。

入所対象者は、心身上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になったら、本人や家族の希望、退所後の環境等を踏まえて、円滑な退所のための援助を行います。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	利用人数(人)	725	746	775	767	767	767
	利用人数 計画値(人)	712	727	742			
	対計画比	101.8%	102.6%	104.4%			

(2) 介護老人保健施設

入所する要介護者に対し、看護及び医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的として造られた施設で、介護やリハビリが中心の施設です。

入所対象者は、病状が安定期にあり、上記のサービスを必要とする要介護者です。施設では、在宅生活への復帰を目指してサービス提供がなされます。

在宅での生活ができるかどうかを定期的に点検し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	利用人数(人)	735	725	704	719	719	719
	利用人数 計画値(人)	747	747	747			
	対計画比	98.4%	97.1%	94.2%			

(3) 介護療養型医療施設

療養病床を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、ケアプランに基づき、療養上の管理、看護及び医学的管理下での介護等の世話並びに機能訓練等の必要な医療を提供することを目的とした施設で、長期間にわたり療養の必要な要介護者を介護する体制が整った医療施設のことです。

本計画の最終年度である令和5年度末までに他の施設サービスへ転換することが決定しています。本市では、第7期計画終了時点で利用者がなく、本計画でも利用者を見込んでいません。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	利用人数（人）	1	0	0	0	0	0
	利用人数 計画値（人）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

(4) 介護医療院

基本的に介護療養型医療施設からの転換が想定された施設で、療養病床の医療機能を維持し、生活施設としての機能を兼ね揃えた施設です。状態が安定しているものの、自宅へ退院できる状態ではなく、継続的な治療が必要なため、長期療養をするための施設です。

○サービスの利用実績と見込み

(1か月当たり)

		実 績			計 画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介 護 給 付	利用人数（人）	0	1	1	1	1	1
	利用人数 計画値（人）	0	0	0			
	対計画比	-	-	-			

第3節 介護保険事業費の見込み

各サービス量の見込みに基づいて給付費を算出した結果、第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までの本市におけるサービス給付費見込額は、次のとおりとなります。

I 介護サービス給付費見込額

(1) 介護予防サービス（予防給付）

介護予防サービス給付費は、若干の増加で推移し令和5年度では約4億4千万円、3年間合計で約13億2千万円の費用を見込んでいます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①介護予防訪問入浴介護	1,820	1,820	1,820	5,460
②介護予防訪問看護	53,651	53,938	54,224	161,813
③介護予防訪問リハビリテーション	28,856	29,216	29,576	87,648
④介護予防居宅療養管理指導	5,406	5,507	5,608	16,521
⑤介護予防通所リハビリテーション	124,826	125,087	125,348	375,261
⑥介護予防短期入所生活介護	11,302	11,700	12,098	35,100
⑦介護予防短期入所療養介護	910	910	910	2,730
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	17,260	17,260	17,260	51,780
⑨介護予防福祉用具貸与	86,309	86,448	86,611	259,368
⑩介護予防福祉用具購入	8,080	8,397	8,713	25,190
⑪介護予防住宅改修	21,567	21,567	21,567	64,701
⑫介護予防支援	78,857	79,020	79,128	237,005
介護予防サービス給付費計	438,844	440,870	442,863	1,322,577

(2) 居宅サービス

居宅サービス給付費は、計画期間中、毎年の増加が見込まれ令和5年度では約46億3千万円、3年間合計で約137億4千万円の費用を見込んでいます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
①訪問介護	753,135	765,391	773,264	2,291,790
②訪問入浴介護	140,813	143,582	144,967	429,362
③訪問看護	254,150	258,655	262,016	774,821
④訪問リハビリテーション	63,849	64,262	65,422	193,533
⑤居宅療養管理指導	65,017	66,056	66,996	198,069
⑥通所介護	1,212,128	1,228,261	1,235,330	3,675,719
⑦通所リハビリテーション	293,060	297,679	300,598	891,337
⑧短期入所生活介護	557,913	569,670	577,497	1,705,080
⑨短期入所療養介護	25,652	26,358	27,425	79,435
⑩特定施設入居者生活介護	194,657	194,657	194,657	583,971
⑪福祉用具貸与	345,984	351,905	354,830	1,052,719
⑫福祉用具購入	13,524	13,955	14,421	41,900
⑬住宅改修	17,683	17,683	17,683	53,049
⑭居宅介護支援	581,880	590,243	596,687	1,768,810
居宅サービス給付費計	4,519,445	4,588,357	4,631,793	13,739,595

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービス給付費も、毎年の増加が見込まれ令和5年度では約29億9千万円、3年間合計で約84億2千万円の費用を見込んでいます。

	(千円)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域密着型サービス	2,678,729	2,706,584	2,962,206	8,347,519
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,177	9,128	20,915	37,220
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	16,823	17,507	18,135	52,465
④小規模多機能型居宅介護	440,975	453,393	521,009	1,415,377
⑤認知症対応型共同生活介護	1,185,754	1,185,754	1,241,688	3,613,196
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	263,090	263,090	372,076	898,256
⑧看護小規模多機能型居宅介護	156,867	160,177	161,931	478,975
⑨地域密着型通所介護	608,043	617,535	626,452	1,852,030
地域密着型介護予防サービス	23,449	23,449	24,822	71,720
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	14,142	14,142	15,515	43,799
③介護予防認知症対応型共同生活介護	9,307	9,307	9,307	27,921
地域密着型サービス給付費計	2,702,178	2,730,033	2,987,028	8,419,239

(4) 施設サービス

施設サービス給付費は、計画期間中、毎年約50億5千万円、3年間合計で約151億6千万円の費用を見込んでいます。

	(千円)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①介護老人福祉施設	2,603,057	2,603,057	2,603,057	7,809,171
②介護老人保健施設	2,444,249	2,444,249	2,444,249	7,332,747
③介護医療院	5,354	5,354	5,354	16,062
④介護療養型医療施設	0	0	0	0
施設サービス給付費計	5,052,660	5,052,660	5,052,660	15,157,980

2 標準給付費見込額

各サービス給付費の総額である総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を以下のように見込んでいます。

○各年度の標準給付費見込額		(千円、審査支払手数料支払件数のみ件)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費		12,713,127	12,811,920	13,114,344
特定入所者介護サービス費等 ※1		684,420	688,939	692,470
高額介護サービス費等給付額 ※2		340,404	342,652	344,408
高額医療合算介護サービス費 等給付額 ※3		38,882	39,271	39,664
算定対象審査支払手数料 ※4		11,475	11,542	11,612
審査支払手数料支払件数		182,150	183,212	184,313
標準給付費見込額		13,788,309	13,894,324	14,202,497
				41,885,130

※千円以下の数値は端数処理のため、内訳計と合計が合わない場合があります。

- ※1 特定入所者介護サービス費とは、居住費及び食費について所得に応じた負担限度額を定め、限度額を超えた部分については介護保険からの補足的給付を行うものです。居住費と食費を保険給付の対象外とする施設給付の見直しに伴って創設された制度で、施設に入所している低所得者の負担軽減を図るものです。
- ※2 高額介護サービス費とは、介護保険サービスの利用にかかる利用者負担額の合計が世帯の所得に応じた限度額を超えた場合、超えた金額を高額介護サービス費として支給するものです。
- ※3 高額医療合算介護サービス費とは、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が医療・介護合算の限度額を超えた場合、超えた金額を高額医療合算介護サービス費として支給するものです。
- ※4 審査支払手数料とは、介護保険事業を円滑かつ効率的に行うため、介護保険サービスにかかる費用の請求に対する審査や支払事務について、国民健康保険団体連合会への委託に要する費用です。

3 地域支援事業費見込額

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る費用と包括的支援事業費及び任意事業に係る費用があります。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、「訪問介護相当サービス」や「訪問介護相当サービス」等の「介護予防・生活支援サービス事業」と、「介護予防普及啓発事業」や「地域介護予防活動支援事業」等の「一般介護予防事業」に関する費用の合計です。また、包括的支援事業費は、地域包括支援センターの運営や在宅医療・介護連携推進事業に関する費用、任意事業費は給付等費用適正化、家族介護支援事業等に関する費用となっています。

いずれも前年実績等から以下のとおりに算出しました。

○各年度の地域支援事業費見込額 (千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	948,635	956,199	963,710	2,868,544
介護予防・日常生活支援総合事業	689,321	696,657	703,938	2,089,916
包括的支援事業・任意事業	259,314	259,542	259,773	778,629

4 保健福祉事業費見込額

本市が独自に実施する高齢者の保健福祉事業（高齢者の生きがいと創造の事業・高齢者スポーツ大会等）について、事業費用の一部を介護保険事業費として負担するものです。

○各年度の保健福祉事業費見込額 (千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保健福祉事業費	4,000	4,040	4,080	12,120

第4節 第1号被保険者の保険料算定

I 介護保険事業の財源構成

(1) 標準給付費の負担割合

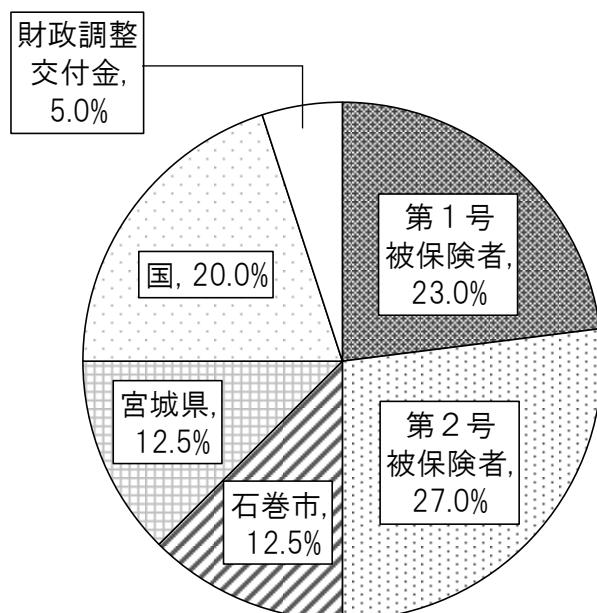
事業費用の大部分を占める介護サービス給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で負担し、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人当たりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。

また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。国、都道府県の負担割合は、居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

■標準給付費の負担割合



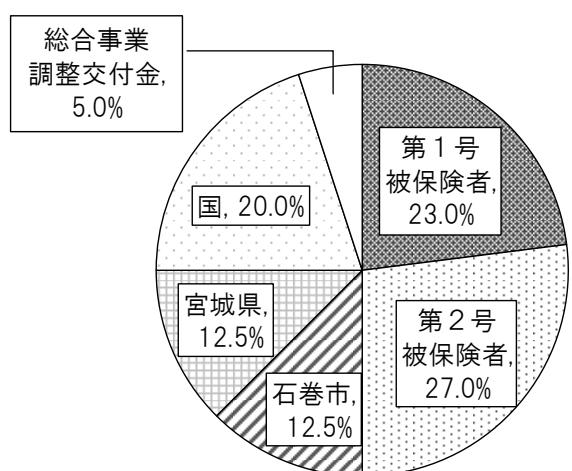
※ただし、施設等給付費については国20%、都道府県17.5%

(2) 地域支援事業費の負担割合

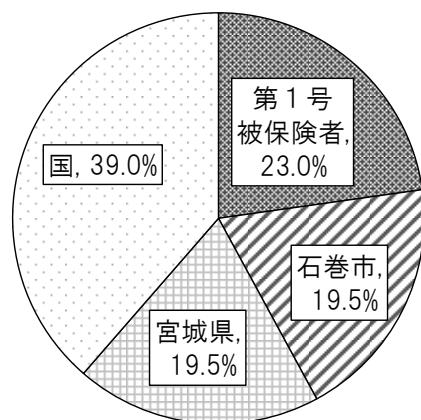
地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の費用については、標準給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■ 地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



2 第1号被保険者保険料の算定

(1) 保険料基準額

第8期計画期間である令和3年度から令和5年度までについて、本市におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費見込額、調整交付金見込額等を反映させ保険料収納必要額を積算し、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数や保険料収納率から保険料基準月額を算出すると、以下のとおりになります。

○保険料基準額の推計

A	標準給付費見込額	41,885,129,611 円
B	地域支援事業費	2,868,544,336 円
C	第1号被保険者負担分（23%） (A+B) × 23%	10,293,345,008 円
D	調整交付金相当額	2,198,752,256 円
E	調整交付金見込額	2,506,775,459 円
F	保健福祉事業費見込額	12,120,400 円
G	準備基金取崩額	440,000,000 円
H	保険料収納必要額 C + D - E + F - G	9,557,442,205 円
I	予定保険料収納率	99.0%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数	136,338 人
K	保険料見込額（年額）H ÷ I ÷ J	70,800 円
L	保険料見込額（月額）K ÷ 12	5,900 円

※調整交付金見込額は、「地域包括ケア見える化システム・将来推計」による試算値です。

(2) 所得段階別保険料

各段階の月額保険料については、第5段階（基準額）に各段階の負担割合を乗じて算出しました。

○所得段階別保険料

段階	対象者	対基準額割合	月額保険料
第1段階	○生活保護を受けている方 ○世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が80万円以下の方	0.30	1,770 円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税 かつ ○本人年金収入等が80万円超120万円以下の方	0.50	2,950 円
第3段階	○世帯全員が市民税非課税 かつ ○本人年金収入等が120万円超の方	0.70	4,130 円
第4段階	○本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合） かつ ○本人の年金収入等が80万円以下の方	0.90	5,310 円
第5段階 (基準)	○本人が市民税非課税の方 (世帯内に市民税課税者がいる場合) かつ ○本人の年金収入等が80万円超の方	1.00	5,900 円 (基準額)
第6段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円未満の場合)	1.20	7,080 円
第7段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が120万円以上200万円未満の場合)	1.30	7,670 円
第8段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合)	1.50	8,850 円
第9段階	○本人が市民税課税の方 (合計所得金額が300万円以上の場合)	1.70	10,030 円

※第1段階～第3段階の対基準額割合は、公費による軽減強化後の割合です。

※保険料については、現時点での推計値であり、今後、変更する場合があります。

第5節 介護事業所等の人材の確保・人材育成

高齢化の進行により、今後も介護サービスの需要が多くなることが考えられます。介護サービスを提供するためには、介護人材の確保が重要となっています。

介護サービス事業所等では介護人材の確保・定着が最重要課題としてあげられており、その解決策として介護職のイメージアップや処遇改善が必要とされています。

今後も、県や関係機関と連携し、より若い年代や元気高齢者も対象としながら、介護や福祉のイメージアップを図るとともに、介護職員の研修会や事業所と課題についての検討を行い、質の高いサービスを提供できるよう努めます。

| 介護・福祉の啓発

(1) イベントへの支援

介護事業所が主催する、介護人材確保対策並びに地域住民への介護や福祉に関する意識の啓発を図る事を目的としたイベントに対し、介護事業所と連携し今後も継続して支援します。

(2) 情報の発信

介護に関する情報をあらゆる手法と機会を捉えて発信し、介護人材の確保につながるよう次の啓発事業を展開します。

No	啓発事業概要
1	介護に関する重点啓発日及び月間を周知します。
2	教育関係を通じて介護に関する啓発を行います。

2 介護職員研修の実施

介護職員の職場定着及び質の高いサービスを提供できる人材育成を図るため、介護事業所に勤務する職員向けの研修会を開催します。

実践的内容で参加しやすい場所と時間での実施とするため、出前講座の形式で行うなど、今後も、多くの職員が参加できるよう事業を継続します。

3 奨学金返還支援事業

地域包括ケアシステムを充実させる上で必要となる医療・福祉・介護分野の専門職員の人材確保を図るため、奨学金の返還に対する支援を実施します。

今後も、事業の周知を図り、継続的な支援を実施します。

4 介護事業所との意見交換会の開催

介護人材確保の現状や課題等について、介護事業所と意見交換や情報共有を図りながら、効果的な人材確保及び人材育成策を検討します。

今後も、継続的に開催し、介護人材確保・定着への施策の展開につなげます。

5 ハローワーク石巻との連携

ハローワークが行っている介護職の求人情報、面談会、施設見学会等のチラシやパンフレット等を介護保険課の窓口に設置するとともに、ハローワーク主催の就職面談会を後援するなど、ハローワークとの連携を強化しています。

引き続きハローワーク石巻との連携のもとで、人材確保に向けた事業等を実施します。

6 国への要望

介護事業所が、質の高い人材を安定的に確保できるよう、適切な水準の介護報酬の設定を含めた介護職員の待遇改善や労働環境整備について、宮城県市長会や宮城県市議会議長会を通じて国に対し要望します。

第6節 介護サービスの質の向上

要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等が増えている中、サービス需要も増加しており、個々の状態や生活環境により、様々なニーズにあった質の高いサービス提供が重要となっています。

高齢者やその家族が適切なサービスを自ら選択し、利用できるよう、介護サービスについての情報を提供するとともに、サービス事業所に対して指導・助言などを行っています。

今後も、パンフレットや市のホームページなどで介護サービスの情報提供を行うとともに、介護給付適正化の取組を進め、介護サービスの質の向上を図ります。

1 制度の周知徹底

高齢者やその家族へ介護保険制度の改正における変更点や保険料等の情報を分かりやすく伝えるため、市報、ホームページ、パンフレット等により広報体制を充実するとともに、市の職員による出前講座や各種講演会を実施するなど、介護保険制度や各種保健福祉サービスについての情報の周知徹底を図っています。

引き続き、高齢者やその家族だけでなく、市民全体にわかりやすい制度の周知に努めます。

2 苦情対応

利用者や家族からの苦情対応については、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、プライバシーの保護にも十分配慮し、宮城県や宮城県国民健康保険団体連合会等との連携のなかで、関係法令に基づいた迅速かつ適切な対応に努めます。

3 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上

要介護者等に、その人にふさわしい適切な介護サービス、保健医療サービス、インフォーマルサービス等を総合的に提供することが、これまでにも増して求められるようになってきており、介護支援専門員の資質やケアマネジメントの質を向上させることが重要になってきています。

このため、地域包括支援センターを中心とした情報提供や支援困難ケースへの対応等の支援体制の強化や、「高齢者精神疾患研修会」、「対人援助研修会」、

「口腔関連関係者研修会」、「ゲートキーパー研修会」等の研修を実施するとともに、「けあまねさんのための社会資源ガイド」を作成してインフォーマルサービス活用の支援を推進しています。

今後も、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送るため、多様なサービスを取り入れたケアマネジメントができるよう、介護支援専門員の資質の向上に努めます。

4 介護サービス事業者の指導・監督

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等に対し指導を行うことにより、介護サービス事業所の適切な運営とサービスの質の確保を図ります。

また、指定基準違反や不正請求が疑われる事業所には、公正かつ適切な措置をとることを目的に監査を実施します。

5 災害に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等の立地条件を勘案したうえで予想される非常災害の種類（火災、地震、津波、土砂災害、風水害、原子力災害等）ごとに策定することが義務付けられている具体的な計画（非常災害対策計画）を点検するとともに、避難訓練の実施や防災啓発活動、想定されているリスクや、食料等の物資の備蓄・調達状況の確認を行い、さらには、災害の種類ごとに避難に要する時間や避難経路の確認を促します。

また、水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行され、市町村の地域防災計画に記載される「洪水や土砂災害のリスクが高い区域に位置する要配慮者利用施設」の管理者等に対して、洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されたことから、該当する介護事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

なお、従前より宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕（平成25年2月改定）において、介護保険施設等の社会福祉施設等の管理者は原子力災害時における避難等計画を作成するものとされていることから、併せて該当する介護事業所等への周知・指導を行うとともに、本市防災担当課へのつなぎを行います。

6 感染症に対する備え

介護事業所等と連携し、定期的な指導等を通して、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務

に当たることができるように、感染症発生時の介護の対応訓練の実施や感染症に対する研修の実施について促します。

7 地域密着型サービス運営推進会議の運営支援

地域密着型サービスが生活圏域内で質の高いサービス提供が継続できるよう、行政職員や地域包括支援センターの職員、利用者家族や地域住民の代表者等により構成される運営推進会議の効果的、効率的な運営を支援します。

8 情報開示とサービス評価体制の充実

利用者が介護サービス事業者を適切に選択できるよう、介護サービス事業者と連携し、県の「介護サービス情報公表システム」を活用するとともに、市のホームページや窓口において、介護サービス事業者の情報提供等を行っています。

また、計画の進行管理・点検・評価について関係機関、団体や地域住民等が参画し意見が反映できるように、介護保険運営審議会、地域密着型サービス運営委員会を開催し、協議を行います。

9 事業者間の連携の支援

事業者連絡会議や研修会等において情報の共有化を図り、事業者間の連携強化を支援することにより、質の高いサービスを効率的に提供します。

10 適正化事業の推進

(1) 要介護認定調査結果の点検

認定申請があった際に実施する要介護認定調査の結果に対し、全調査項目の内容を入念に点検します。チェック項目や記載内容に不備や誤り等がある場合は、当該調査員に直接確認の上、必要に応じて修正や指導を行います。

(2) ケアプランの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、適切なケアプランが作成されているか点検を行い、ケアマネジメントの適正化を進めます。

(3) 福祉用具購入及び貸与・住宅改修に係わる点検

福祉用具の購入及び貸与・住宅改修工事が利用者の状態やニーズに対して適切に給付されるよう点検を行います。

(4) 医療情報との突合

医療給付と介護給付状況の突合や被保険者ごとの介護給付状況確認から、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

(5) 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、サービス利用日数又は回数、介護保険給付額及び利用者負担額を通知することにより、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげます。

II 離島介護対策事業

「石巻市離島介護対策事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業者に対し、田代島地区及び網地島地区の市民に対する介護サービスを実施する場合、必要な船賃等を補助金として交付しています。

今後も、離島においても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう事業を継続します。

第7節 介護に取り組む家族等への支援の充実

高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯など最も見守りの必要性が高い世帯の増加と、それに伴ういわゆる「老老介護」、認知症高齢者が介護を行ういわゆる「認認介護」などは、社会全体の問題として取り組んでいく必要があります。

これまで、介護者の様々な負担の軽減策として、家族介護慰労金支給や介護用品支給等を行ってきました。

今後も引き続き、介護者の身体的・精神的な不安や負担軽減と介護される本人も安心して介護を受けられるよう支援を行います。

| 住宅改修支援事業

介護支援専門員等が行う住宅改修が必要と認められる理由書を作成する業務について、その業務に対する対価を補助金として交付しています。

今後も、本事業に介護保険サービスの利用促進を図り、併せて介護支援専門員等に所要の支援を行います。

2 高額介護サービス費貸付事業

介護サービスを受けた際の自己負担が、ある一定額を超えたときは、その超えた分が高額介護サービス費として払い戻されますが、払い戻されるまでの資金として、その額の90%を無利子で貸付を行います。

3 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

介護サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的役割の一環として利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

○事業の内容

対象者の要件	対象となるサービス*	軽減の割合
世帯課税、収入、預貯金、資産、扶養、保険料納付の状況等を総合的に勘案して、生計が困難であると市が認定した方	<ul style="list-style-type: none">○訪問介護○通所介護○短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護○定期巡回・随時対応型訪問介護看護○夜間対応型訪問介護○地域密着型通所介護○認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護○小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護○複合型サービス○介護老人福祉施設○第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）○第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）	<ul style="list-style-type: none">・利用者負担の 25%・老齢福祉年金受給者は利用者負担の 50%

*都道府県に申出を行った社会福祉法人が実施するサービスが対象となります。

4 家族介護慰労金支給事業

要介護 4 又は要介護 5 の状態にある 65 歳以上の高齢者を常時在宅で介護している家族の労をねぎらい介護家族を支援するため、介護慰労金を支給します。

○事業の内容

対象者	支給額
市民税非課税世帯で、過去 1 年間介護保険のサービス（年間 7 日以内のショートステイの利用を除く。）を受けなかった高齢者を介護している同居の家族	高齢者 1 人当たり 年額 10 万円

5 介護用品支給事業

高齢者を介護している家族の身体的、精神的又は経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、市民税非課税世帯であって要支援又は要介護状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している同居の家族の方に、介護用品を購入できる介護用品支給券を支給します。

○事業の内容

区分	介護用品支給券の額	対象となる介護用品
要支援1～要介護3	高齢者1人当たり 月額 2,000円	紙おむつ、尿取りパット
要介護4・5	高齢者1人当たり 月額 5,000円	紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、 清拭剤、ドライシャンプー

資料編

- 1 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過
- 2 石巻市介護保険条例（抜粋）
- 3 石巻市介護保険運営審議会委員名簿
- 4 S D G s のゴールとターゲット

I 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定経過

開催年月日	内 容
令和2年 7月10日	<p>令和2年度第1回石巻市介護保険運営審議会</p> <p>(1) 報告事項 ① 日常生活圏域ニーズ調査等について ② 介護保険法の改正について ③ 令和元年度石巻市地域包括支援センター事業実績について</p> <p>(2) 資問第1号 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について</p>
令和2年 8月25日	<p>令和2年度第2回石巻市介護保険運営審議会</p> <p>(1) 報告事項 ① 介護サービス提供事業者調査結果について</p> <p>(2) 審議事項 ① 将来人口推計及び現状分析について ② 日常生活圏域の設定について</p>
令和2年 10月16日	<p>令和2年度第3回石巻市介護保険運営審議会</p> <p>(1) 報告事項 ① 第2回運営審議会での報告事項に係る追加報告について ② 令和元年度決算について</p> <p>(2) 審議事項 ① 介護サービス基盤の整備について ② 「基本理念」及び「基本方針」について ③ 計画素案について</p>
令和2年 11月11日	<p>令和2年度第4回石巻市介護保険運営審議会</p> <p>(1) 石巻市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について</p>

2 石巻市介護保険条例（抜粋）

平成17年4月1日条例第165号

石巻市介護保険条例

（審議会の設置等）

第14条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、石巻市介護保険運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問を受け、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定等に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護保険の運営に関する事項

（組織）

第15条 審議会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者 7人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 3人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 7人

3 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第16条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、前条第2項第2号に該当する委員のうちから委員の互選により定め、副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第17条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の運営に関する委任）

第18条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 石巻市介護保険運営審議会委員名簿

区分	氏名	地区名	役職名
1号委員	しぶ 渋 谷 敏 子	石巻地区	石巻市老人クラブ連合会副会長
	すが 菅 原 よしえ よしゑ	河南地区	河南地区民生委員児童委員協議会会长
	さくら 櫻 井 美 子	河北地区	河北地区民生委員児童委員協議会会长
	もり 森 山 清 枝	桃生地区	桃生地区主任児童委員
	はた 畠 山 貫 梁	雄勝地区	雄勝地区民生委員児童委員協議会会长
	たけ 武 山 賢	北上地区	北上地区民生委員児童委員
	おお 大 宮 喜美雄	牡鹿地区	鮎川第1行政区 行政委員
2号委員	は 芳 賀 のぶ ゆき 賀 信 幸		石巻専修大学理工学部名誉教授
	さ 佐 とう 藤 尊 厳		石巻市医師会理事
	おの でら 小野寺 夢津子		(株)ソーワダイレクト常務取締役
3号委員	たけ 竹 中 やすし 中也寸志	石巻地区	宮城県老人福祉施設協議会 石巻・東松島地区連絡協議会会长
	えん 遠 藤 早 苗	河南地区	特別養護老人ホーム花水木施設長
	ひ 日 野 宏 敏	河北地区	(株)とやけの森代表取締役
	あ 阿 部 とし 敏 一	桃生地区	せんだんの杜ものう総合施設長
	はら 原 りつ 律 子	雄勝地区	特別養護老人ホーム雄心苑施設長
	たけ 武 山 泰 徳	北上地区	特別養護老人ホームきたかみ施設長
	すず 鈴 木 静 江	牡鹿地区	特別養護老人ホームおしか清心苑施設長

※介護保険条例第15条第2項の規定による委員については下記のとおりです。

1号委員：被保険者の代表 2号委員：学識又は経験を有する者

3号委員：介護サービスに従事する者

4 SDGsのゴールとターゲット



貧困をなくそう

ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる ターゲット

1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。

1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。

1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。

1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。

1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。

1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。



飢餓をゼロに

ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する ターゲット

2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。

2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。

2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。

2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。

2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な分配を促進する。

2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。

2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。

2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

3 すべての人に
健康と福祉を



すべての人に健康と福祉を

ゴール3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する ターゲット

- 3.1** 2030年までに、世界の妊娠婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
- 3.2** 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3** 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶とともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4** 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5** 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6** 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7** 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
- 3.8** 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
- 3.9** 2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a** 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
- 3.b** 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の侧面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c** 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d** 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

4 質の高い教育を
みんなに



質の高い教育をみんなに

ゴール4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する ターゲット

- 4.1** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2** 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3** 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4** 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5** 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6** 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようになる。
- 4.7** 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a** 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b** 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
- 4.c** 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。

5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダー平等を実現しよう

ゴール5 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う ターゲット

- 5.1** あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2** 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3** 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4** 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5** 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6** 國際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a** 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b** 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c** ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

6 安全な水とトイレを世界中に



安全な水とトイレを世界中に

ゴール6 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する ターゲット

- 6.1** 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平衡なアクセスを達成する。
- 6.2** 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3** 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4** 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
- 6.5** 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
- 6.6** 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帶水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 6.a** 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
- 6.b** 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに



エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ゴール7 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する ターゲット

- 7.1** 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2** 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3** 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a** 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b** 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

8 働きがいも
経済成長も



働きがいも経済成長も

ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

ターゲット

- 8.1** 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
- 8.2** 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3** 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
- 8.4** 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
- 8.5** 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6** 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7** 強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8** 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9** 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10** 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a** 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
- 8.b** 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



産業と技術革新の基盤をつくろう

ゴール9 強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ターゲット

- 9.1** 全ての人々に安価で公平なアクセスを重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する。
- 9.2** 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
- 9.3** 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4** 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5** 2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる
- 9.a** アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラ開発を促進する。
- 9.b** 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9.c** 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。



人や国の不平等をなくそう

ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

ターゲット

- 10.1** 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2** 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 10.3** 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4** 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5** 世界金融市场と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6** 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信頼性があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7** 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.a** 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b** 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c** 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



住み続けられるまちづくりを

ゴール11 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット

- 11.1** 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2** 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
- 11.3** 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4** 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5** 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6** 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7** 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a** 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b** 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c** 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。

12 つくる責任
つかう責任



つくる責任 つかう責任

ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。

12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。

12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。

12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。

12.b 雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。

12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

13 気候変動に
具体的な対策を



気候変動に具体的な対策を

ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

ターゲット

13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。

13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。



14

海の豊かさを
守ろう

海の豊かさを守ろう

ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する ターゲット

14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。

14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

14.5 2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。

14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。

14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。

14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。

14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。

14.c 「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。



15

陸の豊かさも
守ろう

陸の豊かさも守ろう

ゴール15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する ターゲット

15.1 2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界的な達成に尽力する。

15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の機能を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。

15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。

15.8 2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。

15.9 2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

16 平和と公正をすべての人に



平和と公正をすべての人に

ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

ターゲット

- 16.1** あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2** 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3** 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4** 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
- 16.5** あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6** あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7** あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8** グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9** 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10** 國内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a** 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b** 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

17 パートナーシップで目標を達成しよう



パートナーシップで目標を達成しよう

ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット

資金/Finance

- 17.1** 課税及び徵税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2** 先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15～0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3** 複数の財源から、開発途上国のために追加的資金源を動員する。
- 17.4** 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5** 後発開発途上国のために投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術/Technology

- 17.6** 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7** 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
- 17.8** 2017年までに、後発開発途上国のために技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築/Capacity-building

- 17.9** 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力を通じて、開発途上国における効果的かつのをしほった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
- 17.10** ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的ルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11** 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国シェアを倍増させる。
- 17.12** 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面/Systemic issues

政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence

17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。

17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。

17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ/

Multi-stakeholder partnerships

17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任/

Data, monitoring and accountability

17.18 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

石巻市高齢者福祉計画・
第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

発行：石巻市

編集：石巻市健康部介護保険課

〒986-8501

宮城県石巻市穀町14番1号

TEL 0225-95-1111 FAX 0225-92-5791

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>